

鴨川市  
第6期障害福祉計画・  
第2期障害児福祉計画

令和3年2月

鴨川市





# 目次

<b>第1編 総論</b> . . . . .	<b>1</b>
<b>第1章 計画策定にあたって</b> . . . . .	<b>3</b>
第1節 計画の目的 . . . . .	3
第2節 計画の位置づけと期間 . . . . .	3
第3節 計画の対象者 . . . . .	5
第4節 計画策定の方針と検討体制 . . . . .	6
第5節 近年の制度改正の動向 . . . . .	7
<b>第2章 障害者数の推移と推計</b> . . . . .	<b>14</b>
<b>第3章 アンケート調査等から見た現状</b> . . . . .	<b>15</b>
第1節 アンケート調査概要 . . . . .	15
第2節 福祉に関するアンケート調査結果 . . . . .	16
第3節 子ども用アンケート調査結果 . . . . .	26
<b>第4章 計画の基本的方向</b> . . . . .	<b>32</b>
第1節 将来像 . . . . .	32
第2節 施策目標 . . . . .	33
<b>第2編 障害福祉計画</b> . . . . .	<b>37</b>
<b>第1章 基本目標</b> . . . . .	<b>39</b>
第1節 障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援 . . . . .	39
第2節 市を主体とした障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの充実	39
第3節 地域生活移行、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備	39
第4節 地域共生社会の実現に向けた取り組み . . . . .	39
<b>第2章 成果目標</b> . . . . .	<b>40</b>
第1節 「福祉施設入所者の地域生活移行」の目標 . . . . .	40
第2節 「地域生活支援拠点等が有する機能の充実」の目標 . . . . .	40
第3節 福祉施設から一般就労への移行等の目標 . . . . .	41

第4節	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築の目標	43
第5節	相談支援体制の充実・強化等の目標	43
第6節	障害福祉サービス等の質向上に係る目標	44
第7節	発達障害者等に対する支援の目標	44
<b>第3章</b>	<b>サービス事業量の見込みと提供体制の確保策</b>	<b>45</b>
第1節	サービス事業量の見込みの全体像	45
1	障害福祉サービス	47
(1)	訪問系サービス	47
(2)	日中活動系サービス	49
(3)	居住支援・施設系サービス	52
(4)	在宅生活支援	54
2	相談支援	54
(1)	相談支援	54
3	地域生活支援事業	56
(1)	必須事業	56
(2)	任意事業	68
<b>第4章</b>	<b>その他の関連事業等</b>	<b>72</b>
第1節	成年後見制度利用促進基本計画	72
第2節	障害者職員活躍推進計画	72
第3節	虐待防止連携協議会	74
第4節	災害等の非常事態に備える体制作り	74
<b>第3編</b>	<b>障害児福祉計画</b>	<b>75</b>
<b>第1章</b>	<b>基本目標</b>	<b>77</b>
第1節	専門性の高い療育の促進、支援体制の整備	77
第2節	家族支援の強化と地域社会への参加、包容の推進	77
<b>第2章</b>	<b>成果目標</b>	<b>78</b>
第1節	児童発達支援センターの設置	78
第2節	保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	78
第3節	主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の確保	78
第4節	医療的ケア児支援の協議の場の設置	79

<b>第3章 サービス事業量の見込みと提供体制の確保策</b> . . . . .	<b>80</b>
第1節 サービス事業量の見込みの全体像 . . . . .	80
1 障害児支援 . . . . .	81
(1) 障害児相談支援 . . . . .	81
(2) 障害児通所支援 . . . . .	82
<b>第4章 その他の関連事業等</b> . . . . .	<b>85</b>
第1節 医療的ケア児等支援ワーキンググループ . . . . .	85
第2節 小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業 . . . . .	85
<b>第4編 計画の推進体制</b> . . . . .	<b>87</b>
<b>第1章 円滑な推進に向けた方策</b> . . . . .	<b>89</b>
第1節 適切なケアマネジメントの実施 . . . . .	89
第2節 地域自立支援協議会の円滑な運営 . . . . .	89
<b>第2章 計画の進行管理</b> . . . . .	<b>90</b>
<b>第3章 専門従事者の育成・確保</b> . . . . .	<b>91</b>
<b>第4章 行政職員の資質向上</b> . . . . .	<b>91</b>
<b>第5章 財源の確保</b> . . . . .	<b>91</b>
<b>参考資料</b> . . . . .	<b>93</b>
鴨川市障害福祉計画等策定委員会設置要領 . . . . .	95
鴨川市障害福祉計画等策定委員会委員名簿 . . . . .	96
用語解説 . . . . .	97



# 第1編 総論



# 第1章 計画策定にあたって

## 第1節 計画の目的

国では、障害者基本法に基づく、障害者施策の最も基本的な計画である「障害者基本計画」（第4次計画）（平成30年度～令和4年度）において、基本理念（計画の目的）を「共生社会の実現に向け、障害者が、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援」と決めました。また、同年には「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」施行、令和元年の「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（「読書バリアフリー法」）」施行と障害者の社会参加の機会を広げる施策が示されてきました。

千葉県では、平成30年度を初年度とした「第六次千葉県障害者計画」において「障害のある人が地域でその人らしく暮らせる共生社会の構築」を基本理念に定め、これを目指した計画を策定しており、令和3年度から令和5年度を計画期間とする「第七次千葉県障害者計画」でも、基本理念を引き継いでいます。

本市においては、平成24年3月に「鴨川市障害者基本計画」（平成24年度～29年度）、平成30年3月に「鴨川市障害者基本計画」（平成30年度～令和5年度）を策定しました。この間、実施計画となる「第5次障害福祉計画」に加え、平成29年の障害者総合支援法・児童福祉法の改正による「障害児福祉計画」を定めて「第1次障害児福祉計画」を策定し、障害者（児）福祉の一層の強化を図り総合的に推進してきました。

「鴨川市第5次障害福祉計画・第1次障害福祉計画」は、計画期間が令和2年度で満了するため、令和3年度から新たな実施計画として「鴨川市第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画」を策定します。地域共生社会を目指す地域福祉の実現、また障害者自身による意思決定や社会参加の機会を拡げるための実施計画として、掲げた成果目標の達成を目指します。

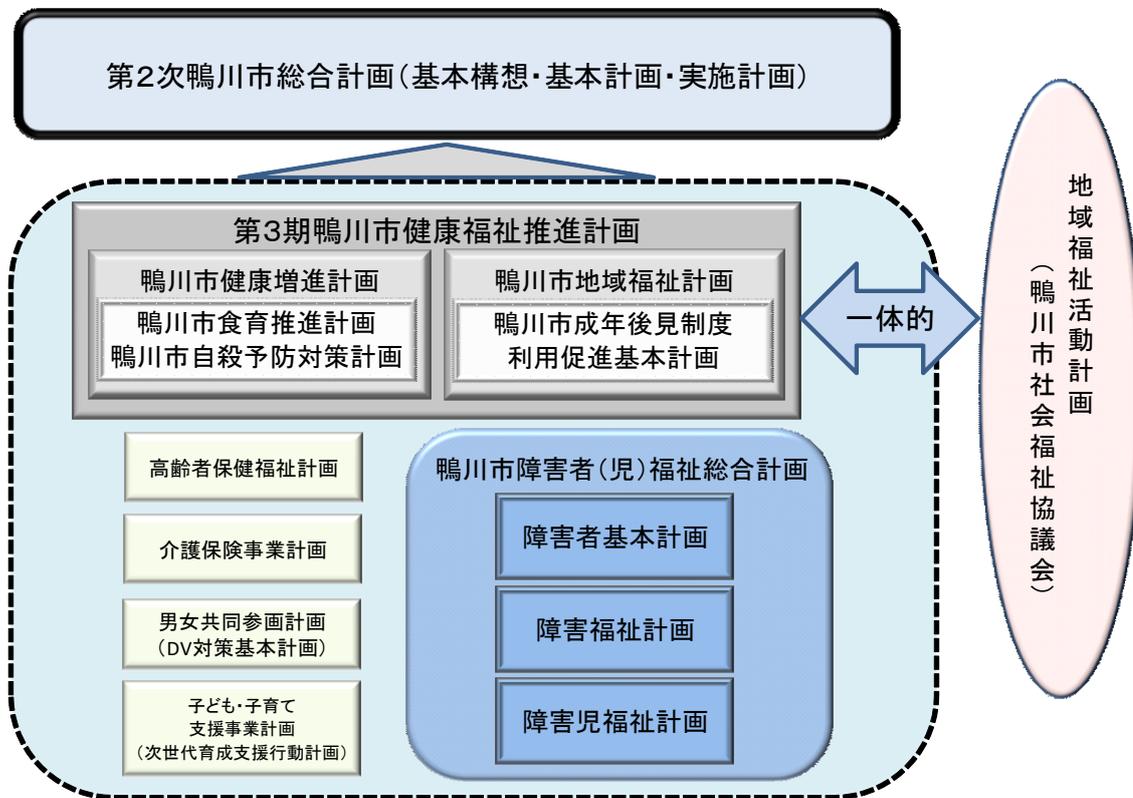
## 第2節 計画の位置づけと期間

本計画は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（障害者総合支援法）第88条に基づき障害福祉サービス・地域生活支援事業の事業量やその確保策を定める「障害福祉計画」および、児童福祉法33条の20に基づき障害児通所支援・障害児相談支援の事業量やその確保策を定める「障害児福祉計画」の2つの計画から構成されます。

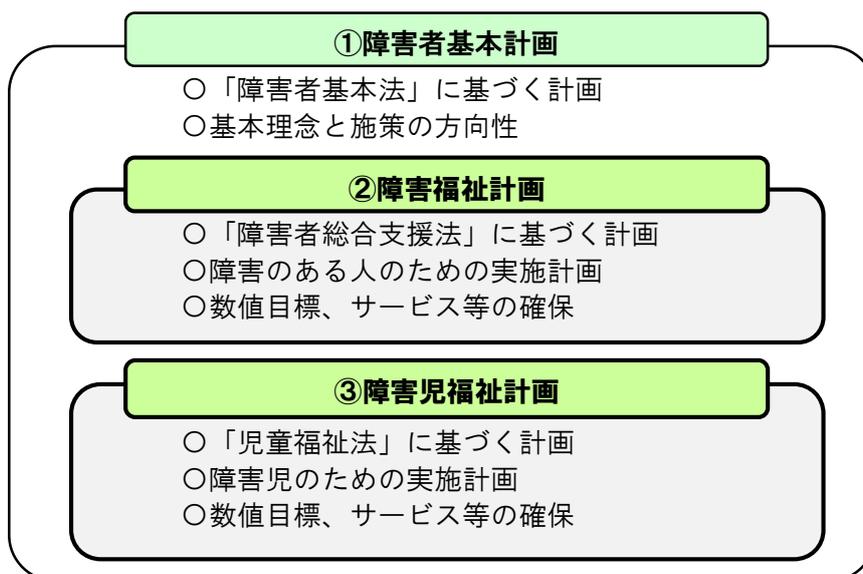
なお、本計画の基本計画となる「鴨川市障害者基本計画」は、障害者基本法第11条第3項に定める「市町村障害者計画」として位置づけられるもので、障害のある人の生活全般にかかる幅広い分野の施策を総合的に推進するための基本的な計画です。

本計画の策定に当たっては「第3期鴨川市健康福祉推進計画」を上位計画と位置づけ、その計画を構成する「鴨川市地域福祉計画」との整合性を図りつつ、市の関連福祉計画との連携を取りながら推進します。

計画の位置づけ



障害者基本計画と障害福祉計画・障害児福祉計画の関係



計画期間は、「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」は令和3年度から令和5年度までの3年間とします。

計画期間

		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
鴨川市健康福祉推進計画 鴨川市地域福祉計画		第2期鴨川市健康福祉推進計画 (平成28年度～令和2年度)			第3期鴨川市健康福祉推進計画 (令和3年度～7年度)		
福祉 総合 計画 (児)	鴨川市障害者基本計画	→					
	鴨川市第6期障害福祉計画	→					
	鴨川市第2期障害児福祉計画	→					

### 第3節 計画の対象者

「障害者基本計画」は、障害者だけでなく、すべての市民を対象とした、すべての市民のための計画です。一方、「障害福祉計画」は、障害福祉サービスの利用者を対象とします。

「障害者」という言葉の定義は、障害者基本法第2条では「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」とされています。これを基本とし、てんかんや難病などに起因する障害のある方などを含めて「障害者基本計画」の対象となります。

これに対して「障害福祉計画」は、障害者基本法及び障害者総合支援法などの以下の関連法に基づき、身体障害、知的障害、精神障害及び難病患者等を対象とします。

#### 《 障害者の定義 》

##### 【障害者基本法】

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

1 障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

##### 【障害者総合支援法】

第4条 この法律において「障害者」とは、身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者、知的障害者福祉法にいう知的障害者のうち18歳以上である者及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障害者（発達障害者支援法（平成16年法律第167号）第2条第2項に規定する発達障害者を含み、知的障害者福祉法にいう知的障害者を除く。以下「精神障害者」という。）のうち18歳以上である者ならびに治療方法が確立していない疾病その他の

特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者であって18歳以上であるものをいう。

「障害児」とは、児童福祉法第4条第2項に規定する障害児及び精神障害者のうち18歳未満である者をいう。

#### 【児童福祉法】

第4条 この法律で、児童とは、満18歳に満たない者をいう。

2 この法律で、障害児とは、身体に障害のある児童、知的障害のある児童または精神に障害のある児童(発達障害者支援法(平成16年法律第167号)第2条第2項に規定する発達障害児を含む。)をいう。

#### 【発達障害者支援法】

第2条 この法律において「発達障害」とは、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるものをいう。

2 この法律において「発達障害者」とは、発達障害を有するために日常生活または社会生活に制限を受ける者をいい、「発達障害児」とは発達障害者のうち18歳未満のものをいう。

## 第4節 計画策定の方針と検討体制

計画の策定にあたっては、国が定める基本指針等を踏まえて、第6期計画等を策定します。また、「障害者等の当事者の参画」によりニーズの把握に努めるなど、障害者等の意見の反映に努めます。サービスの提供基盤整備には障害及び障害者等に対する「地域社会の理解促進」が欠かせず、障害者等をはじめ地域住民、企業など幅広く参加を求めます。

あわせて、障害者総合支援法及び児童福祉法の基本理念を踏まえ、保健、医療、介護、児童福祉、教育、文化芸術、雇用等の分野を超えた総合的な取り組みを推進するため、各種行政機関、企業、医療機関等の関連する機関の参加を求め、理念や目標の共有化、地域におけるネットワークの強化を進めます。

### 1. 協議体における検討

計画の策定においては、鴨川市障害福祉計画等策定委員会を設置し、広く市民等の意見を集め、必要な事項を協議します。鴨川市障害福祉計画等策定委員会の委員は、障害者団体、福祉関連団体、保健医療関係者、障害福祉事業関係者及び教育関係者から組織されます。

### 2. アンケート調査・ヒアリング等の実施

第6期計画等の策定にあたって、成果目標、障害福祉サービス等の見込量の算定及び計画策定の基礎資料とするため、アンケート調査等を実施しました。

- 『鴨川市福祉に関するアンケート調査』
- 『子どもの発育・発達に関するアンケート調査』
- 『障害福祉施設・事業者ヒアリング調査』

### 3. パブリックコメントの実施

障害者総合支援法第1条にある「障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現」のために、広く市民から本計画に対する意見を募集しました。

## 第5節 近年の制度改正の動向

〔地域の福祉を取り巻く関連法制度〕

「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」（平成29年6月2日公布）では、地域住民や福祉関係者が、(1)本人のみならず、その人が属する世帯全体に着目し、(2)福祉、介護、保健医療に限らない、様々な生活課題を把握するとともに、(3)行政などと協働し、課題を解決していくことが必要である旨を定め、「我が事・丸ごと」の包括的支援の理念を明確化しています。

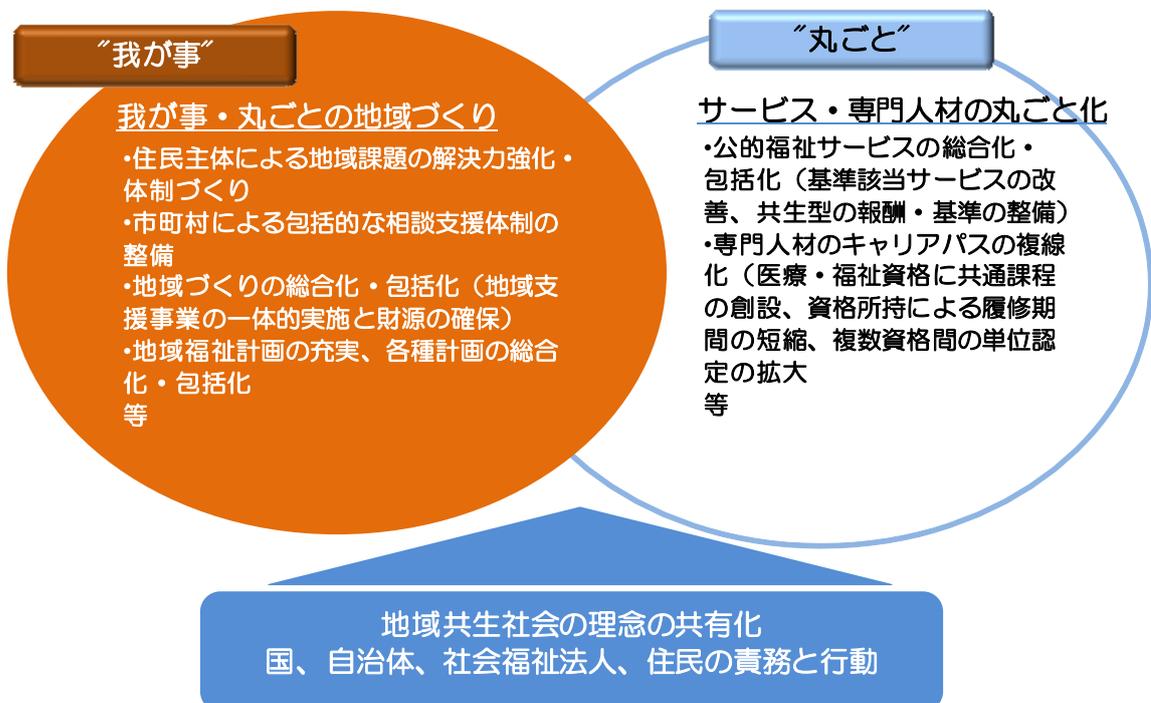
また、この改正社会福祉法では、地域共生社会の実現に向けた取り組みとして、下記のように示されています。

#### 地域共生社会の実現に向けた取り組みの推進等

- 地域福祉の推進の理念として、支援を必要とする住民（世帯）が抱える多様で複合的な地域生活課題について、住民や福祉関係者による把握及び関係機関との連携等による解決が図られることを目指す旨を明記（「我が事・丸ごと」の地域福祉推進の理念を規定）【社会福祉法等の改正】

- 「我が事・丸ごと」の地域福祉推進の理念を実現するため、市町村が次の包括的な支援体制づくりに努める旨を規定【社会福祉法等の改正】
  - ・ 地域住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境整備
  - ・ 住民に身近な圏域において、分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、関係機関と連絡調整等を行う体制（例えば、地区社協、市区町村社協の地区担当、地域包括支援センター、相談支援事業所、地域子育て支援拠点、利用者支援事業、社会福祉法人、NPO法人等）
  - ・ 主に市町村圏域において、生活困窮者自立相談支援機関等の関係機関が協働して、複合化した地域生活課題を解決するための体制
- 市町村が地域福祉計画を策定するよう努めるとともに、福祉の各分野における共通事項を定め、上位計画として位置づける（都道府県が策定する地域福祉支援計画についても同様）【社会福祉法等の改正】
- 高齢者と障害児者が同一の事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険と障害福祉両方の制度に新たに共生型サービスを位置づける【介護保険法、障害者総合支援法、児童福祉法等の改正】

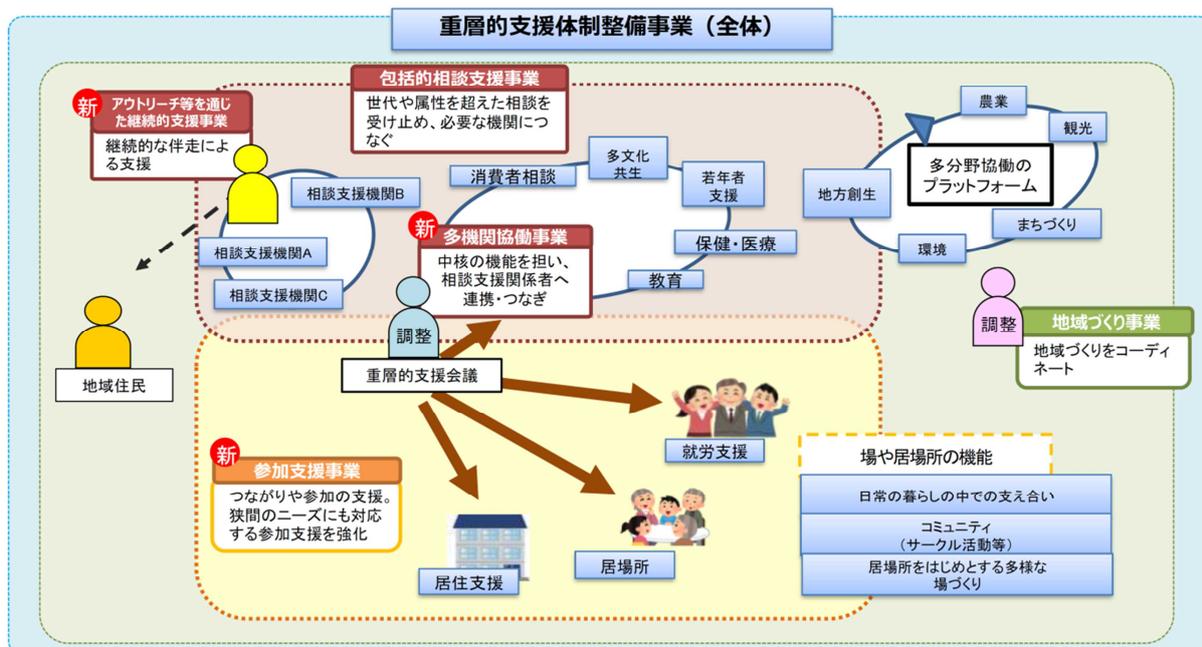
## 「地域共生社会」実現の全体像イメージ



出所：厚生労働省

さらに、「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」（「改正社会福祉法」という）（令和2年6月5日成立、6月12日公布）では、地域共生社会の実現を図るため、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な福祉サービス提供体制を整備する観点から、市町村の包括的な支援体制の構築の支援、地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進、医療・介護のデータ基盤の整備の推進、介護人材確保及び業務効率化の取組の強化、社会福祉連携推進法人制度の創設等の所要の措置について定められました。

改正社会福祉法の新たな事業の柱として、地域住民の複合・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、①相談支援（包括的相談支援事業、多機関協働事業、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業）、②参加支援事業、③地域づくり事業を一体的に実施する事業として、「重層的支援体制整備事業」が創設されました。



出所：厚生労働省

### 〔障害者関連法制度〕

我が国の障害福祉制度は、平成15（2003）年の「支援費制度」の導入により、行政がサービスの利用先や内容等を決定する「措置制度」から、障害のある人自身がサービスを選択し契約する方式へと大きく転換されました。

平成18（2006）年には、それまで身体・知的・精神の障害種別によって異なっていたサービス体系を一元化し、利用者負担の定率化を規定した「障害者自立支援法」が施行されました。その後、応能負担原則による利用者負担額の見直しや、障害者の範囲の見直し等が行われ、平成25（2013）年には「障害者自立支援法」の改正により新たに「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、「障害者総合支援法」）」が施行されました。

「障害者総合支援法」では、「地域における共生の実現」という理念の導入に加え、制度の谷間を埋めるため難病等をサービスの対象に含めること等が新たに定められました。

また、平成24（2012）年には「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（以下、「障害者虐待防止法」）」が、平成28（2016）年4月には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下、「障害者差別解消法」）」が、同年5月には「成年後見制度の利用の促進に関する法律（以下、「成年後見制度利用促進法」）」が施行され、障害のある人に対する権利擁護が強く打ち出されました。

平成28（2016）年には、発達障害のある人への支援をより一層充実させることを目的に「発達障害者支援法」の改正法が施行されました。平成30（2018）年度からは「障害者総合支援法」及び「児童福祉法」の改正により、地方自治体において障害児福祉計画の策定が義務づけられるとともに、障害のある人の地域生活の維持・継続のための支援や就労定着に向けた支援の充実、精神障害に対応した地域包括ケアシステムの構築、障害のある子どもに対するサービス提供体制の計画的な構築等が求められるようになりました。

平成30（2018）年の「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」施行、令和元（2019）年の「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（以下、「読書バリアフリー法」）」施行、直近では令和2（2020）年4月「障害者の雇用の促進等に関する法律（以下、「障害者雇用促進法」）」の改正法施行など、障害福祉の充実に向けた制度の創設、見直しが行われています。

近年の法制度整備の状況

年	障害者支援や障害福祉をめぐる動き
平成18(2006)年	障害者自立支援法の施行(平成18年4月1日) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の施行 国連で障害者の権利に関する条約(障害者権利条約)を採択
平成19(2007)年	障害者権利条約に署名(平成19年9月28日)
平成21(2009)年	障害者制度改革推進会議
平成23(2011)年	改正障害者基本法の施行(平成23年8月5日)
平成24(2012)年	改正児童福祉法の施行(平成24年4月1日) 障害者虐待防止法の施行(平成24年10月1日)
平成25(2013)年	障害者総合支援法の施行(平成25年4月1日) 障害者優先調達推進法の施行(平成25年4月1日)
平成26(2014)年	障害者権利条約の批准(平成26年1月20日)
平成27(2015)年	難病の患者に対する医療等に関する法律の施行
平成28(2016)年	障害者差別解消法の施行(平成28年4月1日) 改正障害者雇用促進法施行(平成28年4月1日) 成年後見制度の利用の促進に関する法律施行(平成28年5月13日) 改正発達障害者支援法の施行(平成28年8月1日)
平成30(2018)年	改正障害者総合支援法及び改正児童福祉法施行(平成30年4月1日) 障害者による文化芸術活動の推進に関する法律施行(平成30年6月13日) 障害者基本計画(第4次計画)
令和元(2019)年	視覚障害者等の読書環境整備の推進に関する法律施行 (令和元年6月28日)
令和2(2020)年	改正障害者雇用促進法の施行(令和2年4月1日) 改正高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律一部施行 (令和2年6月19日) 聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律の公布(公布日令和2年6月12日から起算して9月を超えない範囲の政令で定める日から施行)

## 〔障害者基本計画（第4次）の概要〕

国では、平成30年度～令和4年度の5年間の計画期間とする「障害者基本計画（第4次）」を策定しており、障害者施策の最も基本的な計画として位置付けています。本計画の策定においても、この基本計画を踏まえておく必要があります。

### ○計画期間

平成30（2018）年度からの5年間

### ○基本理念（計画の目的）

共生社会の実現に向け、障害者が、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援

### ○各分野に共通する横断的視点

- （1）条約の理念の尊重及び整合性の確保
- （2）社会のあらゆる場面におけるアクセシビリティの向上
- （3）当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援
- （4）障害特性等に配慮したきめ細かい支援
- （5）障害のある女性、子供及び高齢者の複合的困難に配慮したきめ細かい支援
- （6）PDCAサイクル等を通じた実効性のある取組の推進

### ○施策の円滑な推進

- （1）連携・協力の確保
- （2）理解促進・広報啓発に係る取組等の推進

### ○各分野における障害者施策の基本的な方向

- （1）安全・安心な生活環境の整備
- （2）情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実
- （3）防災、防犯等の推進
- （4）差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止
- （5）自立した生活の支援・意思決定支援の推進
- （6）保健・医療の推進
- （7）行政等における配慮の充実
- （8）雇用・就業、経済的自立の支援
- （9）教育の振興
- （10）文化芸術活動・スポーツ等の振興
- （11）国際社会での協力・連携の推進

※情報アクセシビリティ:年齢や身体障害の有無に関係なく、誰でも必要とする情報に簡単にたどり着け、利用できること

また、国では、市町村の第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画の策定に対して「基本指針」を定めており、これに沿った計画策定が求められます。

#### 第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画の国の基本指針（抜粋）

##### 〔障害福祉計画・障害児福祉計画の基本的理念〕

1. 障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援
2. 市町村を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等
3. 入所等から地域生活移行への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備
4. 地域共生社会の実現に向けた取り組み
5. 障害児の健やかな育成のための発達支援
6. 障害福祉人材の確保
7. 障害者の社会参加を支える取組

##### 〔障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的な考え方〕

1. 全国で必要とされる訪問系サービスの保障
2. 希望する障害者等への日中活動系サービスの保障
3. グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備と機能充実
4. 福祉施設から一般就労への移行等の推進
5. 強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害者に対する支援体制の充実
6. 依存症対策の推進

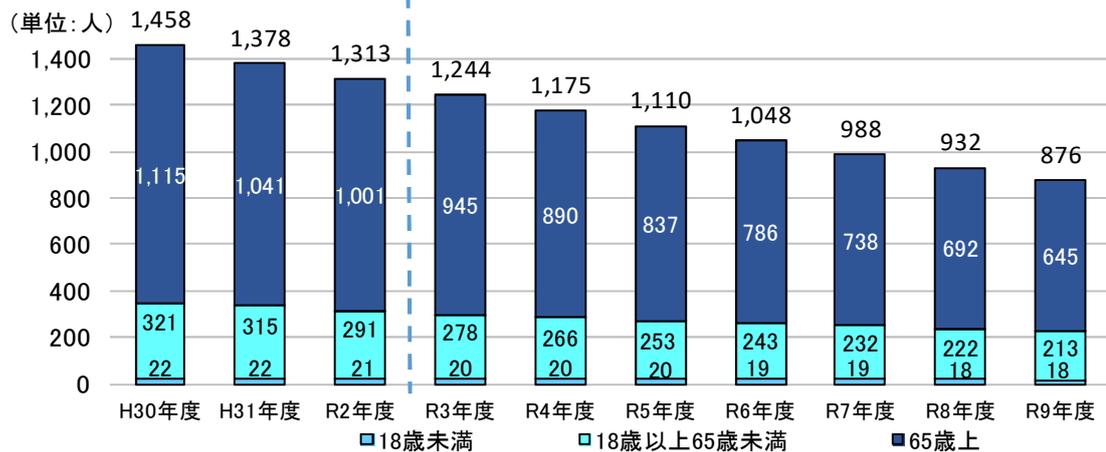
##### 〔障害福祉計画・障害児福祉計画が目指す目的〕

障害者・障害児の地域生活を支援するためのサービス基盤整備等に係る令和5年度末の数値目標を設定するとともに、障害福祉サービス等（障害福祉サービス、相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業）及び障害児通所支援等（障害児通所支援及び障害児入所支援並びに障害児相談支援）を提供するための体制の確保が計画的に図られるようにすることを目的とする。

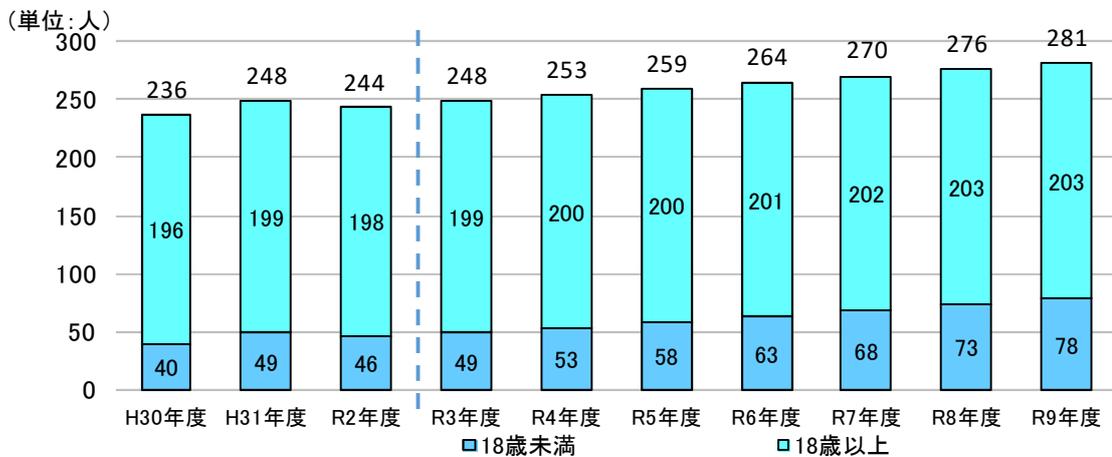
## 第2章 障害者数の推移と推計

令和2年4月1日現在の障害者手帳保持者数は、身体障害者手帳保持者が1,313人、療育手帳保持者が244人、精神保健福祉手帳保持者が169人です。過去の推移に基づき、令和9年度末時点の人数を推計すると、身体障害者手帳保持者は876人、療育手帳保持者は281人、精神保健福祉手帳保持者は237人となります。

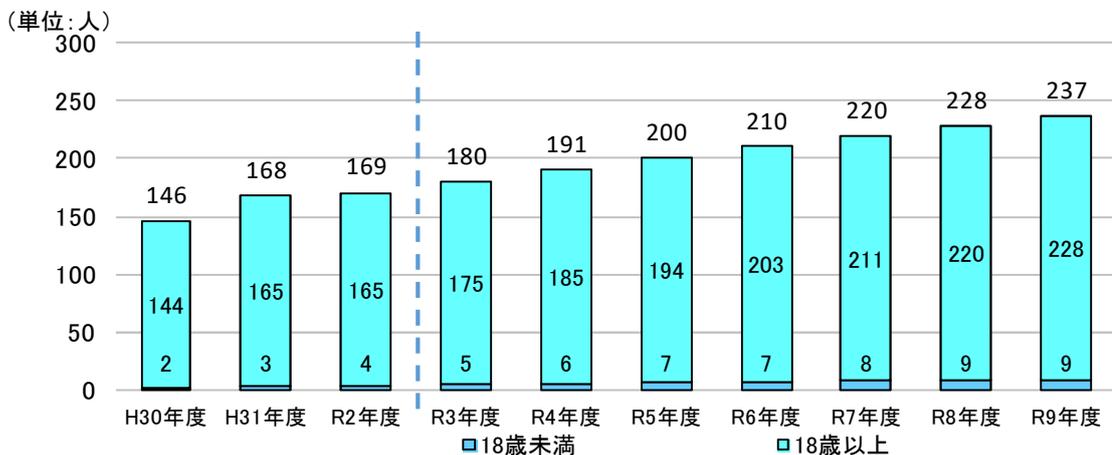
身体障害者手帳保持者の推移と推計



療育手帳保持者の推移と推計



精神障害者保健福祉手帳保持者の推移と推計



※推計値は、推計人口（平成30年～令和2年住民基本台帳人口によるコーホート変化率法により算出）各手帳所持者割合の増減率を乗じて算出した。

## 第3章 アンケート調査等から見た現状

### 第1節 アンケート調査概要

#### 1 調査の概要

鴨川市では、令和3年度に、新しい障害福祉計画（障害児福祉計画を含む）を策定します。

福祉に関するアンケート調査は、市内の障がい者や発達・発育に不安のある子どもを対象に、生活状況や施策ニーズをお聞きし、これらの計画の策定にあたっての基礎資料とするために実施しました。

#### 2 調査期間

	調査票発送（配布）	投函締切
障害者調査用	：令和2年8月12日	～ 令和2年8月24日
発育・発達に関する調査	：令和2年8月下旬	～ 令和2年9月23日

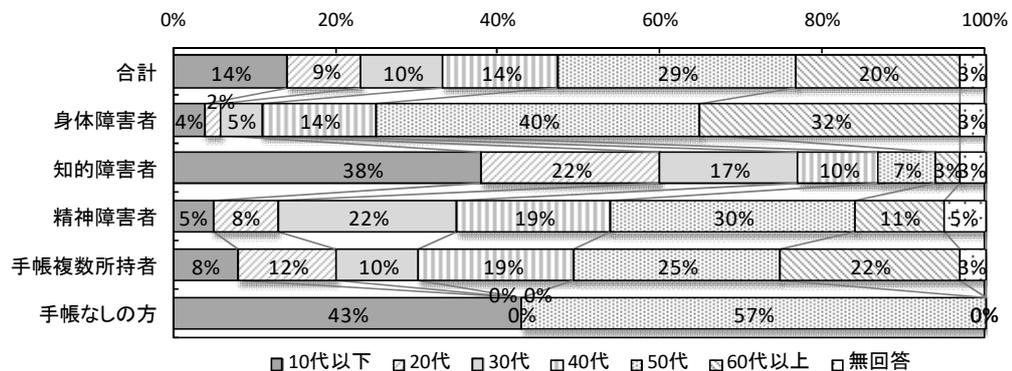
#### 3 調査方法と配布・回収数

調査は、以下の3種類の調査票で郵送により実施しました。配布数・回収数・回収率は表のとおりです。

調査票の種類	対象	配布数	回収数	回収率
福祉に関するアンケート調査 （障害者用調査）	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者及びサービス利用者	700	307	43.9%
子どもの発育・発達に関するアンケート調査 （子ども用調査）	児童発達支援等受給者証を持っている児童及び特別支援学級または特別支援学校に在籍している児童	150	77	51.3%

## 第2節 福祉に関するアンケート調査結果

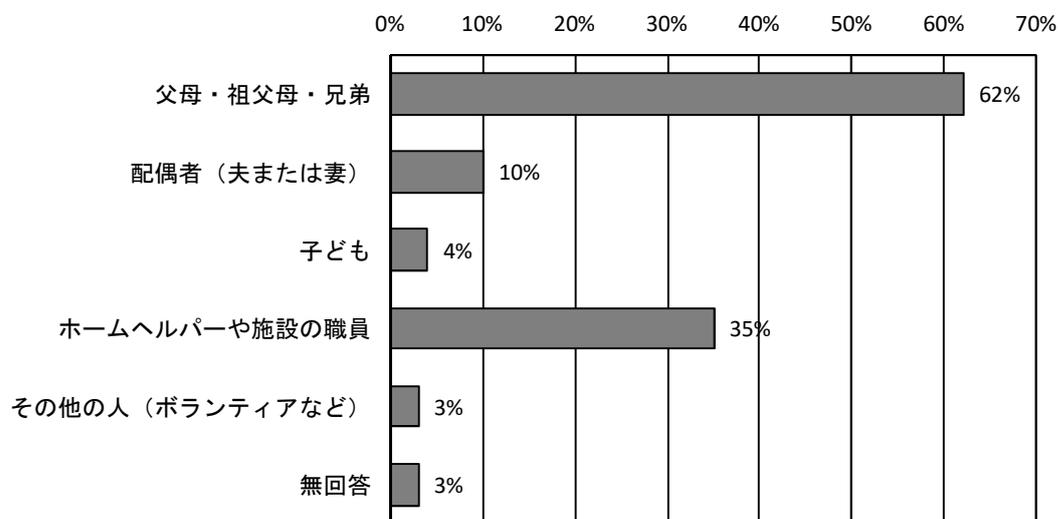
(1) あなたの年齢をお答えください。(令和2年8月1日現在)



(n=307)

全体及び身体障害者、精神障害者では、50代の割合が最も多くなっています。  
知的障害者では、10代以下の割合が最も多くなっています。

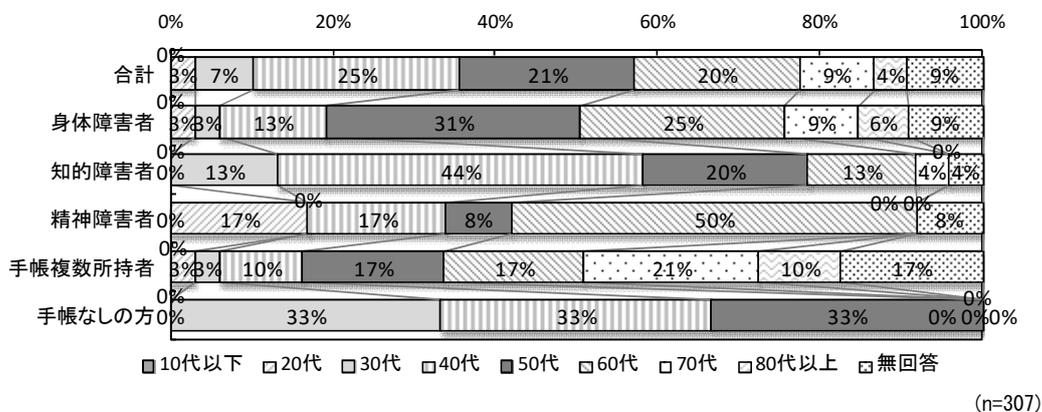
(2) あなたを介助してくれる方は主にどなたですか。(あてはまるものすべてに○)



(n=166)

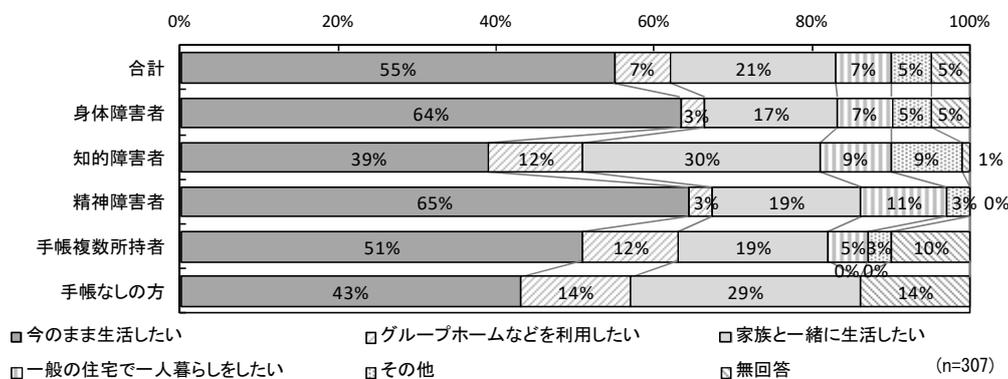
介助者は、「父母・祖父母・兄弟」が62%で最も多く、次いで「ホームヘルパーや施設の職員」が35%となっています。

(3) あなたを介助してくれる家族で、特に中心となっている方の年齢をお答えください。



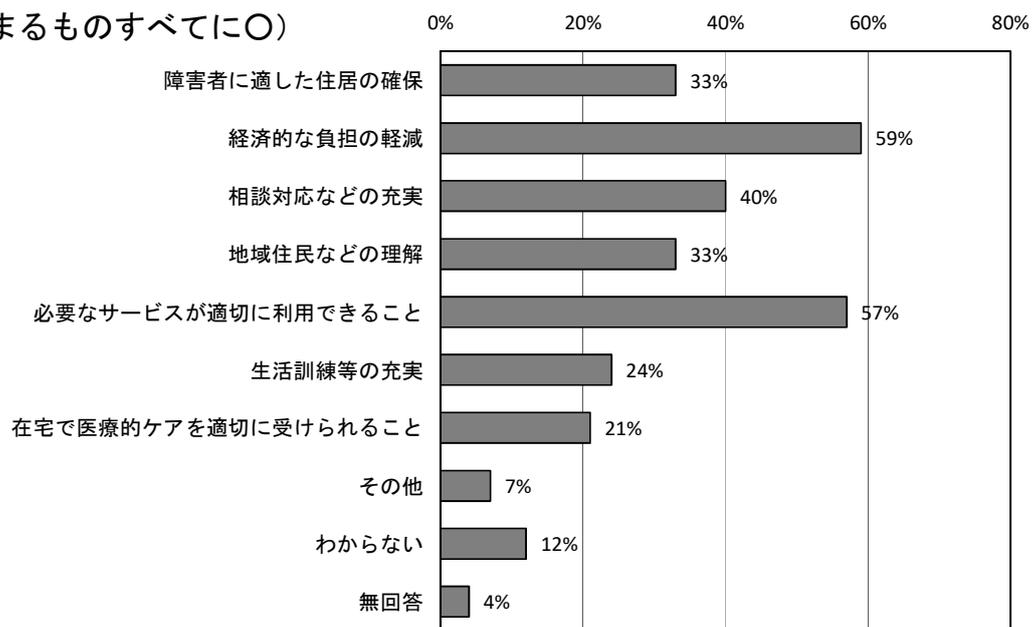
介助者の年齢は全体では、40代が25%で最も多くなっています。手帳複数所持者では、70代が21%で最も多く、精神障害者では、60代が50%で最も多くなっており、高齢化が進んでいます。

(4) あなたは将来、どのように地域で生活したいと思いますか。(〇は1つだけ)



将来、暮らしたい場所については、総計では「今のまま生活したい」が55%と最も多くなっています。障害者手帳の種別を問わず、「今のまま生活したい」が最も多くなっています。

(5) 地域で生活するためには、どのような支援があればよいと思いますか。(あてはまるものすべてに○)

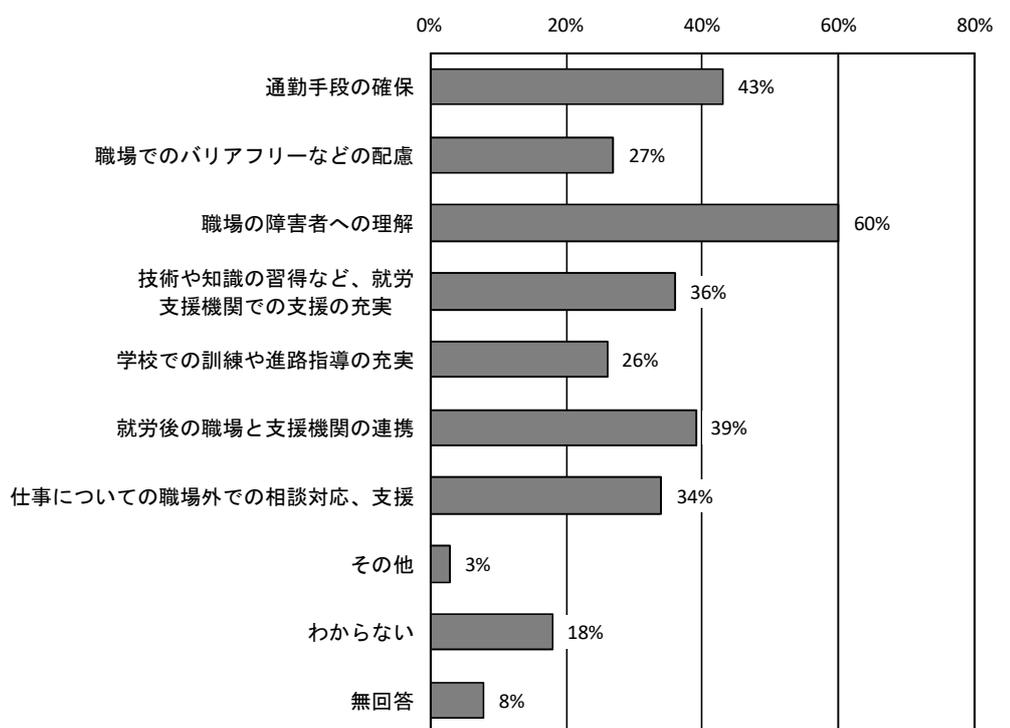


(n=307)

地域で生活するための支援については、「経済的な負担の軽減」が59%で最も多く、次いで「必要なサービスが適切に利用できること」が57%となっています。

(6) あなたは、障害者の就労支援として、どのようなことが重要だと思いますか。

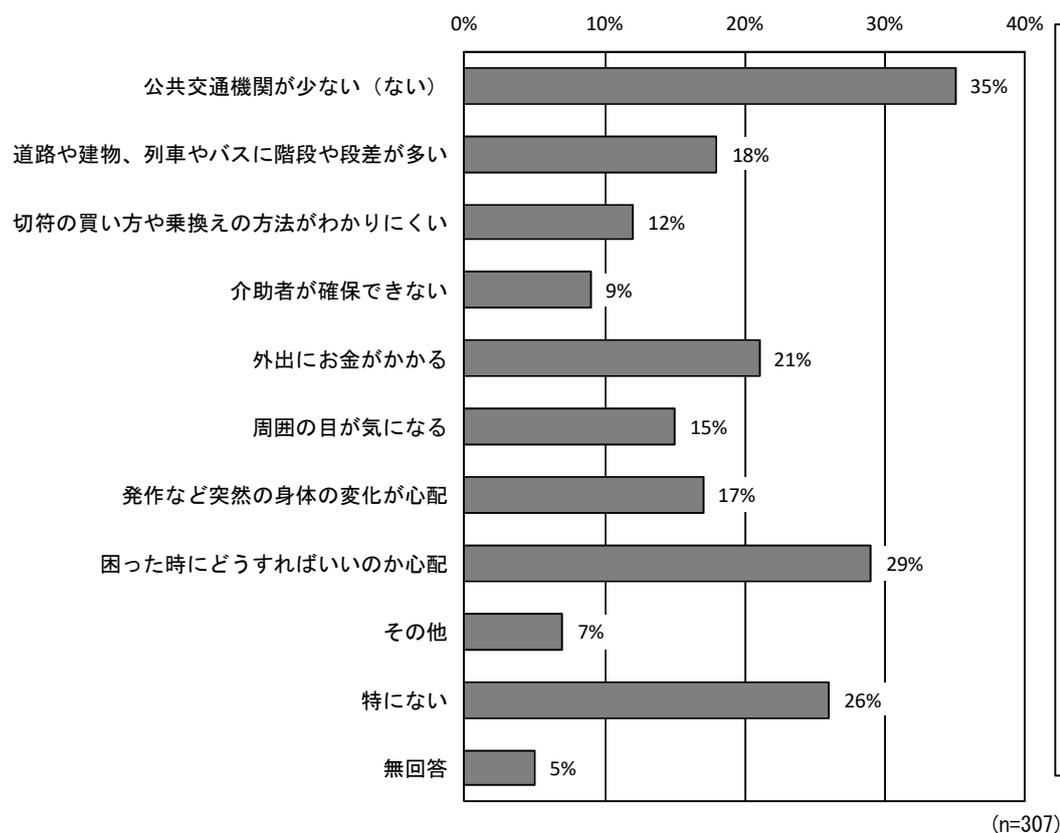
(あてはまるものすべてに○)



(n=307)

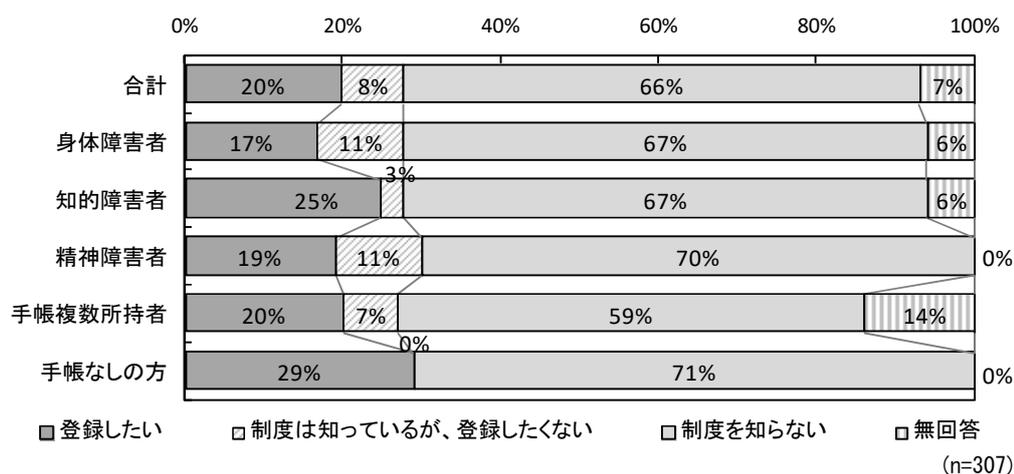
障害者の就労支援で重要なことについては、「職場の障害者への理解」が60%で最も多く、次いで「通勤手段の確保」が43%となっています。また「技術や知識の習得など、就労支援機関での支援の充実」、「就労後の職場と支援機関の連携」、「仕事についての職場外での相談対応、支援」なども3割以上となっています。

(7) 外出する時に困ることは何ですか。(あてはまるものすべてに○)



外出する時に困ることは、「公共交通機関が少ない(ない)」が35%で最も多く、身体障害者、精神障害者でも最も多くなっています。また、全体平均では「困った時にどうすればいいのか心配」が29%となっていますが、知的障害者では、39%の方がこのように回答していました。

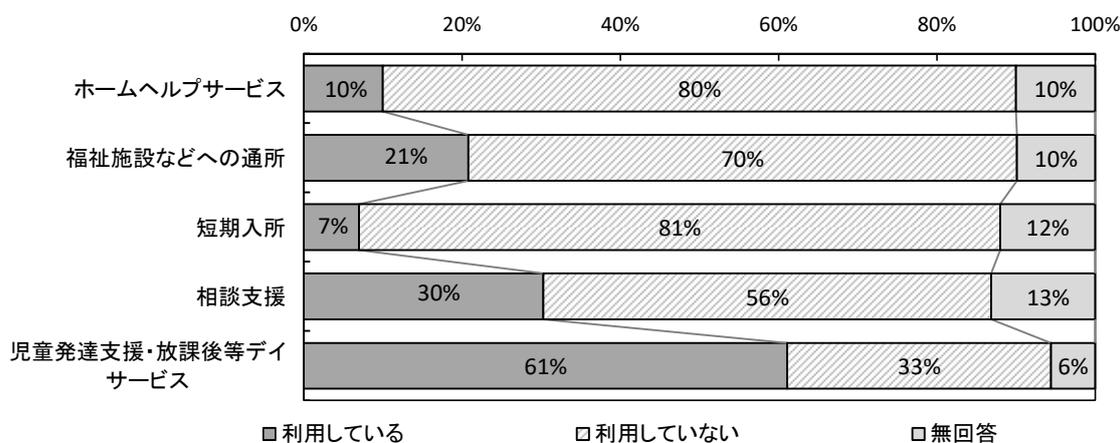
(8) あなたは、災害時要援護者避難支援登録制度に登録を希望しますか。(○は1つだけ)



災害時要援護者登録制度は、「制度を知らない」が66%で最も多く、次いで、「登録したい」が20%となっています。

災害時要援護者登録制度：行政や防災機関等が災害時に避難支援が必要な方を把握するために、その方の情報を共有する制度。

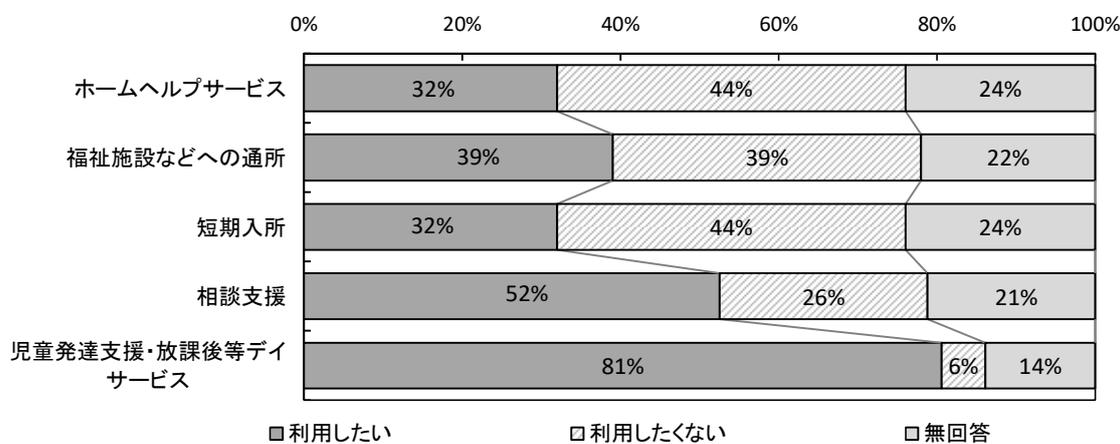
(9) 現在、どのサービスを利用していますか。



(n=307) ※児童発達支援・放課後等デイサービスは、n=36

「利用している」は、児童発達支援・放課後等デイサービスで61%、相談支援で30%となっています。

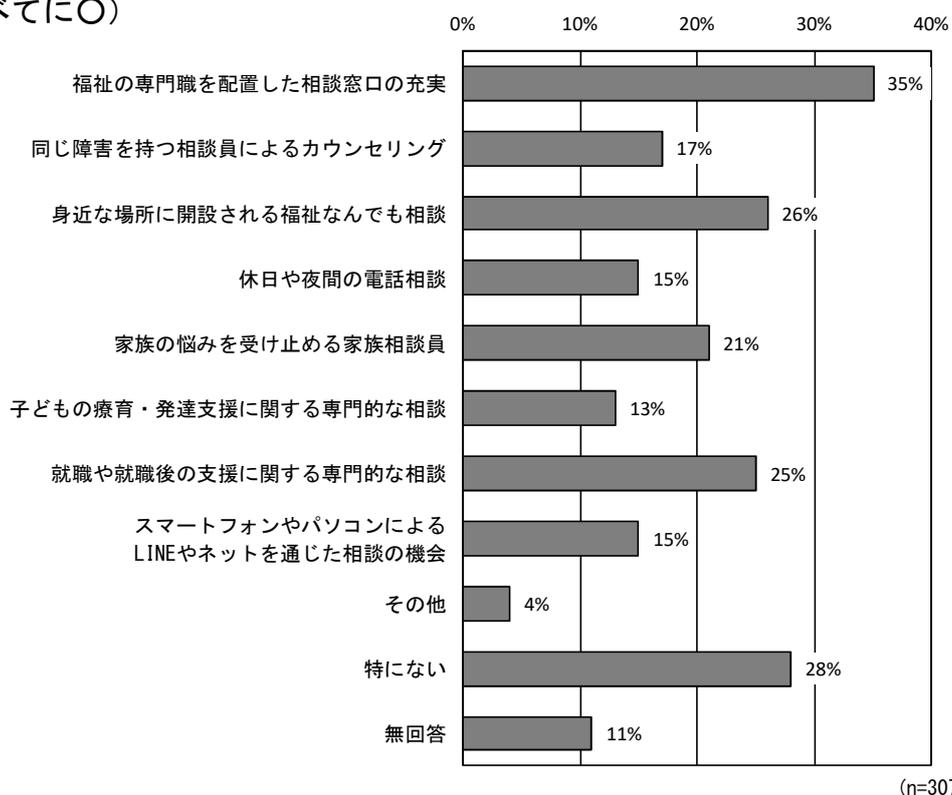
(10) 今後、どのサービスを利用したいですか。



(n=307) ※児童発達支援・放課後等デイサービスは、n=36

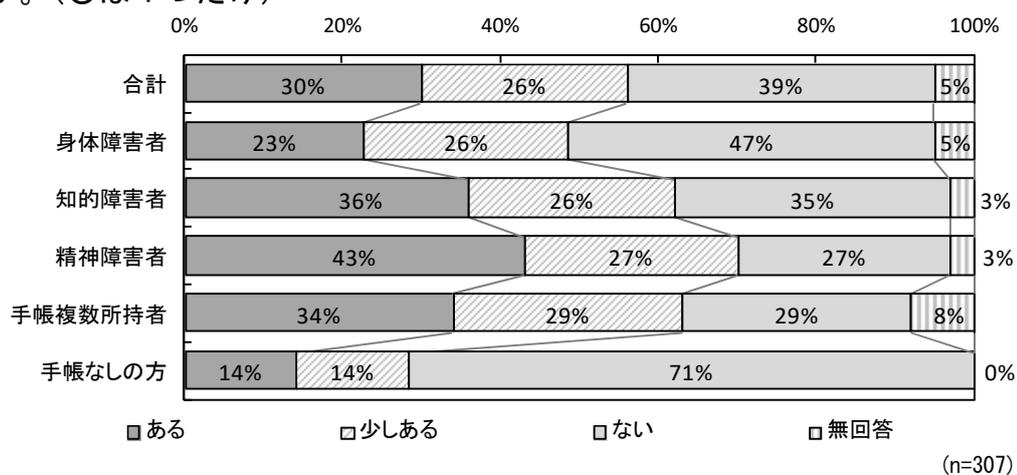
いずれのサービスも今後の利用意向では、現在よりも多くのニーズがみられます。

(11) 相談支援体制について、どのようなことの充実を望みますか。(あてはまるものすべてに○)



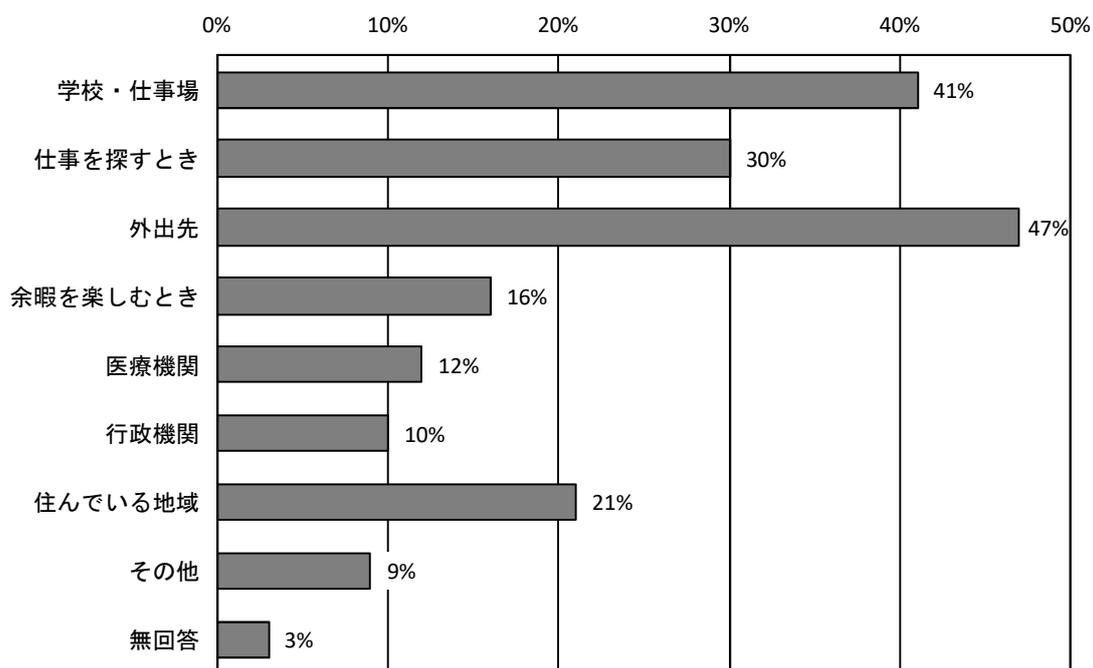
相談支援体制については、「福祉の専門職を配置した相談窓口の充実」が35%で最も多く、次いで「身近な場所に開設される福祉なんでも相談」が26%となっています。

(12) あなたは、障害があることで差別を感じたり嫌な思いをする(した)ことがありますか。(○は1つだけ)



障害があることで差別を感じたり嫌な思いをする(した)ことの有無については、「ある」が30%、「少しある」が26%となっています。「ある」または「少しある」合わせると半数以上になります。とくに精神障害者では、「ある」が43%と多くなっています。

(13) どのような場所で差別を感じたり嫌な思いをしましたか。(あてはまるものすべてに○)

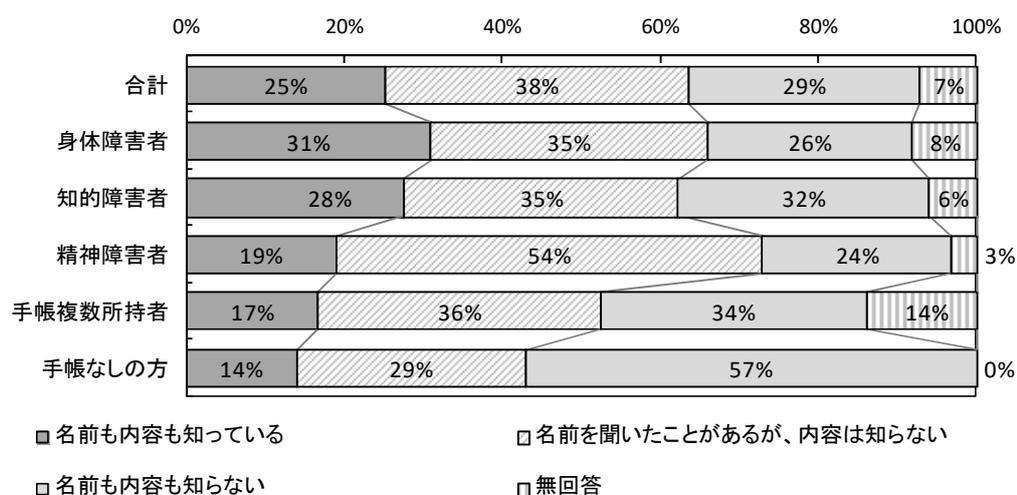


(n=174)

差別を感じたり嫌な思いをした場所については、「外出先」が47%で最も多く、次いで「学校・仕事場」が41%となっています。

「仕事を探すとき」の内訳として、精神障害者では46%となっており、就労支援機関や事業所においても改善が求められます。

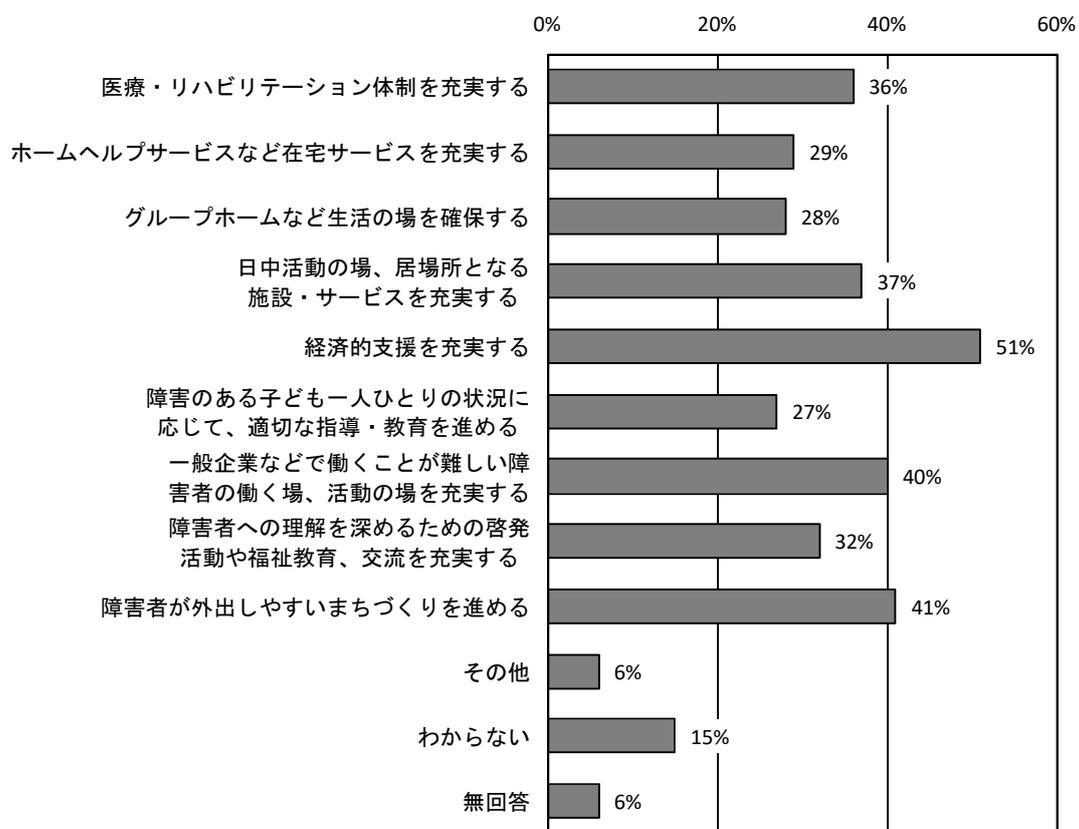
(14) 成年後見制度についてご存じですか。(○は1つだけ)



(n=307)

成年後見制度について「名前を聞いたことがあるが、内容は知らない」方が38%、「名前も内容も知らない」方が29%となっており、一層の周知が求められます。

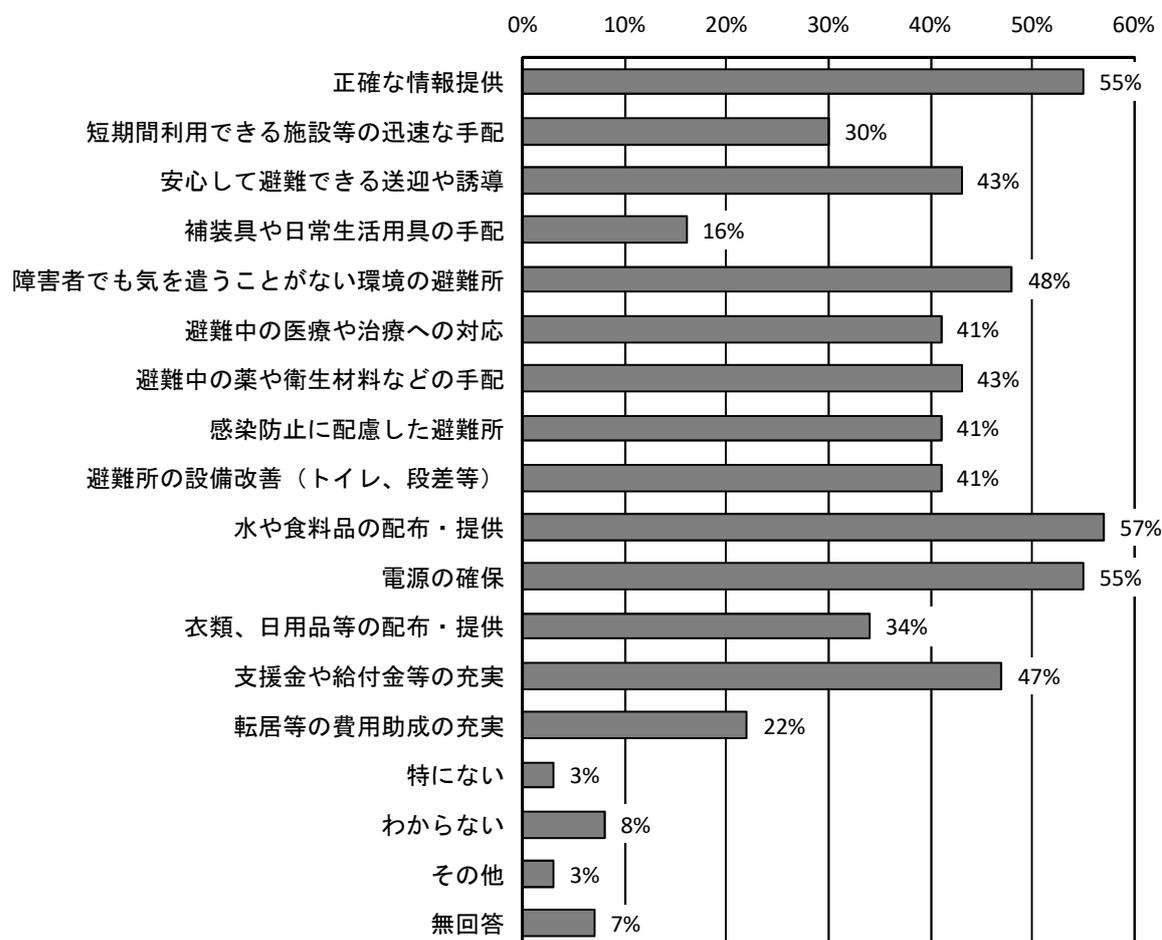
(15) 障害者が自立した生活を送るために、行政はどのようなことを充実させるべきだとお考えですか。(あてはまるものすべてに○)



(n=307)

障害者施策全般に関するニーズについては、「経済的支援を充実する」が51%で最も多く、「障害者が外出しやすいまちづくりを進める」が41%、次いで「障害者の働く場、活動の場を充実」へのニーズが40%となっています。

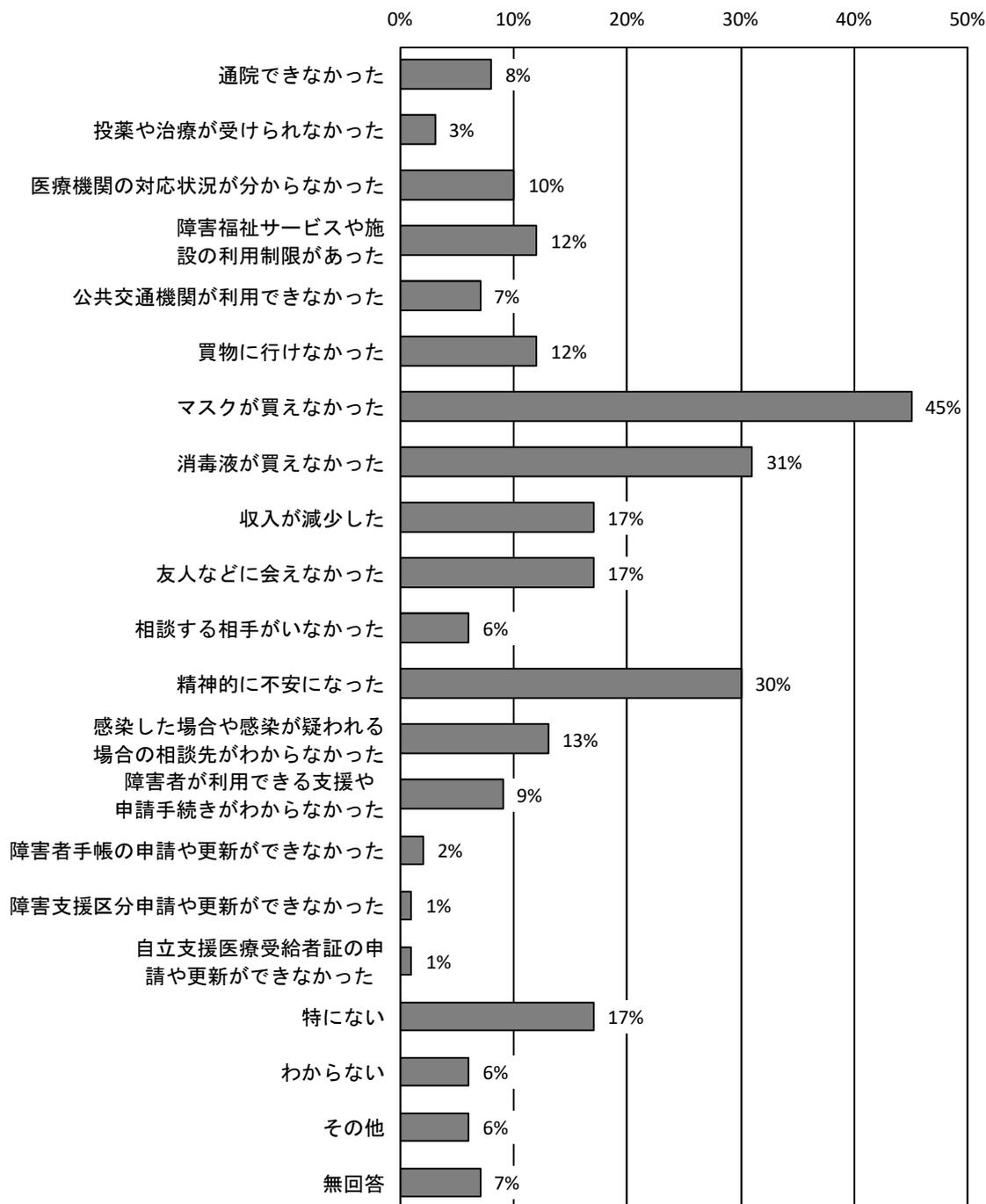
(16) 昨年は安房地域を中心に大きな台風の被害がありました。今後の対策として、どのようなことの充実を望みますか。(あてはまるものすべてに○)



(n=307)

災害時の対策で望むことは、「水や食料品の配布・提供」が57%で最も多く、次いで「正確な情報提供」、「電源の確保」がともに55%となっています。

(17) 新型コロナウイルス感染症による影響により、日常生活で困ったことはなんですか。  
 (あてはまるものすべてに○)

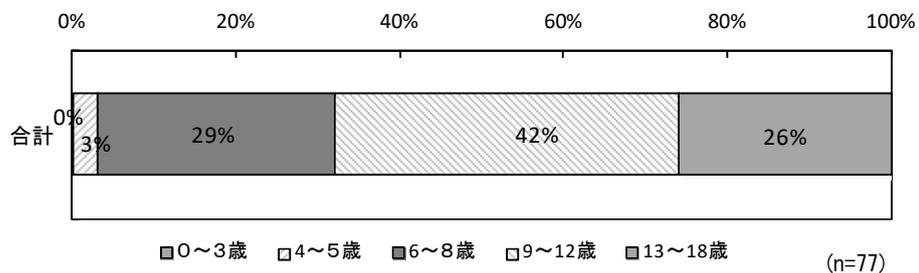


(n=307)

新型コロナウイルス感染症による影響で困ったことは、「マスクが買えなかった」が45%で最も多く、次いで「消毒液が買えなかった」が31%、「精神的に不安になった」が30%となっています。

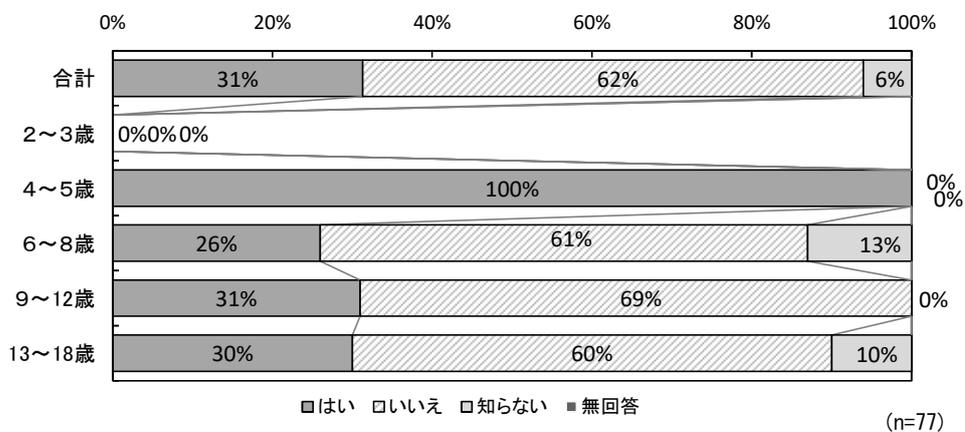
### 第3節 子ども用アンケート調査結果

(1) ご本人（お子さま）の年齢をお答えください。



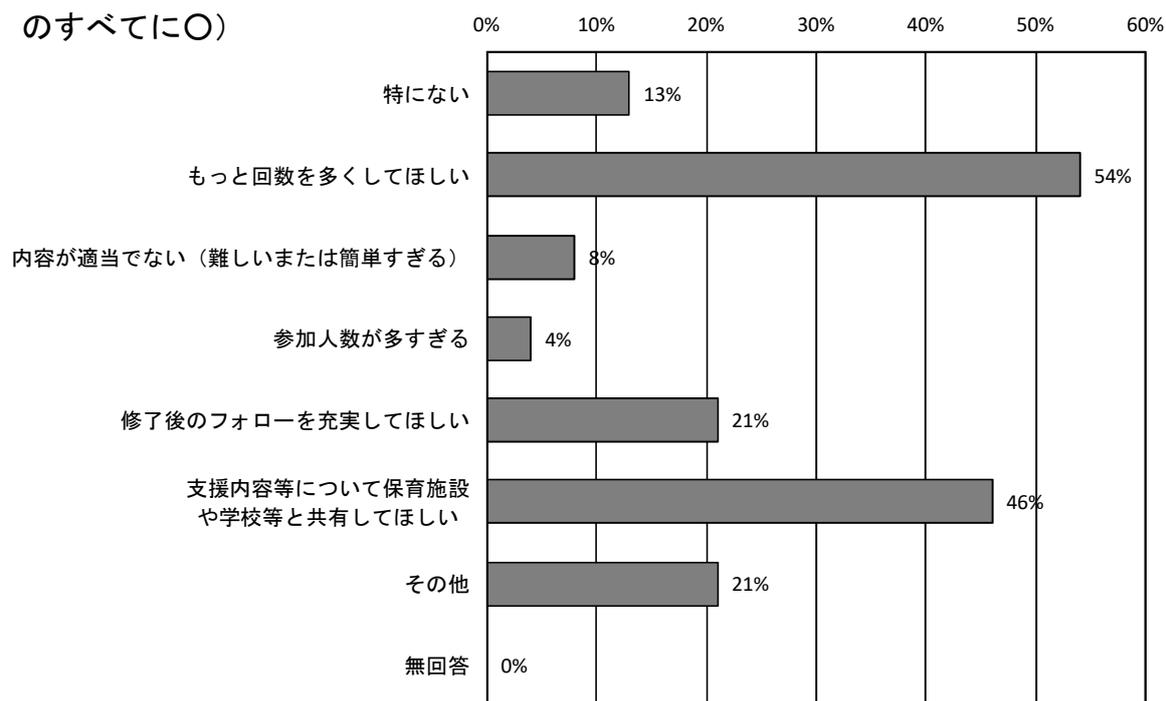
「9~12歳」が最も多く42%となっています。次いで「6~8歳」が29%となっています。

(2) 継続的な通所サービスとして、児童発達支援または放課後等デイサービスを利用されたことはありますか。(○は1つだけ)



利用されている方は、全体で31%となっています。

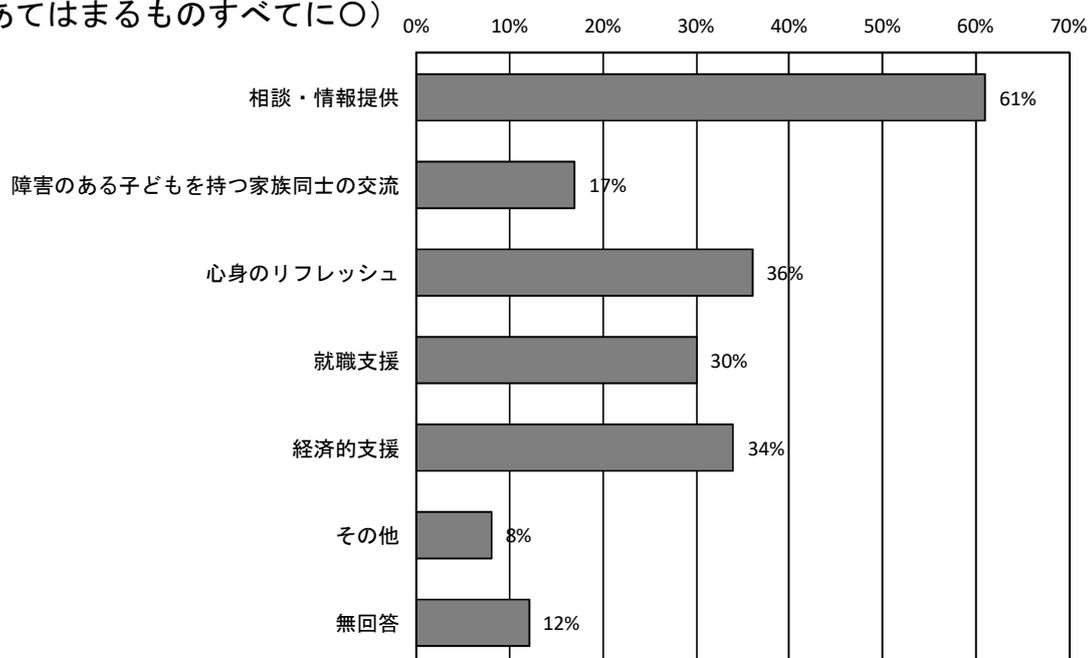
(3) サービスを利用した感想や、ご要望があれば、教えてください。(あてはまるものすべてに○)



(n=24)

サービス利用のある方の要望では、「もっと回数を多くしてほしい」が54%と最も多くなっています。

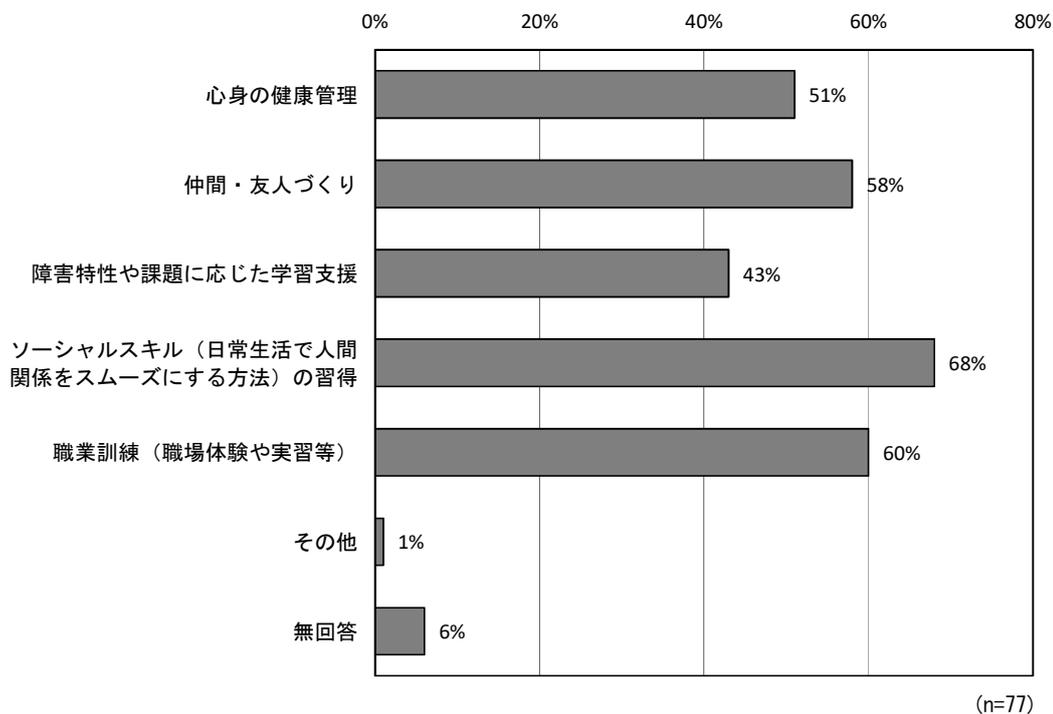
(4) ご本人を主にサポートしている保護者の方が支援してほしいことは何ですか。(あてはまるものすべてに○)



(n=77)

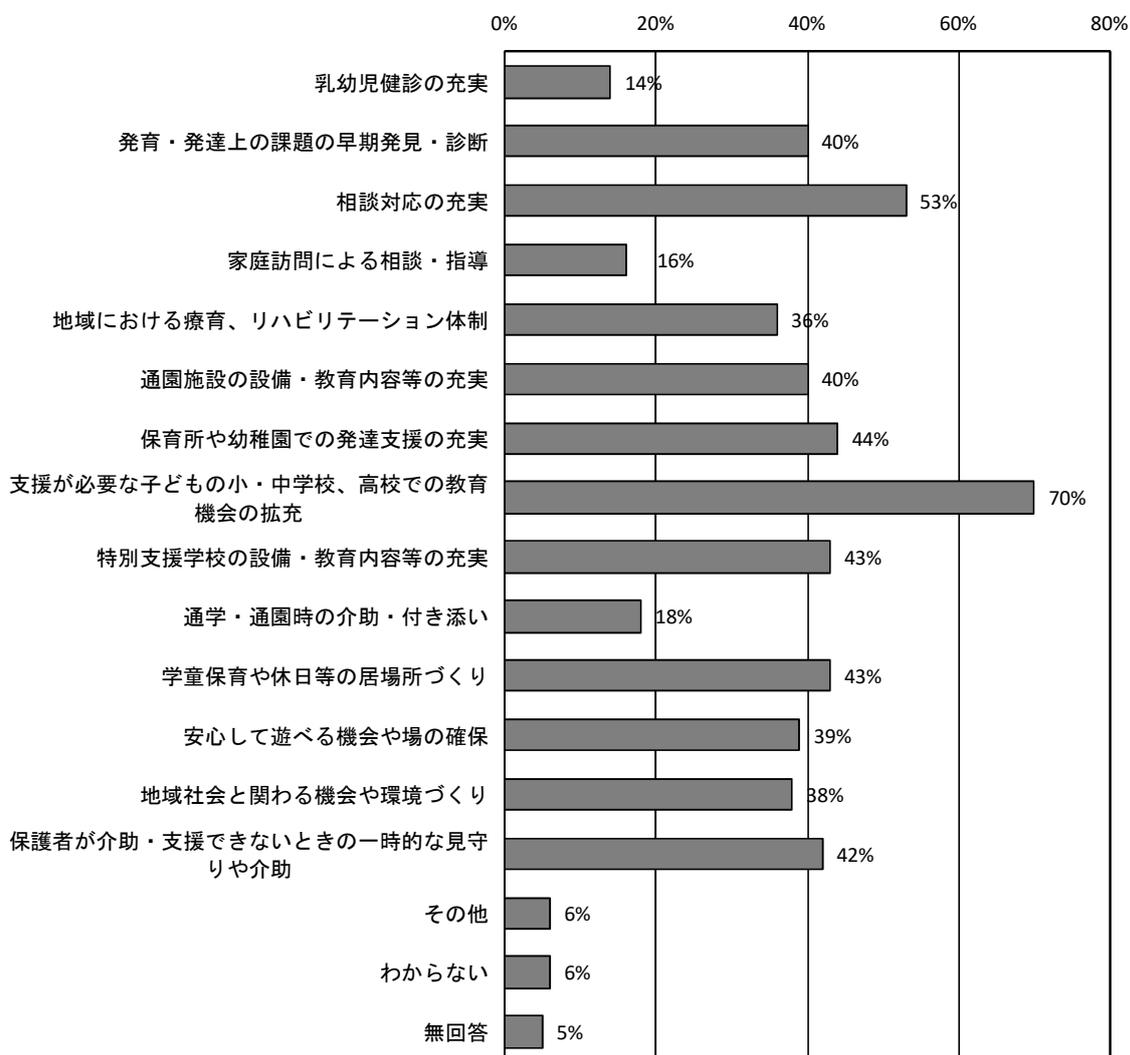
保護者の方が支援してほしいことは、「相談・情報提供」が61%で最も多く、次いで「心身のリフレッシュ」が36%、「経済的支援」が34%となっています。

(5) ご本人が学校を卒業した後、円滑な日常生活や社会生活を送るために必要と思う支援は何ですか。(あてはまるものすべてに○)



卒業後の支援に関するニーズは、「ソーシャルスキルの習得」が68%で最も多く、次いで「職業訓練」が60%、「仲間・友人づくり」が58%となっています。

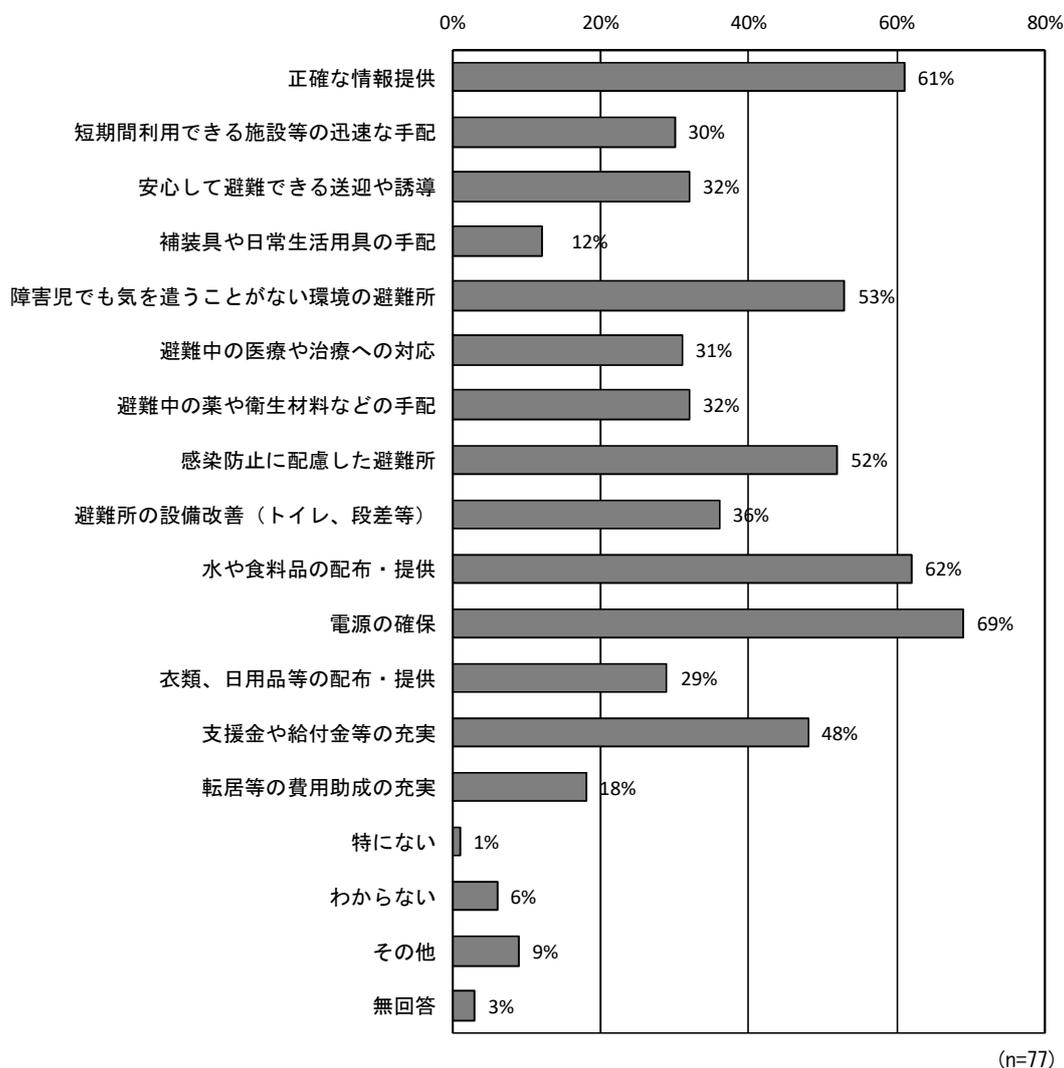
(6) 発育・発達上の支援が必要な子どものための施策で、特に重要と思うものは何ですか。(あてはまるものすべてに○)



(n=77)

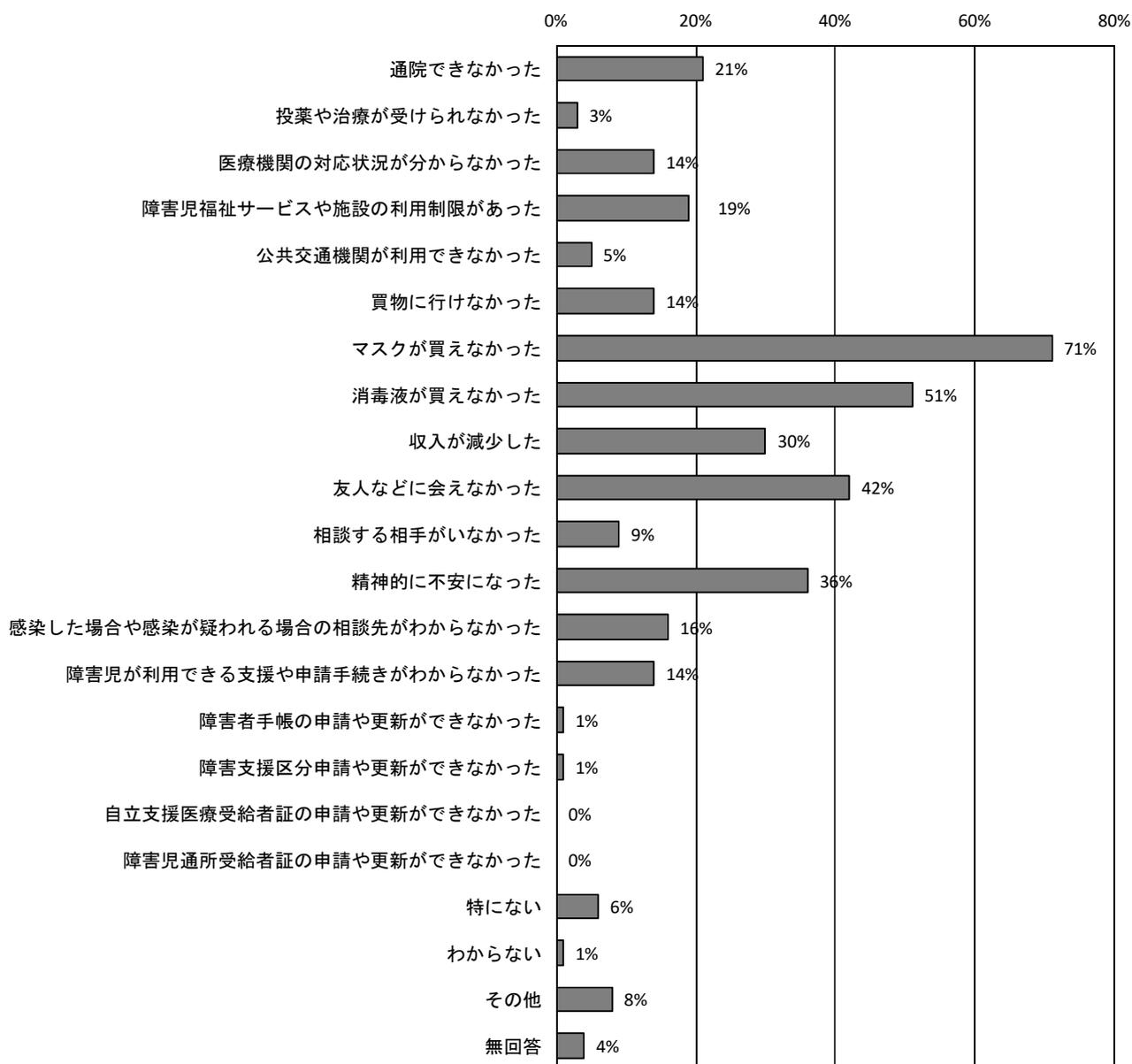
発育・発達上の支援が必要な子どものための施策で、特に重要と思うものは、「支援が必要な子どもの小・中学校、高校での教育機会の拡充」が70%で最も多く、次いで「相談対応の充実」が53%、「保育所や幼稚園での発達支援の充実」が44%となっています。ニーズは多岐にわたっており、幅広い対応が求められています。

(7) 昨年は安房地域を中心に大きな台風の被害がありました。今後の対策として、どのようなことの充実を望みますか。(あてはまるものすべてに○)



災害時の対策で望むことは、「電源の確保」が69%で最も多く、次いで「水や食料品の配布・提供」が62%、「正確な情報提供」が61%となっています。

(8) 新型コロナウイルス感染症による影響により、日常生活で困ったことは何ですか。(あてはまるものすべてに○)



(n=77)

新型コロナウイルス感染症による影響で困ったことは、「マスクが買えなかった」が71%で最も多く、次いで「消毒液が買えなかった」が51%、「友人などに会えなかった」が42%、「精神的に不安になった」が36%となっています。

## 第4章 計画の基本的方向

### 第1節 将来像

本計画では、平成30年3月に策定した鴨川市障害者基本計画を継続するため、基本理念も継続し、「手をとりあって ともに暮らす いきいきかもがわ」とします。

将来像

## 手をとりあって ともに暮らす いきいきかもがわ

この基本理念は、地域共生社会の実現に向け「障害のある人もない人も、誰もが鴨川市民として、お互いに尊重しあい、支えあい、地域の中でともに育ち、生活を営み、社会的役割を担いながらいきいきと参加し、活躍することができるまち」を意味します。



「手をとりあって」は、日々の絶え間ない啓発活動を通じてお互いが分かりあい、ボランティア活動などにより「誰もが尊重しあい、支えあう」まちづくりを示しています。

「ともに暮らす」は、一人ひとりの個性・能力を特別支援教育やきめ細かな生活支援サービスにより「地域の中でともに育ち、生活を営む」まちづくりを示しています。

「いきいきかもがわ」は、就業、生きがい活動などへの参加により「社会的役割を担いながらいきいきと参加し、活躍する」まちづくりを示しています。

市民一人ひとりが、お互いに我が事のように思い、力をあわせ、みんなが住みやすい鴨川市を築きます。

## 第2節 施策目標

鴨川市障害者基本計画（平成30年3月策定）において、7つの施策目標を掲げています。

### 1 相互理解と共感の促進

#### ◇◇◇ ともに分かりあうために ◇◇◇

障害の有無に関わらず、「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域共生社会を目指すためには、障害者への差別や偏見は、例え一部の人の認識であっても、地域に見えない壁を作ることになりかねません。

家庭や地域、学校、会社などあらゆるところで、すべての市民が互いに分かりあい、また尊重しあい、障害への正しい理解を深め、広げていき、今後とも、様々な媒体を活用し、多様な機会を通じて、啓発活動を促進していきます。

### 2 保健・医療の充実

#### ◇◇◇ 安心して保健・医療を受けられるために ◇◇◇

障害などの予防と早期発見、療育、治療、医学的リハビリテーションは、健やかな暮らしを支えます。

障害の原因ともなる疾病等の予防や、早期発見、早期療育・治療を図るとともに、障害者の心身の健康の維持・増進・回復を図るため、関係機関と密に連携しながら、乳幼児から高齢者まで、ライフステージや心身の状況に応じた保健・医療・医学的リハビリテーションの的確な提供に努めていきます。

また、早期発見、早期療育・治療につながるよう、いつでも相談ができる体制を構築していきます。

### 3 教育・育成の充実

#### ◇◇◇ 一人ひとりの個性と可能性を伸ばすために ◇◇◇

障害のある子どもが地域で共に学び、育つことは、その子の将来の生活を豊かにするためにとても重要です。

そのため、特別支援学校と地域の学校・幼稚園・保育園が連携しながら、障害の状況や特性等に応じて、一人ひとりの個性や可能性を伸ばす教育の推進を図ります。

また、社会の一員として主体的に生活を営む力を育成するため、基本的生活習慣の確立に努めるとともに、適切な進路相談・指導の実施に努めます。

また、障害のある子どもだけでなく、その保護者の心身の負担軽減につながるような支援の仕組みづくりにも努めていきます。

---

## 4 雇用・就業の促進

---

### ◇◇◇ 誰もがはつらつと働き、活動するために ◇◇◇

障害者が地域でいきいきと働くことは、経済的自立のためだけでなく、主体的に生きがいある生活をおくるために重要です。また、働く姿が周りの人々や同じ障害をもつ人へも可能性や勇気を与えてくれます。

行政自らが障害者の雇用に努めるとともに、各種適応支援制度の活用を図りながら民間事業所での雇用に積極的に促進し、障害者の就業の拡大を図ります。また、一般企業などへの就職が困難な方への福祉的就労の場の確保・充実を図るとともに、労働部門と福祉部門が連携しながら、障害者が就業や通所を安定的に続けていくための生活支援に努めます。

さらに、就労支援系の事業所への作業の発注等も積極的に進め、就業に向けた安定的な訓練ができるような支援に努めます。

---

## 5 生活支援の充実

---

### ◇◇◇ 必要な生活支援を適切に受けるために ◇◇◇

障害者ができる限り住み慣れた地域で生活できるようにするためには、障害者の日々の生活を支援するとともに、介護者の負担軽減を図ることが重要です。

障害福祉サービスなどの公的な生活支援サービスと、地域での支え合いとを組み合わせながら、障害者の心身の状況やニーズに応じた多様な支援を実施し、障害者一人ひとりの生活の質（QOL）の向上を図っていきます。また、関係機関が相互に連携しながら、障害のある人のありたい生活の実現に向けて、相談体制の充実に努めます。

---

## 6 生活環境の整備

---

### ◇◇◇ 人にやさしいまちづくりのために ◇◇◇

障害者が、地域で安全に安心して暮らしていくためには、防犯や交通安全、防災などの面での障害者への配慮や、バリアフリー、ユニバーサルデザインの生活空間づくりが欠かせません。

地域で障害者の安全を見守る支えあいのネットワークづくりを図るとともに、住宅や公共施設、道路などの環境整備に努めます。

また、IT機器の普及によってこれまでより、情報へのアクセスが多様化する状況においても、希望する情報の入手や利用ができるような環境を整備することが求められるため、それらの環境整備にも努めていきます。

---

## 7 文化・スポーツ、地域活動・まちづくり活動の促進

---

### ◇◇◇ いきいきと活躍するために ◇◇◇

多様な場に社会参加し、障害のある人もない人もともに、活躍できるしくみづくりは、地域で暮らす障害者の大きな願いです。

生涯学習・スポーツ活動、地域活動、まちづくり活動など、幅広い活動に参加するための条件整備を進め、障害者一人ひとりの個性や能力をまちづくりに最大限に生かします。



## 第2編 障害福祉計画



## 第1章 基本目標

第6期障害福祉計画は、障害者総合支援法第88条に基づき策定するもので、障害福祉サービス等の確保に関する計画となります。

障害者総合支援法における基本的理念、並びに鴨川市障害者基本計画における基本理念である「手をとりあって ともに暮らす いきいきかもがわ」を踏まえ、この計画においては次の4項目を基本目標として掲げ、その推進を図ります。

### 第1節 障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援

「障害のある人もない人も、共に普通に暮らせる地域をつくる」という考え方のもとに、障害の種別や程度を問わず、障害のある人が自分の住みたい場所に住み、必要とする障害福祉サービスやその他の支援を受けながら、自立と社会参加が実現できるよう、自己決定と自己選択を尊重するとともに、意思決定の支援に努めます。

### 第2節 市を主体とした障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの充実

障害に関わる制度の一元化への対応として、障害のある人がその種別にかかわらず、必要な障害福祉サービスを利用することができるよう、サービスの提供基盤の充実を図ります。

### 第3節 地域生活移行、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障害のある人の自立と社会参加を支援する観点から、入院や入所からの地域生活への移行、地域生活の継続支援や就労支援といった重要な課題に対応するため、地域の社会資源を最大限に活用しながら、障害のある人の生活を地域全体で支えるサービス提供体制の整備を進めます。

### 第4節 地域共生社会の実現に向けた取り組み

地域に暮らす全ての住民が、「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、“地域”“暮らし”“生きがい”をともに創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向けて、地域住民による主体性をもった地域づくりへの取り組みや、地域の実情に応じた柔軟なサービスの確保への取り組み、医療を要する状態にある障害児への保健、医療、障害福祉、保育、教育等の支援を各関連分野が共通の理解に基づいて協働する包括的な支援体制の構築について、計画的に推進します。

## 第2章 成果目標

本計画の基本目標を踏まえ、国の「基本指針」に即して、本計画の計画期間（令和3～5年度）における成果目標を設定し、その成果目標を達成するための活動指標（個別サービスの見込量等）を定めます。

### 第1節 「福祉施設入所者の地域生活移行」の目標

福祉施設に入所している障害者は、地域生活への移行を進める国の基本的な考え方に基づき、グループホームや一般住宅などへ移行する方の数を見込みます。

#### 【国の基本的な考え方】

- ①令和元年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行。
- ②令和5年度末時点の施設入所者数を令和元年度末時点から1.6%以上削減。

地域生活移行の目標値

項目		目標値	備考
①地域生活 移行者数	移行人数	3人	施設入所からグループホームなどへの移行する者の数 (令和3年度～令和5年度累計)
	移行割合	6.7%	・移行割合 6.0%以上が国の目標 ・移行割合 = (令和5年度までの移行者数 / 令和元年度末福祉施設入所者数) = 3/45 = 6.7%

福祉施設入所者の目標値

項目		数値	備考
②福祉施設 入所者数	【基準値】 令和元年度末	45人	令和元年度末福祉施設入所者数
	【目標値】 令和5年度末	44人	令和元年度末から1人削減
	削減割合	2.2%	・削減割合 1.6%以上が国の目標 ・削減割合 = (福祉施設入所者数削減数 / 令和元年度末福祉施設入所者数) = 1/45 = 2.2%

### 第2節 「地域生活支援拠点等が有する機能の充実」の目標

障害者が地域で安心感をもって暮らすことができ、親元からの自立を希望する人を支援するための拠点整備を目指し、令和5年度における成果目標を設定します。

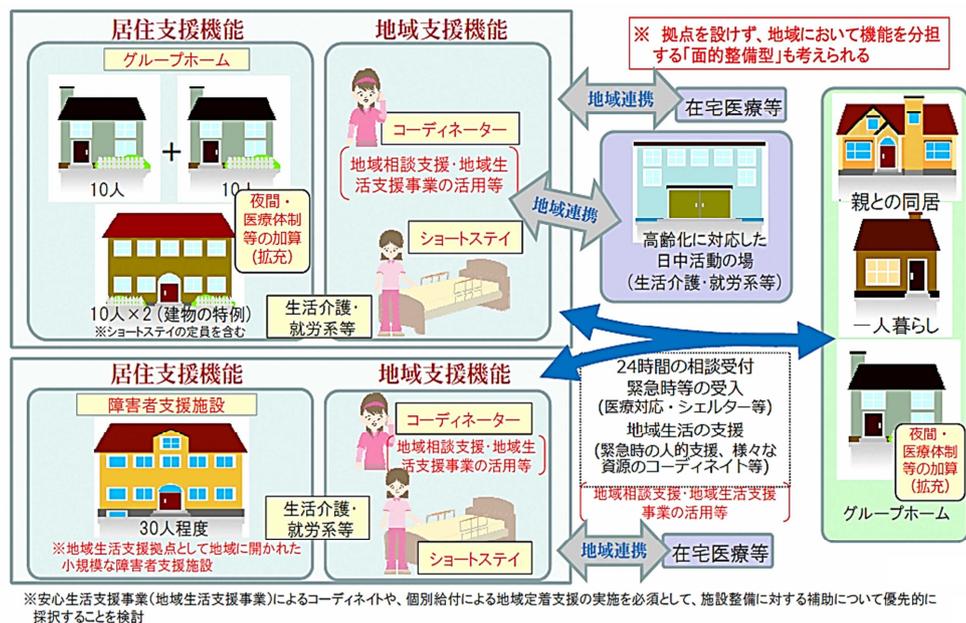
#### 【国の基本的な考え方】

地域生活支援拠点等（地域生活支援拠点または面的な体制をいう。）について、令和

5年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも一つを確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討すること。

本市では、安房圏域（鴨川市・館山市・南房総市・鋸南町）内の官民の障害者施設等の連携強化により、地域生活を支援する体制を整備していきます。

〔参考〕地域生活支援拠点のイメージ（厚生労働省）



### 第3節 福祉施設から一般就労への移行等の目標

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を行う事業）を通じて、令和5年度中に一般就労に移行する者の数値目標を設定します。前期計画から継続する「福祉施設から一般就労への移行割合に加え、第6期計画から新たに「一般就労に移行する者のうち、就労定着支援事業を利用する者の割合」と「就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所」に対する成果目標が設定されました。

#### 【国の基本的な考え方】

##### ①福祉施設から一般就労への移行割合

福祉施設から一般就労への移行について、令和元年度の一般就労への移行実績の1.27倍以上とする。

※上記成果目標に対し、各事業に設定される成果目標は下記の通りとする。

- 就労移行支援事業：令和元年度実績の1.3倍以上
- 就労継続支援 A 型事業：令和元年度実績の1.26倍以上

- ・就労移行支援 B 型事業：令和元年度実績の1.23倍以上

②一般就労に移行する者のうち、就労定着支援事業を利用する者の割合

令和5年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、7割が就労定着支援事業を利用すること。

③就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所の割合

就労定着支援事業の就労定着率については、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とすること。

本市における福祉施設から一般就労への移行者数は、令和元年度は1人、令和2年度（12月現在）には3人と増加しています。成果目標については、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて、下記のとおり設定します。

一般就労への目標値

項 目		数 値	備 考
①福祉施設から一般就労への移行者数	【基準値】 令和元年度	1人	令和元年度実績
		0人	うち就労移行支援事業
		0人	うち就労継続支援 A 型
		1人	うち就労継続支援 B 型
	【目標値】 令和5年度	2人	令和元年度実績の 2.0 倍〔国の目標は 1.27 倍以上〕 ※〔 〕は、国の目標値
		0人	うち就労移行支援事業〔1.30 倍〕
		0人	うち就労継続支援 A 型〔1.26 倍〕
		2人	うち就労継続支援 B 型〔1.23 倍〕
②一般就労に移行する者（上記①）のうち、就労定着支援事業を利用する者の割合	〔一般就労への移行者数〕 令和5年度	2人	令和5年度に就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する人数（＝①福祉施設から一般就労への移行者数）
	【目標値】 令和5年度	人数：2人 割合：10割	上記のうち就労定着支援事業を利用する人数 ・ 7割以上が国の目標 ・ 割合＝（就労定着支援事業を利用する人数）／（一般就労に移行する人数）＝2／2＝10割
③就労定着率8割以上の就労定着支援事業所の割合	〔就労定着支援事業所数〕 令和5年度	1事業所	就労定着支援事業所の数（令和2年12月現在市内に事業所はありません）
	【目標値】 令和5年度	1事業所 割合：10割	上記のうち就労定着率8割以上の就労定着支援事業所の数 ・ 7割以上が国の目標 ・ 割合＝（就労定着割合8割以上の就労定着支援事業所数）／（就労定着支援事業所数）＝1／1＝10割

## 第4節 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築の目標

「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」について、国は「保健、医療、福祉関係者による協議の場の開催」「保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数」「保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数」を活動指標として設定すること掲げています。

精神障害者の地域生活への支援について、精神保健福祉士（精神科ソーシャルワーカー）や相談支援、障害福祉サービス事業所等の担当者による協議の場として安房圏域の3市1町で「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築会議」を平成30年度末に設置しており、機能の強化を図ります。

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築の目標

種類	R3年度	R4年度	R5年度
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	2回	2回	2回
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	36人	36人	36人
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	1回	1回	1回

## 第5節 相談支援体制の充実・強化等の目標

相談支援体制についての成果目標が第6期計画から新たに追加されました。本市では、令和5年度末までに、相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを目指します。体制の確保については、安房圏域での確保について検討・調整を進めます。

「総合的・専門的な相談支援の実施」では、障害の種別や各種のニーズに対応できる相談支援の実施を対象とします。また、「地域の相談支援体制の強化」についても、令和5年度には実施できるよう整えていきます。

相談支援体制の確保への目標

種類	R3年度	R4年度	R5年度	
総合的・専門的な相談支援の実施	—	—	実施	
地域の相談支援体制の強化	地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	0件	0件	3件
	地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	0件	0件	1件
	地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	0回	0回	1回

## 第6節 障害福祉サービス等の質向上に係る目標

本市職員が障害者総合支援法の具体的内容を理解し、障害福祉サービス等の利用状況の把握・検証を行うとともに、「請求の過誤をなくすための取組」や適正な運営を行っている事業所を確保していくことにより、利用者が真に必要なサービス等を提供していくため、千葉県が実施する障害福祉サービス等に係る各種研修の活用や障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有に取組みます。

障害福祉サービスの質を向上させるための目標

種類	R3年度	R4年度	R5年度
障害福祉サービス等に係る各種研修の活用 (県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他研修への市職員の参加人数)	2人	2人	2人
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有 (審査結果を分析・活用し、事業所や関連自治体等と共有する体制の有無及び実施回数)	—	—	1回

## 第7節 発達障害者等に対する支援の目標

発達障害者等の早期発見・早期支援には発達障害者等及びその家族等への支援が重要であることから、保護者等が発達障害の特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるよう、ペアレントプログラムやペアレントトレーニング等の支援体制を確保することが必要になっています。

ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講については、対象となる講義等の選定等の検討を進め、令和5年度に2人の受講を目標とします。

ペアレントメンターは、発達障害のある子の子育てを経験し、かつ相談支援に関する一定のトレーニングを受けた親のことを言います。ペアレントメンター養成講座の受講等の検討を進め、令和5年度に1人の確保を目標とします。

ピアサポート活動とは、同じ発達障害者等による仲間同士の支え合いの活動です。事業所や関連団体における活動状況を把握し市からの活動支援の検討を進め、令和5年度には参加人数2人を目標とします。

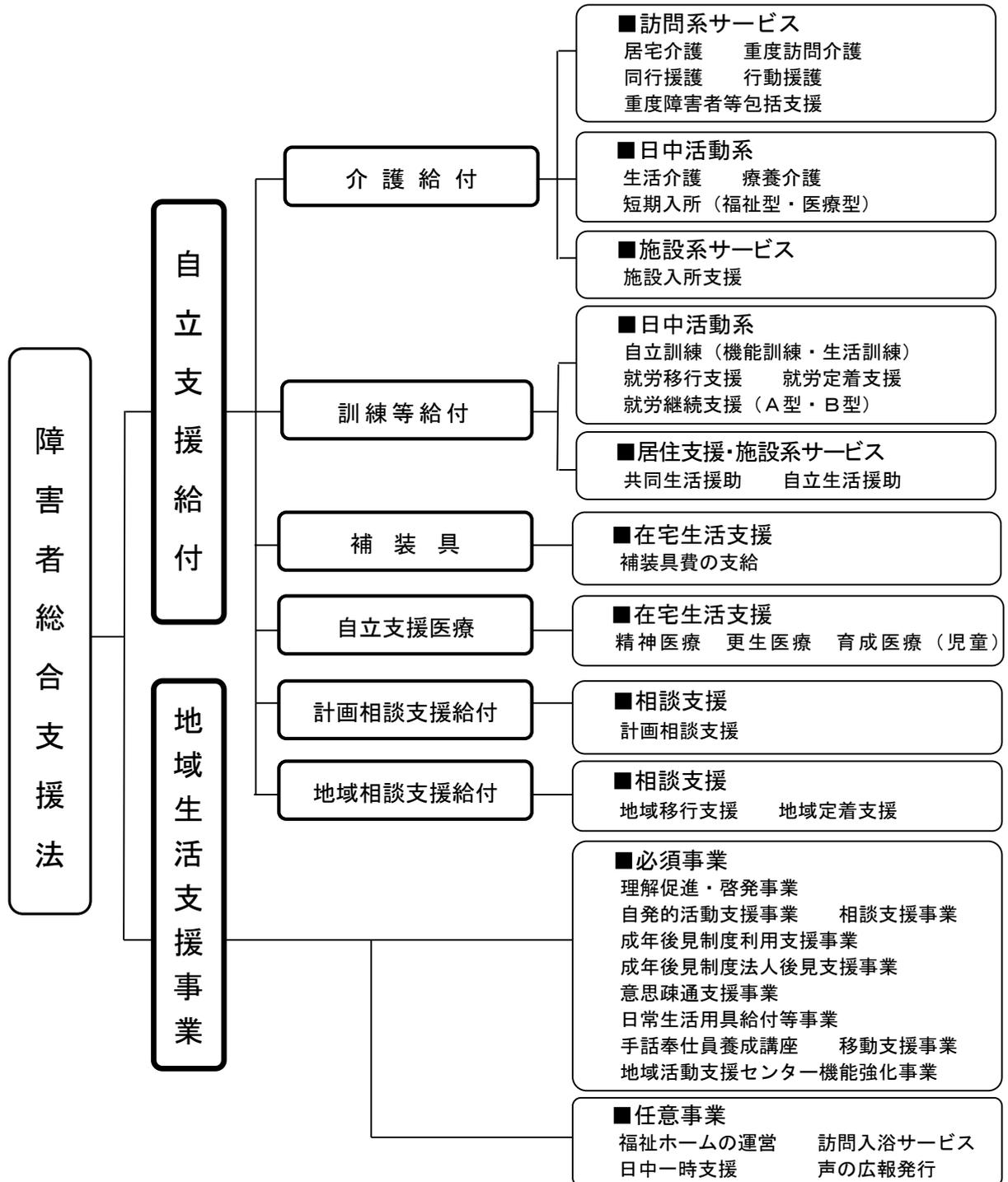
目標発達障害者等に対する支援の目標

種類	R3年度	R4年度	R5年度
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	—	—	2人
ペアレントメンターの人数	—	—	1人
ピアサポートの活動への参加人数	—	—	2人

# 第3章 サービス事業量の見込みと提供体制の確保策

## 第1節 サービス事業量の見込みの全体像

障害者総合支援法では、障害者が自らサービスを選択する自立支援給付と地域特性に応じて実施する地域生活支援事業があります。



障害者総合支援法に基づく下記の障害福祉サービス等について、令和3年度から5年度の計画期間中の福祉サービス量の見込みと確保策などを定めます。

障害福祉サービス	
1)訪問系サービス	①居宅介護 ②重度訪問介護 ③同行援護 ④行動援護 ⑤重度障害者等包括支援
2)日中活動系サービス	①生活介護 ②自立訓練(機能訓練) ③自立訓練(生活訓練) ④就労移行支援 ⑤就労継続支援(A型) ⑥就労継続支援(B型) ⑦就労定着支援 ⑧療養介護 ⑨短期入所(福祉型) ⑩短期入所(医療型)
3)居住支援・施設系サービス	①自立生活援助 ②共同生活援助 ③施設入所支援
4)在宅生活支援	①補装具費の支給 ②自立支援医療
相談支援	
1)相談支援	①計画相談支援 ②地域移行支援 ③地域定着支援
地域生活支援事業	
1)必須事業	①理解促進・啓発事業 ②自発的活動支援事業 ③相談支援事業 ④成年後見制度利用支援事業 ⑤成年後見制度法人後見支援事業 ⑥意思疎通支援事業 ⑦日常生活用具給付等事業 ⑧手話奉仕員養成講座 ⑨移動支援事業 ⑩地域活動支援センター機能強化事業
2)任意事業	①福祉ホームの運営 ②訪問入浴サービス ③日中一時支援 ④声の広報発行

## 1 障害福祉サービス

### (1) 訪問系サービス

#### ①居宅介護

障害者（児）を対象に、自宅等にヘルパーを派遣して入浴、排せつ、食事等の身体介護や洗濯、掃除等の家事援助を行うサービスです。

#### ②重度訪問介護

重度の肢体不自由者、重度の知的障害、精神障害により行動上著しい困難を有する方で常時介護を必要とする方を対象に、自宅等にヘルパーを派遣して食事や排せつの身体介護や洗濯、掃除等の家事援助、コミュニケーション支援のほか、外出時における移動介護等も含めて総合的に提供するサービスです。

#### ③同行援護

視覚障害により移動に著しい困難を有する障害者に対し、外出時等において同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護等の支援を行います。

#### ④行動援護

知的障害や精神障害により行動上著しい困難を有する障害者等であって、常時介護を要する方に、行動する際に生じる危険を回避するために必要な援護、外出における移動中の介護等を行うサービスです。

#### ⑤重度障害者等包括支援

障害支援区分6に該当する方（児童については区分6相当）のうち、意思の疎通が困難な重度の障害者を対象に、複数のサービスを包括的に提供するサービスです。

### 【サービス見込みの定め方】

訪問系サービスの利用実績は横ばいとなっており、地域移行を進める基本方針により、居宅介護の利用は増える見込みです。令和2年度の値を基準として、サービスの提供体制とニーズの適切なバランスを考慮し、年10%程度の利用増加を見込みます。

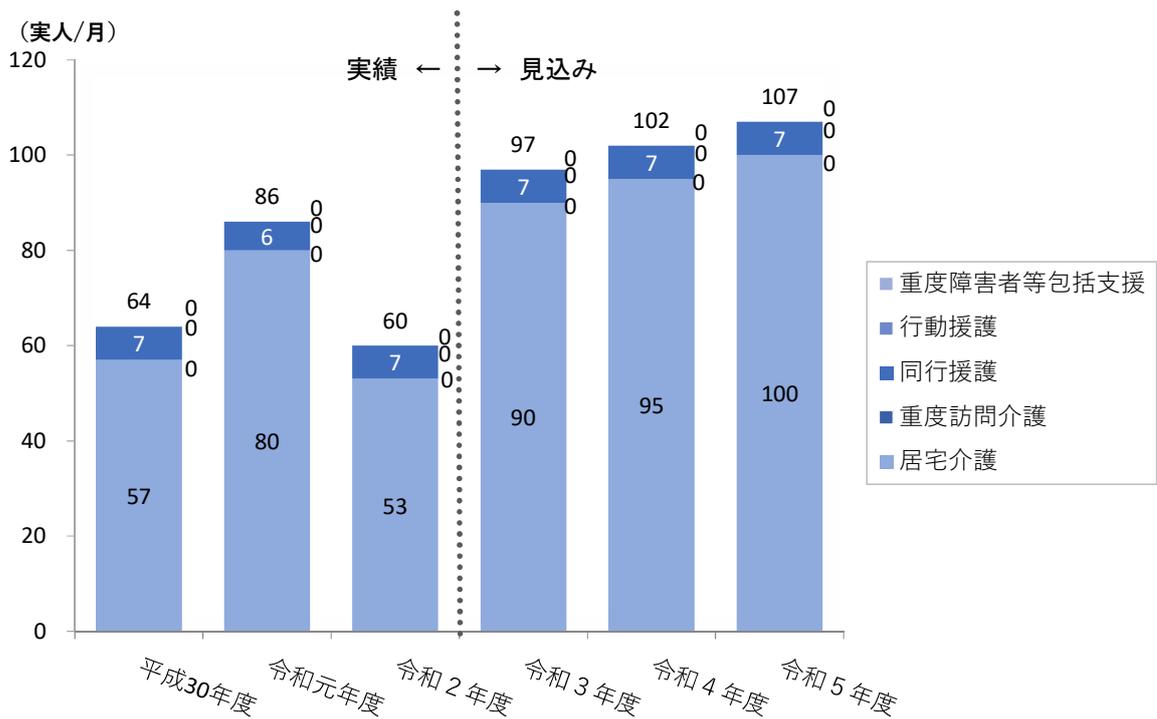
重度訪問介護、行動援護、重度障害者等包括支援は実績がないため、見込みもゼロとしますが、利用条件を満たし、利用を希望される方が新たに生じた際は、サービス提供体制の確保を図ります。

訪問系サービスの利用実績と見込み

障害福祉サービス 訪問系サービス	実績値			第6期計画見込み			単位
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
居宅介護	57	80	53	90	95	100	実人/月
	499	1104	505	963	1,017	1,070	時間/月
重度訪問介護	0	0	0	0	0	0	実人/月
	0	0	0	0	0	0	時間/月
同行援護	7	6	7	7	7	7	実人/月
	28	22	16	27	27	27	時間/月
行動援護	0	0	0	0	0	0	実人/月
	0	0	0	0	0	0	時間/月
重度障害者等 包括支援	0	0	0	0	0	0	実人/月
	0	0	0	0	0	0	時間/月
訪問系 計	64	86	60	97	102	107	実人/月
	527	1,126	521	990	1,044	1,097	時間/月
	8.2	13.1	8.7	10.2	10.2	10.3	平均利用時

注:各年度末3月現在。令和2年度実績値は見込み。

訪問系サービスの利用実績と見込み



注:各年度末3月現在。令和2年度実績値は見込み。

【提供体制の確保策】

訪問系サービスは、平成30年度から令和元年度にかけて増加傾向となっています。令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、例年通りのサービス提供が難しい状況があります。令和3年度以降の利用見込については、令和2年度のサービス提供

が例年通りであるとの想定にもとづき設定し、今後も利用が増加していくと見込んでいます。一方で、事業所ヒアリング調査からも課題として意見が多く上がっていたように、障害福祉サービス事業所における職員の確保が難しくなっていることから、千葉県との連携により研修等の人材育成を進め、ヘルパーの質・量の向上を図ります。これにより、既存の事業所のヘルパー人員を確保するほか、福祉・介護事業者の新規参入を促進していきます。

## (2) 日中活動系サービス

### ①生活介護

常に介護を必要とする方に対して、主に昼間において、入浴、排せつ、食事等の介護等を行うとともに、日常生活上の支援、創作的活動及び生産活動の機会を提供します。

### ②自立訓練（機能訓練）

身体障害のある方が自立した日常生活や社会生活を営めるように、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

### ③自立訓練（生活訓練）

知的障害のある方または精神障害のある方が自立した日常生活または社会生活が営めるよう、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

### ④就労移行支援

65歳未満の障害のある方で一般企業等への就労を希望する方に、一定期間、就労に必要な訓練、就労に関する相談や支援を行います。

### ⑤就労継続支援（A型）

一般企業での就労が困難な方に、雇用契約に基づいて働く場を提供するとともに、知識や能力の向上のために必要な訓練を行います。

### ⑥就労継続支援（B型）

一般企業での就労が困難な方に働く場を提供するとともに、知識や能力の向上のために必要な訓練を行います。このサービスにより就労に必要な知識や能力が向上した方は、就労継続支援（A型）や一般就労への移行を目指します。

### ⑦就労定着支援

一般就労に移行した障害者について、就労に伴う生活面での様々な課題が発生し、就

労定着に繋がらないといった課題に対応するため、企業・自宅への訪問などにより、対象者の課題状況を把握し、必要な連絡調整や指導・助言などの支援を行うことで、企業への就労の定着につなげるサービスです。

#### ⑧療養介護

長期の医療的ケアと常時介護を必要とする方に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活の世話をを行います。

#### ⑨短期入所（ショートステイ）

自宅で介護する人が病気等の理由により介護を行うことができない場合に、障害者（児）に障害者支援施設や児童福祉施設等に短期間入所していただき、短期間で夜間も含め、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

短期入所には、福祉型と医療型があります。福祉型は、障害者支援施設などで実施され、医療型は、筋委縮性側索硬化症（ALS）などの重症心身障害者・児が利用対象であり、病院、診療所等で実施されます。

#### 【サービス見込みの定め方】

日中活動系サービスのうち、自立訓練（生活訓練）は地域移行を進める基本方針があり、生活介護は利用実績も増加傾向にあるため、令和3年度以降も継続して利用増加を見込みます。

就労移行支援は、福祉施設から一般就労への移行が成果目標に設定されていることを踏まえ利用増加を見込みます。

就労継続支援（B型）は、利用実績も増加傾向にあるため、令和3年度以降も継続して利用増加を見込みます。

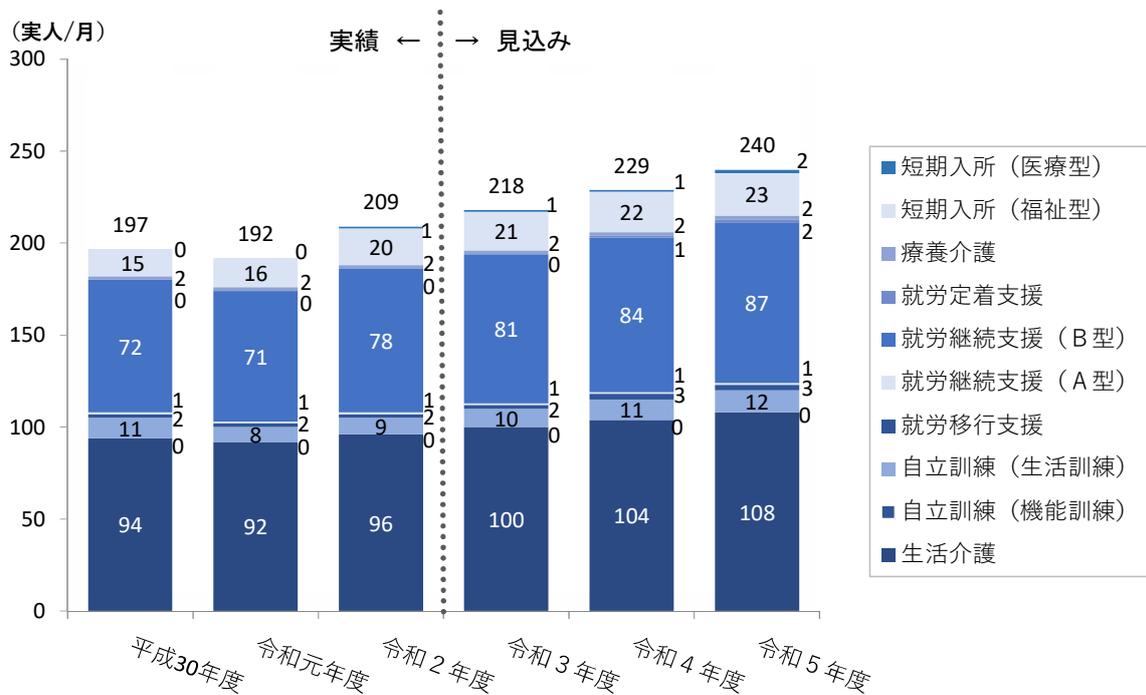
短期入所（ショートステイ）は、アンケート調査及び事業所ヒアリングからもニーズが多い状況であるため、利用増加を見込みます。

日中活動系サービスの利用実績と見込み

障害福祉サービス 日中活動系サービス	実績値			第6期計画見込み			単位
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
生活介護	94	92	96	100	104	108	実人/月
	1,634	1,663	1,893	1,840	1,914	1,987	延人日/月
自立訓練(機能訓練)	0	0	0	0	0	0	実人/月
	0	0	0	0	0	0	延人日/月
自立訓練(生活訓練)	11	8	9	10	11	12	実人/月
	167	128	147	165	182	198	延人日/月
就労移行支援	2	2	2	2	3	3	実人/月
	28	39	10	34	50	50	延人日/月
就労継続支援(A型)	1	1	1	1	1	1	実人/月
	20	20	20	20	20	20	延人日/月
就労継続支援(B型)	72	71	78	81	84	87	実人/月
	1,222	1,164	1,461	1,409	1,462	1,514	延人日/月
就労定着支援	0	0	0	0	1	2	実人/月
療養介護	2	2	2	2	2	2	実人/月
短期入所(福祉型)	15	16	20	21	22	23	実人/月
	201	224	302	317	332	347	延人日/月
短期入所(医療型)	0	0	1	1	1	2	実人/月
	0	0	4	4	4	8	延人日/月
訪問系 計	197	192	209	218	228	238	実人/月
	3,272	3,238	3,837	3,789	3,965	4,125	延人日/月

注:各年度末3月現在。令和2年度実績値は見込み。

日中活動系サービスの利用実績と見込み



注:各年度末3月現在。令和2年度実績値は見込み。

## 【提供体制の確保策】

各事業所での安定した事業展開に加えて、定員増や施設の新設・増設を働きかけていきます。事業者の新規参入を促進するため、福祉・介護事業者に幅広く情報を提供していきます。

就労移行支援では、各事業所や県、ハローワーク、障害者就業・生活支援センター中里などと連携しながら、当該サービスを充実させていきます。また、就労定着支援においては、企業に向け、事業所とともに対象者の障害特性の理解を促す等、差別につながることはないよう支援していきます。他に、市内事業所の工賃改善を目指し、地場企業等への積極的な啓発活動と併せ農福連携への取組に努めるとともに、公共施設でも授産製品販売、市からの業務委託の拡大、アドバイザーの派遣事業等の周知に努めます。ふるさと納税の返礼品としての採用実績もあるため、今後の対象拡充も検討していきます。

短期入所（ショートステイ）については現状では、空きが少ない状況であるため、既存事業所の拡充及び入所施設の空床利用等を促進するほか、福祉・介護事業者の新規参入も探っていきます。

## （3）居住支援・施設系サービス

### ①自立生活援助

平成30年度に創設された「自立生活援助」は、共同生活援助または施設入所支援を受けていた障害者が安心して自立生活ができるよう、生活の悩みなどについて、定期的な巡回訪問や電話やメールなどで随時相談し、必要な情報の提供などの援助を受けるサービスです。

### ②共同生活援助

共同生活を行う住居（グループホーム）で、夜間や休日に、相談を受けるほか、入浴、排せつ、食事の介護等、日常生活上の援助を行います。日中サービス支援型共同生活援助では、常時の介助サービス等が提供できる体制が確保されています。

### ③施設入所支援

施設に入所する障害のある方に対して、主に夜間において、入浴、排せつ、食事等の介護のほか、生活等に関する相談・助言、日常生活上の支援を行います。

## 【サービス見込みの定め方】

共同生活援助は、令和3年度以降も微増傾向にあると想定し、若干の利用増加を見込みます。施設入所支援は令和5年度に44人／月とする目標に合わせて各年度の見込みを設定します。自立生活援助と共同生活援助については、今計画から、精神障害者についての目標も定めることになりました。全体の約30%が精神障害者と想定しています。

また、長期入院患者の地域生活への移行に伴う地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備にあたって、共同生活援助の見込みのうち数として、精神障害者の共同生活援助の見込みを令和5年度の18人のうち2人を基盤整備量に充てることとします。

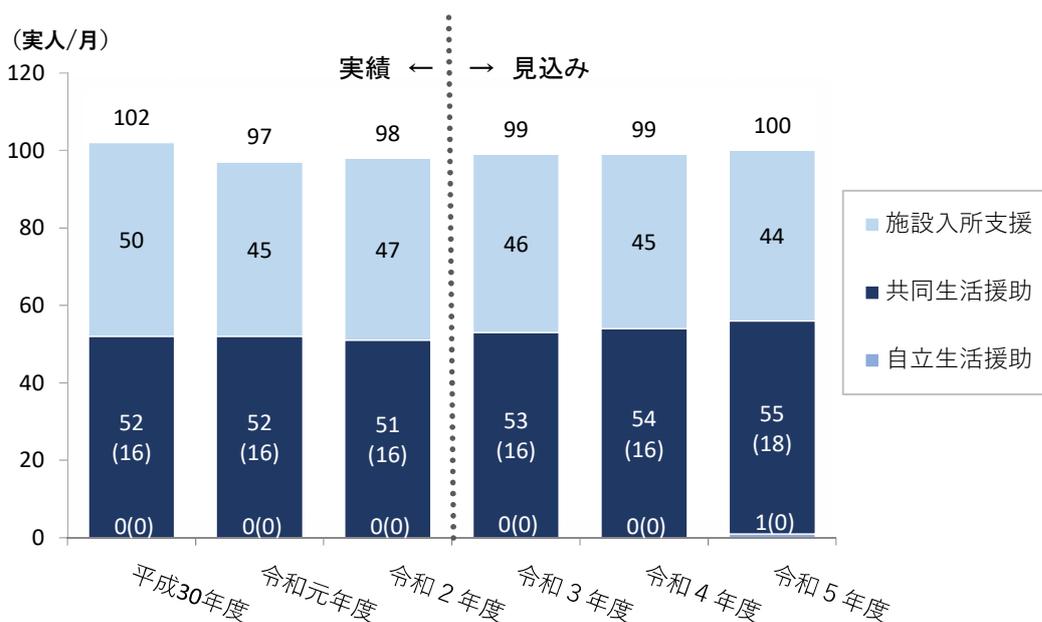
居住支援・施設系サービスの利用実績と見込み

障害福祉サービス 居住支援・施設系	実績値			第6期計画見込み			単位
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
自立生活援助	0	0	0	0	0	1	実人/月
うち精神障害者の 自立生活援助	0	0	0	0	0	0	実人/月
共同生活援助	52	52	51	53	54	55	実人/月
うち精神障害者の 共同生活援助	16 <0>	16 <0>	16 <0>	16 <0>	16 <0>	18 <2>	実人/月
施設入所支援	50	45	47	46	45	44	実人/月
居住支援・施設系 計	102	97	98	99	99	100	実人/月

注：各年度末3月現在。令和2年度実績値は見込み。

< >は、長期入院患者の地域生活への移行に伴う地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備量。

居住支援・施設系サービスの利用実績と見込み



注：各年度末3月現在。令和2年度実績値は見込み。

( )は、精神障害者の人数

### 【提供体制の確保策】

施設入所支援利用者や長期入院者は地域生活への移行が促進されるため、国・県とともに施設の整備や運営費用を補助し、安房圏域の共同生活援助等を拡充するほか、新規参入を積極的に促進していきます。地域生活移行にあたっては、施設入所支援利用者の高齢化や重度化が進行していることから、日中サービス支援型共同生活援助の拡充についても促進していきます。

#### (4) 在宅生活支援

##### ①補装具費の支給

補装具とは「身体に装着（装用）することで、身体機能を補完・代替し、日常生活や就学・就業に、長期間にわたって継続して使用される装具のこと」で、義肢や車いす等があります。「補装具費の支給」では、補装具を必要とする身体障害者に購入費や修理費を支給します。平成30年度から、補装具のうち、成長に伴って短期間での交換が必要になる障害児など、「購入」より「貸与」の方が利用者の便宜が図れるものについては、新たに補装具費の支給対象になりました。

##### 【提供体制の確保策】

障害者一人ひとりの状況に応じた支給に努めるとともに、需要動向をみながら、財源確保を図ります。

##### ②自立支援医療

自立支援医療は、障害者医療に関する経済的支援制度で、「更生医療」、「育成医療」、「精神通院医療」があります。

「更生医療」は、「18歳以上の身体障害者の障害の軽減・機能改善（人工透析、人工股関節手術、心臓手術など）のための医療費支給」「育成医療」は、「18歳未満の身体障害児の手術等の医療（斜視、股関節、奇形、心臓等の手術、人工透析など）のための医療費支給」「精神通院医療」は「精神障害など心の病気による通院医療費の支給」です。なお、「更生医療」「育成医療」は市が「精神通院医療」は県が実施主体となります。

##### 【提供体制の確保策】

障害者一人ひとりの状況に応じた支給に努めるとともに、需要動向をみながら、財源確保を図ります

## 2 相談支援

### (1) 相談支援

#### ①計画相談支援

障害福祉サービスの利用者に、支給決定に際してサービス利用計画を作成するとともに、一定期間後にサービスの利用状況の検証を行い、計画の見直しを行います。

#### ②地域移行支援

障害者施設の入所者や入院している精神障害者等に、地域生活へ移行するための活動

に関する相談、障害福祉サービス事業所等への同行支援等を行います。

### ③地域定着支援

障害のある方の地域生活の継続を目的として、単身等で生活する障害のある方と常に連絡がとれる体制を確保し、緊急に支援が必要な事態が生じた際には、緊急訪問や相談などの必要な支援を行います。

#### 【サービス見込みの定め方】

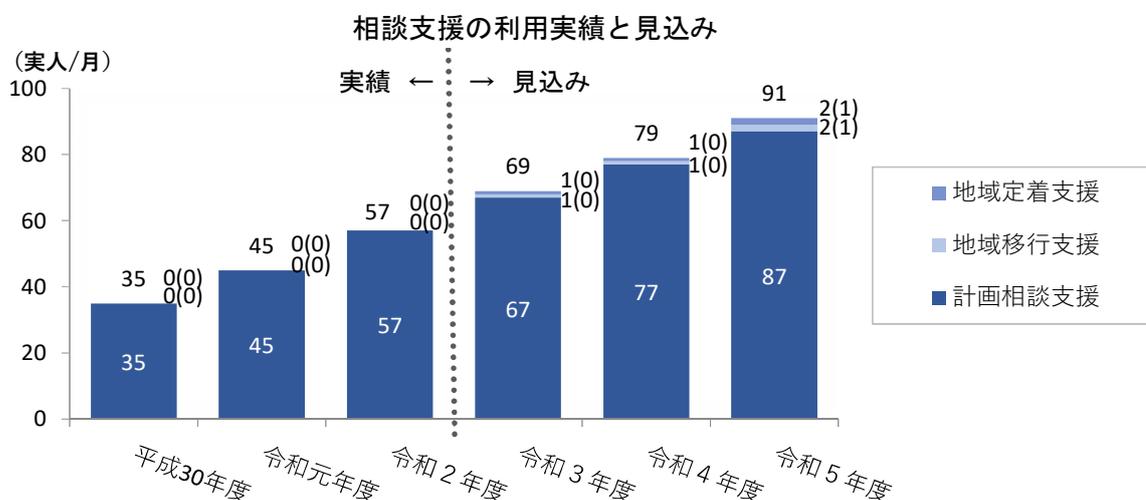
計画相談支援は障害福祉サービスまたは地域相談支援を利用するすべての障害者に対してサービス利用計画を作成し、一定期間後に見直し（モニタリング）を行うため、利用回数が増えます。平成30年度以降、大幅に利用者が増加しており、令和3年度以降も増加すると見込みます。

地域移行支援と地域定着支援では、相談機能の拡充と地域移行を促進する基本方針であるため利用を見込みます。うち、今計画から目標を定めることとなった精神障害者については、令和2年度の長期（1年以上）の精神障害者の入院者のうち退院予定は0人と見込まれることにより、目標としては令和5年度に2人とします。

相談支援の利用実績と見込み

相談支援	実績値			第6期計画見込み			単位
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
計画相談支援	35	45	57	67	77	87	実人/月
地域移行支援	0	0	0	1	1	2	実人/月
うち精神障害者の地域移行支援	0	0	0	0	0	1	実人/月
地域定着支援	0	0	0	1	1	2	実人/月
うち精神障害者の地域定着支援	0	0	0	0	0	1	実人/月
相談支援計	35	45	57	69	79	91	実人/月

注：各年度末3月現在。令和2年度実績値は見込み。



注：各年度末3月現在。令和2年度実績値は見込み。

( )は、精神障害者の人数

### 【提供体制の確保策】

既存の相談機関の連携により、迅速かつ的確な相談体制を整備します。第6期計画においては、「相談支援体制の充実・強化等」の成果目標も設定されているため、千葉県等と連携しながら、相談支援専門員の養成・育成に努め、相談受付の拡大を図ります。

## 3 地域生活支援事業

### (1) 必須事業

#### ①理解促進・啓発事業

障害に対する理解を深めるための研修及びイベントや広報を実施します。

#### 理解促進・啓発事業の実施内容

年度	実施内容
平成 30 年度	1) 障害者虐待防止キャンペーン（商業施設店頭におけるパンフレット配布） 2) 鴨川市職員向け合理的配慮に関する研修
令和元年度	1) 障害者虐待防止キャンペーン【台風の影響により中止】 2) 鴨川市職員向け合理的配慮に関する研修 3) 鴨川市職員向けユニバーサルマナー検定（3級） 4) 市の広報紙に「進めよう『心』のバリアフリー」シリーズ開始
令和2年度	1) 障害者虐待防止キャンペーン【新型コロナウイルス感染症の影響により中止】 2) 鴨川市職員向け合理的配慮に関する研修 3) 市民向けユニバーサルマナー検定（3級）【同1】 4) 市の広報紙に「進めよう『心』のバリアフリー」シリーズ掲載 5) 「障害者福祉週間」について市の広報紙に掲載

### 【事業見込みの定め方】

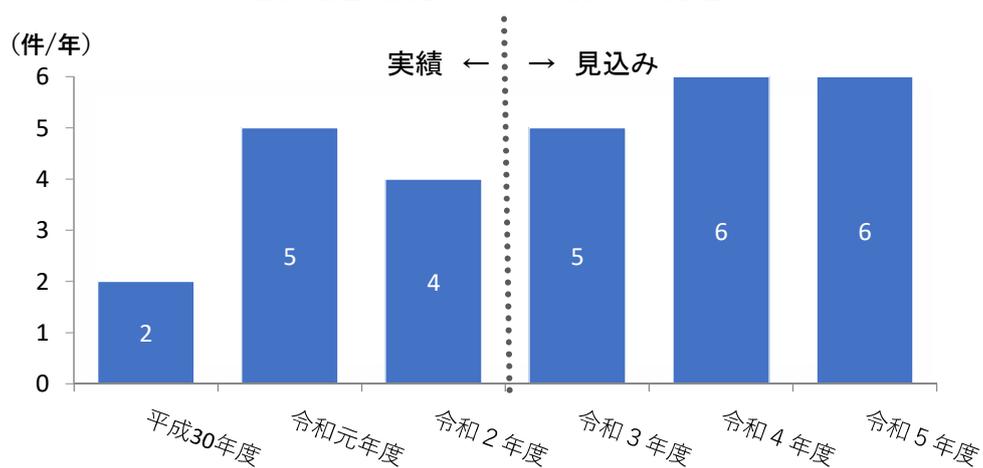
理解促進・啓発の機会の増加を進めてきましたが、台風や新型コロナウイルス感染症の影響により、実施できない行事もありました。令和3年度以降は、すべての行事の実施と件数の増加を見込みます。

### 理解促進・啓発事業の利用実績と見込み

地域生活支援事業 必須事業	実績値			第6期計画見込み			単位
	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	
理解促進・啓発事業 (研修・イベント開催等件数)	2	5	4	5	6	6	延件数/年

注:各年度末3月現在。令和2年度実績値は見込み。

### 理解促進・啓発事業の利用実績と見込み



注:各年度末3月現在。令和2年度実績値は見込み。

#### 【提供体制の確保策】

現状実施している全ての研修、イベント等に加えさらに実施内容の充実を図ります。

## ②自発的活動支援事業

障害者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるようにするための障害者等、その家族、地域住民等による地域における自発的な活動を支援する事業で、ピアサポート活動支援、災害対策活動支援、孤立防止活動支援、社会活動支援、ボランティア活動支援等が支援対象の事業となっています。

### 【サービス見込みの定め方】

国が定める支援対象は、障害者等やその家族、地域住民等が自発的に行う活動に対する支援を行う事業となっていますが、これまで該当する事業や団体等の活動実績がありませんでした。令和3年度以降は、関連する団体等への支援を見込みます。

### 自発的活動支援事業の実績と見込み

地域生活支援事業 必須事業	実績			第6期計画見込み			単位
	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	
自発的活動支援事業	—	—	—	実施	実施	実施	実施有無

### 【提供体制の確保策】

ピアサポート活動支援、災害対策活動支援、孤立防止活動支援、社会活動支援、ボランティア活動支援等と関連のある団体等への活動の促進に取り組みます。

### ③相談支援事業

障害者、その保護者または介護者などからの相談に応じ、必要な情報提供等を関係機関に行ったり、虐待防止、権利擁護のために必要な援助を行います。

#### 【サービス見込みの定め方】

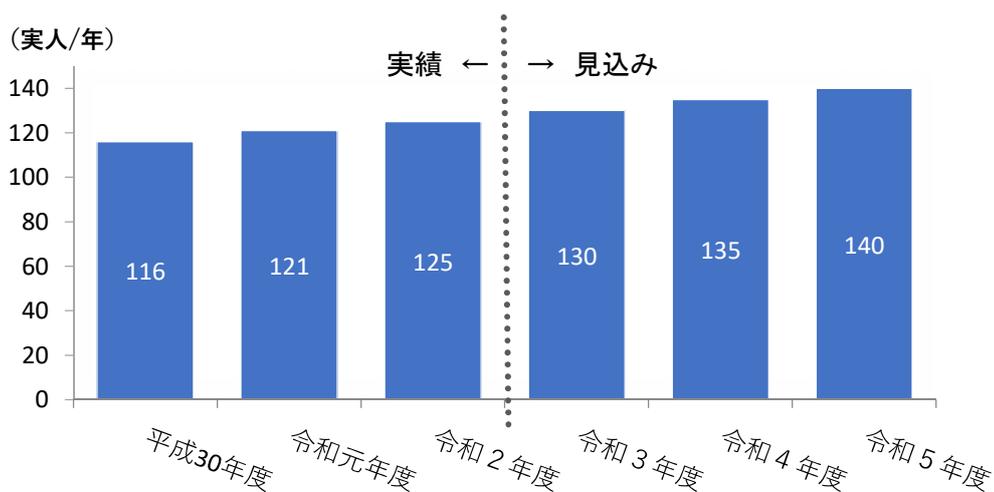
相談支援事業の利用実績は、増加傾向にあるため、令和3年度以降も毎年5人程度の利用増加を見込みます。

相談支援事業の利用実績と見込み

地域生活支援事業 必須事業	実績値			第6期計画見込み			単位
	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	
相談支援事業	116	121	125	130	135	140	実人/年
	265	264	332	299	310	322	延人/年

注:各年度末3月現在。令和2年度実績値は見込み。

相談支援事業の利用実績と見込み



注:各年度末3月現在。令和2年度実績値は見込み。

#### 【提供体制の確保策】

相談事業のサービス内容などを広報し、相談する機会の拡充を図ります。

#### ④成年後見制度利用支援事業

成年後見制度利用が有用な知的障害者・精神障害者の利用を支援し、権利擁護を図ります。

#### 【サービス見込みの定め方】

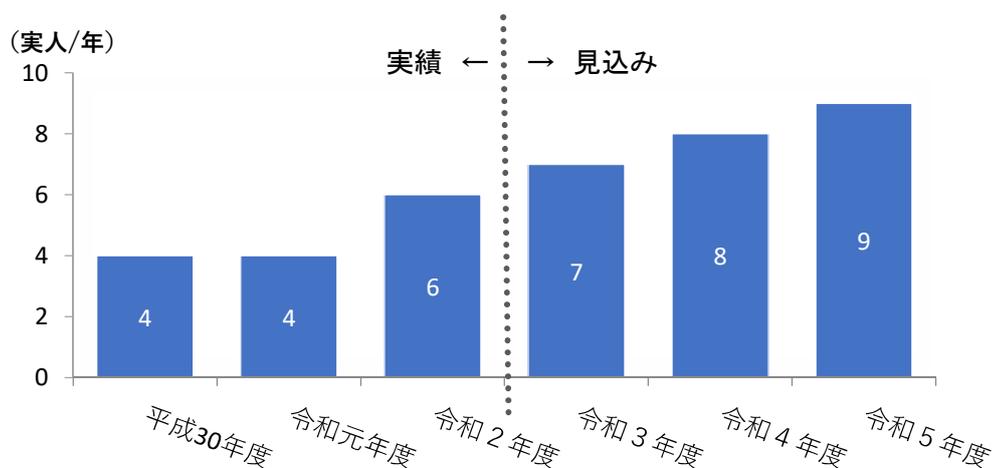
成年後見制度は「成年後見制度利用促進基本計画」が実施され、利用実績は増加傾向にあります。今後も増加すると考えられるため、令和3年度以降も1人/年の増加を見込みます。

成年後見制度利用支援事業の利用実績と見込み

地域生活支援事業 必須事業	実績値			第6期計画見込み			単位
	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	
成年後見制度 利用支援事業	4	4	6	7	8	9	実人/年

注:各年度末3月現在。令和2年度実績値は見込み。

成年後見制度利用支援事業の利用実績と見込み



注:各年度末3月現在。令和2年度実績値は見込み。

#### 【提供体制の確保策】

「成年後見制度利用促進基本計画」を踏まえ、相談支援事業等の福祉サービスと連携し、成年後見制度の利用が望まれる障害者に対して、本制度の周知を図るとともに、利用を働きかけます。

### ⑤成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、障害者の権利擁護を図るための事業です。

対象となる事業内容は、法人後見実施のための研修、法人後見の活動を安定的に実施するための組織体制の構築、法人後見の適正な活動のための支援、その他、法人後見を行う事業所の立ち上げ支援など、法人後見の活動の推進に関する事業です。

#### 【サービス見込みの定め方】

安房圏域では、3市1町により「安房地域権利擁護推進センター」を共同設置し、成年後見制度利用促進業務及び市民後見推進業務を行っています。

法人後見業務は、鴨川市社会福祉協議会で実施しており、令和元年度の法人後見の受任者数は10件（うち障害者5件）となっています。

令和3年度以降も、成年後見制度法人後見人支援事業の継続実施を見込みます。

成年後見制度法人後見受任の実績と見込み

地域生活支援事業 必須事業	実績			第6期計画見込み			単位
	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	
成年後見制度 法人後見	6	5	9	7	8	9	件/年

注:各年度末3月現在。令和2年度実績値は見込み。

#### 【提供体制の確保策】

成年後見制度法人後見の利用対象者の増加のための制度の周知と共に、担い手となる権利擁護支援員（市民後見人）の養成と質の向上に向けた取組を促進していきます。

## ⑥意思疎通支援事業

聴覚障害、言語障害、音声機能その他の障害のため、意思の疎通が困難な障害者に対して手話通訳者、要約筆記者を派遣し、障害者とその周りの方のコミュニケーションを円滑にします。

### 【サービス見込みの定め方】

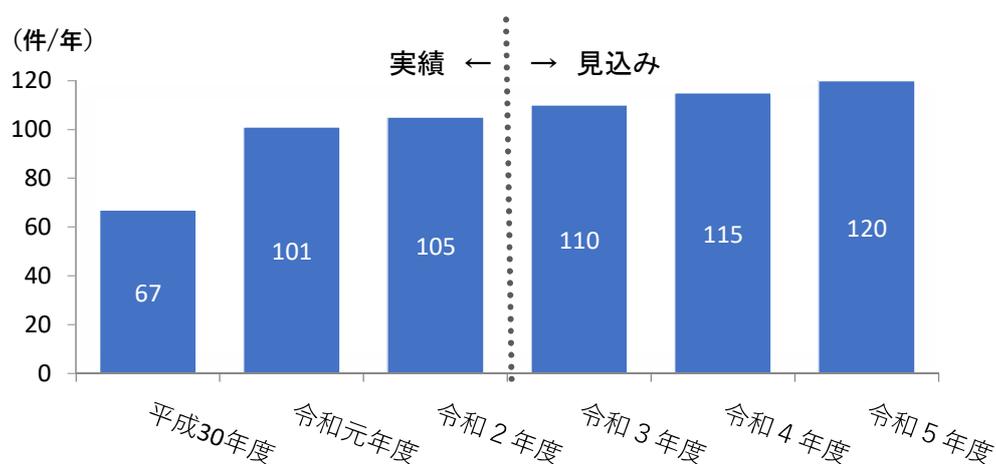
意思疎通支援事業は、平成30年度以降、利用実績は増加傾向にあります。令和3年度は110件／年に設定し、以降は年5件の利用増加を見込みます。

意思疎通支援事業の利用実績と見込み

地域生活支援事業 必須事業	実績値			第6期計画見込み			単位
	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	
意思疎通支援事業	67	101	105	110	115	120	件／年

注：各年度末3月現在。令和2年度実績値は見込み。

意思疎通支援事業の利用実績と見込み



注：各年度末3月現在。令和2年度実績値は見込み。

### 【提供体制の確保策】

手話通訳者、要約筆記者等の派遣を担当する社会福祉法人千葉県聴覚障害者協会と連携しながら、安房地域での専門職の育成・登録を促進していきます。

⑦日常生活用具給付等事業

障害の状況に応じて、日常生活用具を給付または貸与し、日常生活の向上と自立した生活を支援します。

日常生活用具給付等事業の内容

事業区分	内容例
介護訓練支援用具	特殊寝台や特殊マットなどの、身体介護を支援する用具や、障害児が訓練に用いる椅子等。
自立生活支援用具	入浴補助用具や聴覚障害者用屋内信号装置等、障害者の入浴、食事、移動などを支援する用具。
在宅療養等支援用具	電気式たん吸引機や盲人用体温計等、在宅療養等を支援する用具。
情報・意思疎通支援用具	点字器や人工喉頭など、情報収集、情報伝達や意思疎通等を支援する用具。
排泄管理支援用具	ストマ用装具など、排泄管理を支援する衛生用品。
住宅改修費	小規模な住宅改修を行う際の費用の一部助成。

【サービス見込みの定め方】

排泄管理支援用具の利用実績は増加傾向にあり、令和3年度は944件／年と想定し、以降は年20件の利用増加を見込みます。

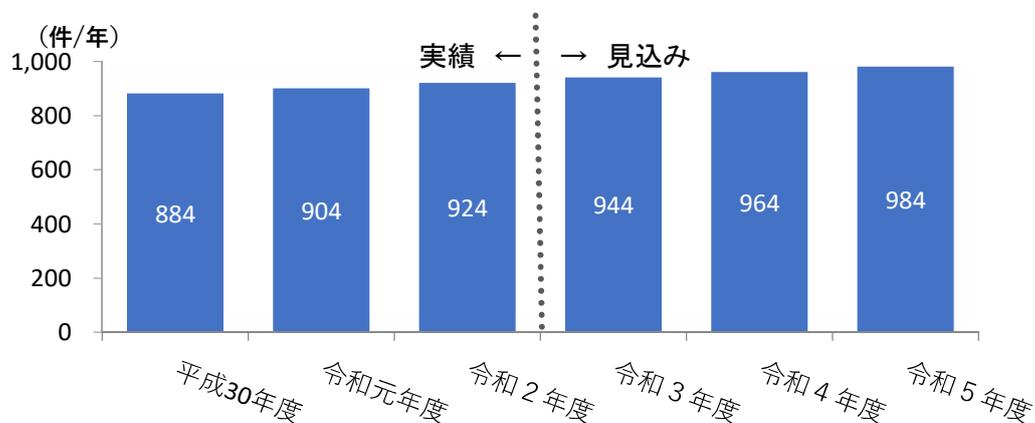
その他の支援用具は年度によって利用実績にばらつきがありますが、平均的な値を設定します。

日常生活用具給付等事業の利用実績と見込み（排泄管理支援用具）

地域生活支援事業・必須事業 日常生活用具給付等事業	実績値			第6期計画見込み			単位
	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	
排泄管理支援用具	884	904	924	944	964	984	件／年

注：各年度末3月現在。令和2年度実績値は見込み。

日常生活用具給付等事業の利用実績と見込み（排泄管理支援用具）



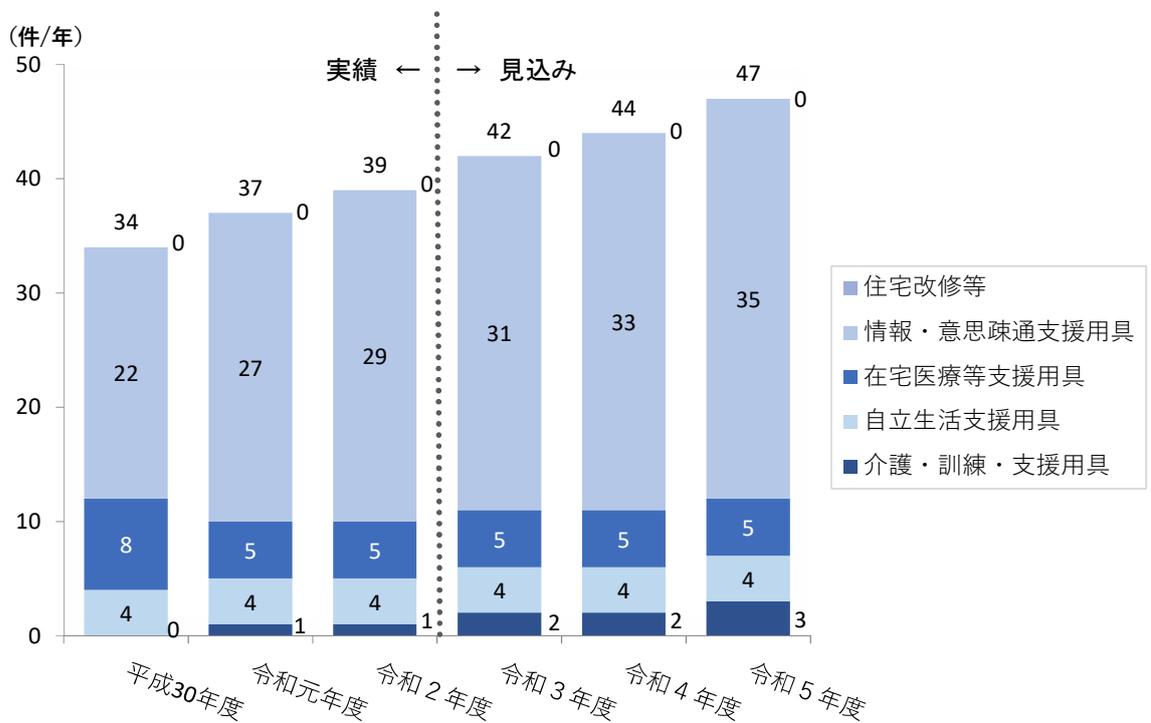
注：各年度末3月現在。令和2年度実績値は見込み。

日常生活用具給付等事業の利用実績と見込み（その他）

地域生活支援事業・必須事業 日常生活用具給付等事業	実績値			第6期計画見込み			単位
	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	
介護・訓練・支援用具	0	1	1	2	2	3	件／年
自立生活支援用具	4	4	4	4	4	4	件／年
在宅医療等支援用具	8	5	5	5	5	5	件／年
情報・意思疎通支援用具	22	27	29	31	33	35	件／年
住宅改修等	0	0	0	0	0	0	件／年
合計	34	37	39	42	44	47	件／年

注：各年度末3月現在。令和2年度実績値は見込み。

日常生活用具給付等事業の利用実績と見込み（その他）



注：各年度末3月現在。令和2年度実績値は見込み。

【提供体制の確保策】

障害者一人ひとりの状況を把握し、的確な支援用具の支給に努めるとともに、需要動向をみながら、財源確保を図ります。

⑧手話奉仕員養成講座

手話奉仕員養成講座では、手話表現技術を習得した者を養成します。

【サービス見込みの定め方】

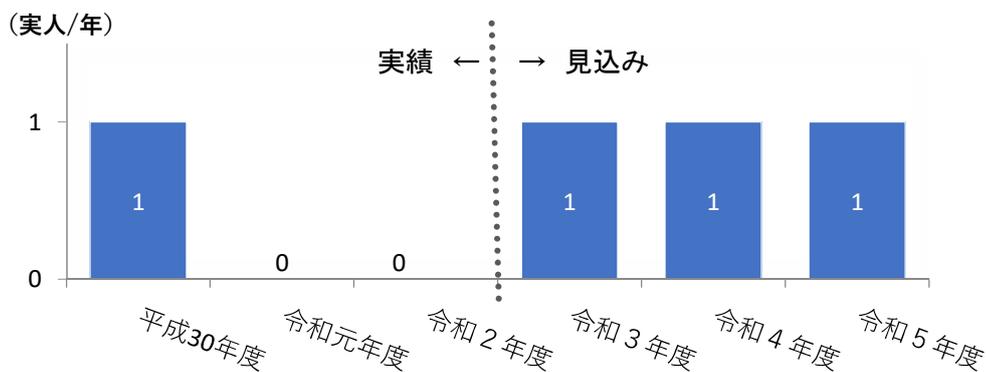
手話奉仕員の希望者は、実績と同程度の1人/年と想定します。

手話奉仕員養成講座の利用実績と見込み

地域生活支援事業 必須事業	実績値			第6期計画見込み			単位
	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	
手話奉仕員養成講座	1	0	0	1	1	1	実人/年

注:各年度末3月現在。令和2年度実績値は見込み。

手話奉仕員養成講座の利用実績と見込み



注:各年度末3月現在。令和2年度実績値は見込み。

【提供体制の確保策】

障害についての啓発活動により、手話に興味があり奉仕員を希望する方を募集し、講座を開きます。

◎移動支援事業

屋外での移動が困難な障害者の外出を支援し、地域における自立した生活及び社会参加を促します。

【サービス見込みの定め方】

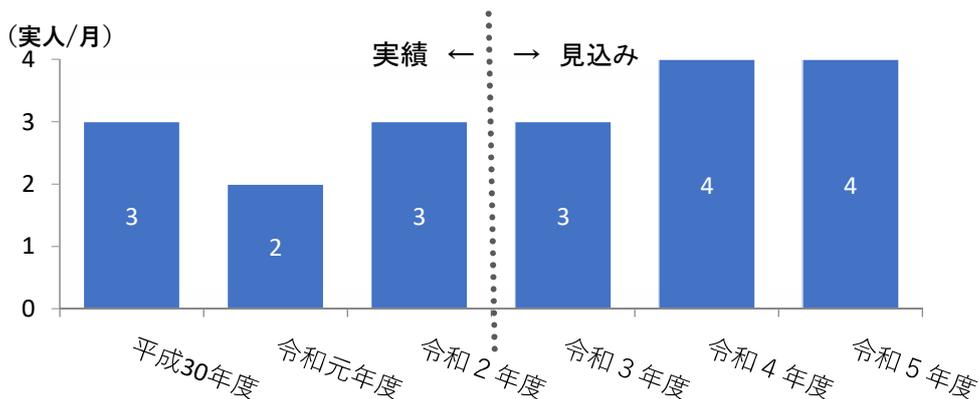
移動支援の利用は平成30年度以降、増加しており、令和3年度は4時間／月、2人に設定し、令和4年度に1人の利用増加を見込みます。

移動支援の利用実績と見込み

地域生活支援事業 必須事業	実績値			第6期計画見込み			単位
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
移動支援事業	3	2	3	3	4	4	実人／月
	2	0.5	2	2	3	3	時間／月

注：各年度末3月現在。令和2年度実績値は見込み。

移動支援の利用実績と見込み



注：各年度末3月現在。令和2年度実績値は見込み。

【提供体制の確保策】

実施事業所の提供体制の拡充を促進するほか、千葉県等との連携、助成により事業体制の整備を図ります。

### ⑩地域活動支援センター機能強化事業

地域活動支援センターは一般就労が難しい障害者に、創作活動や生産活動の機会の提供や社会との交流などを行う施設で、福祉的就労や生きがい活動の場と位置づけられます。鴨川市では、相談支援事業も実施するⅠ型を南房総市の安房地域生活支援センターに、またⅢ型を市内の地域活動支援センターオレンジハウス鴨川に運営を委託しています。

#### 【サービス見込みの定め方】

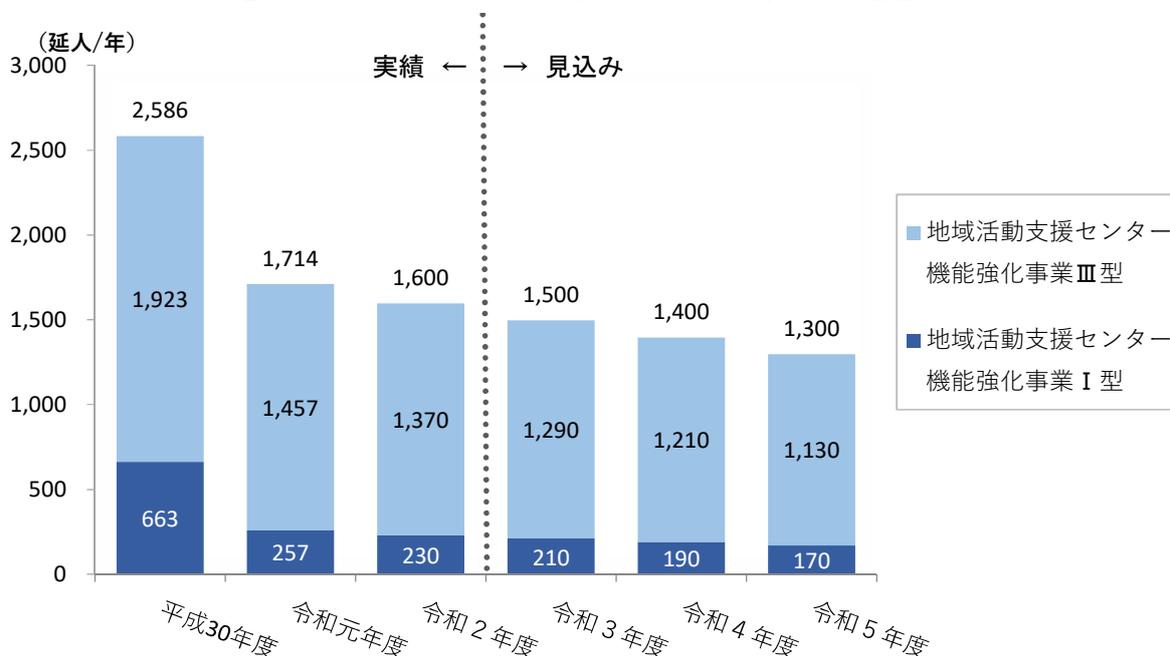
地域活動支援センター機能強化事業の利用は、平成30年度以降Ⅰ型、Ⅲ型とも減少傾向にあるため、令和3年度以降も継続して減少傾向で利用を見込みます。

地域活動支援センター機能強化事業の利用実績と見込み

地域生活支援事業 必須事業	実績値			第6期計画見込み			単位
	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	
地域活動支援センター 機能強化事業Ⅰ型	663	257	230	210	190	170	延人/年
地域活動支援センター 機能強化事業Ⅲ型	1,923	1,457	1,370	1,290	1,210	1,130	延人/年
合計	2,586	1,714	1,600	1,500	1,400	1,300	延人/年

注：各年度末3月現在。令和2年度実績値は見込み。

地域活動支援センター機能強化事業の利用実績と見込み



注：各年度末3月現在。令和2年度実績値は見込み。

#### 【提供体制の確保策】

安定的なサービス提供ができるよう、継続して情報・課題の共有等を行います。

(2) 任意事業

①福祉ホーム

家庭環境、住宅事情等の理由により、居宅において生活することが困難な障害者（常時の介護、医療を必要とする状態にある者を除く）につき、低額な料金で、居室その他の設備を利用させるとともに、施設の管理、利用者の日常に関する相談、助言、福祉事務所等関係機関との連絡、調整等を行います。

【サービス見込みの定め方】

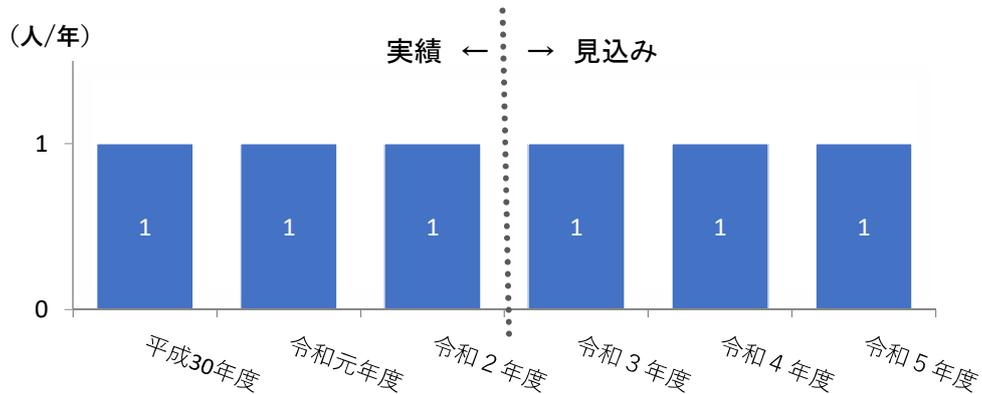
福祉ホームの利用実績は、1人で維持しており、今後も現状維持で見込みます。

福祉ホーム利用実績と見込み

地域生活支援事業 任意事業	実績値			第6期計画見込み			単位
	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	
福祉ホーム	1	1	1	1	1	1	実人/年

注:各年度末3月現在。令和2年度実績値は見込み。

福祉ホーム利用実績と見込み



注:各年度末3月現在。令和2年度実績値は見込み。

【提供体制の確保策】

見込みを上回るニーズ等の需要動向の変化にも、柔軟に対応できるよう、サービス提供の確保に努めます。

## ②訪問入浴サービス

居宅において常に臥床し入浴することが困難な障害者に対し、入浴設備を備えた専用車が自宅を訪問して入浴介護を行うサービスです。

### 【サービス見込みの定め方】

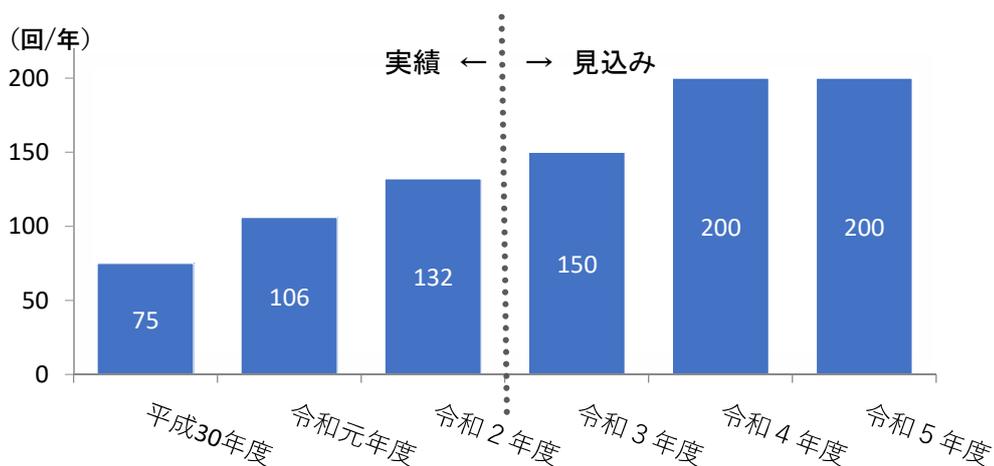
訪問入浴サービスの利用実績は増加傾向にあります。令和4年度に利用者数1人増加、回数は200回／年を見込み、令和5年度も同等と見込みます。

訪問入浴サービスの利用実績と見込み

地域生活支援事業 任意事業	実績値			第6期計画見込み			単位
	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	
訪問入浴サービス	75	106	132	150	200	200	回／年
	1	2	3	3	4	4	実人／年

注：各年度末3月現在。令和2年度実績値は見込み。

訪問入浴サービスの利用実績と見込み



注：各年度末3月現在。令和2年度実績値は見込み。

### 【提供体制の確保策】

既存の実施事業所によるサービス提供の拡充を図るとともに、需要動向をみながら、新規参入を促進していきます。

### ③日中一時支援事業

介助者の就労や一時的な休息のため、一時的に見守りなどの支援が必要な障害者(児)を、日中における活動の場を確保し、日常的な訓練などの支援を行う事業です。これにより、日常的に介護している家族等の負担を一時的に軽減します。

#### 【サービス見込みの定め方】

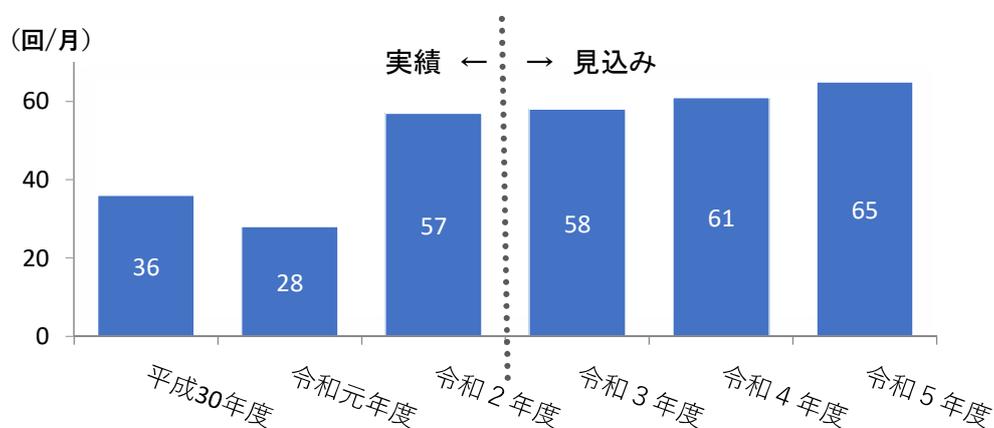
日中一時支援事業の利用実績は年によって増減はありますが、増加傾向とみなし、令和3年度以降も増加傾向を見込みます。令和3年度は58回/月と想定し、毎年1人の利用者の増加を見込みます。

日中一時支援事業の利用実績と見込み

地域生活支援事業 任意事業	実績値			第6期計画見込み			単位
	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	
日中一時支援事業	36	28	57	58	61	65	回/月
	14	15	16	17	18	19	実人/年

注:各年度末3月現在。令和2年度実績値は見込み。

日中一時支援事業の利用実績と見込み



注:各年度末3月現在。令和2年度実績値は見込み。

#### 【提供体制の確保策】

日中一時支援事業は、児童発達支援や放課後等デイサービスが利用できない場合の受け皿としても機能しており、児童発達支援や放課後等デイサービスの利用が増加している状況を受けて、今後も既存の実施事業所によるサービス提供の拡充を図るとともに、需要動向をみながら、新規参入を促進していきます。

#### ④声の広報

広報等の内容を語りかける障害者への情報提供事業です。

#### 【サービス見込みの定め方】

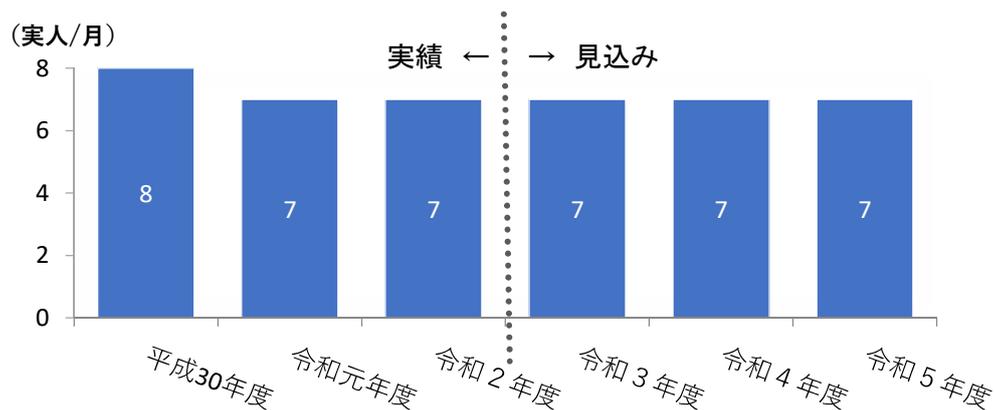
声の広報の利用実績は、ほぼ横ばい傾向となっているため、令和3年以降も7人／年を継続して見込みます。

声の広報の利用実績と見込み

地域生活支援事業 任意事業	実績値			第6期計画見込み			単位
	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	
声の広報	8	7	7	7	7	7	実人／年

注：各年度末3月現在。令和2年度実績値は見込み。

声の広報の利用実績と見込み



注：各年度末3月現在。令和2年度実績値は見込み。

#### 【提供体制の確保策】

視覚障害者を中心に利用希望者を募集して、サービスを提供します。

## 第4章 その他の関連事業等

### 第1節 成年後見制度利用促進基本計画

認知症高齢者や知的障害者、精神障害者などの判断能力が不十分な人についても、生命、身体、自由、財産等の権利が守られることが必要です。

国では、平成28年に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が施行され、平成29年には「成年後見制度利用促進基本計画」が閣議決定され、市町村に対して計画策定の体制の整備に努めることが明示されました。

本市では国の流れを受けて、令和2年3月16日から令和3年3月31日までの1年間の期間とする成年後見制度利用促進基本計画を策定しましたが、計画期間が終了することに伴い、地域福祉計画と一体的に策定することとなりました。計画期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間です。

基本理念 「自らの意思決定を尊重し、地域での生活を守るまち」

- (1) 医療、介護、福祉、司法等の連携を核として、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、市民の権利及び利益が守られるまちづくりを進めます。
- (2) 地域共生社会の実現に向け住民とともにささえあう地域づくりを進め、高齢者や障害者に関する地域包括ケアの一環として積極的に成年後見制度の利用を促進します。
- (3) 安定的かつ効率的な後見人等の確保のため、市町において市民後見人の育成及び法人後見の積極的な活動支援を行います。
- (4) 安房3市1町（鴨川市、館山市、南房総市及び鋸南町）が協力することで、最大限の効果が得られるように成年後見制度の施策を推進します。

### 第2節 障害者職員活躍推進計画

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号。以下「法」という）第7条の3第1項の規定に基づき、同項に規定する地方公共団体の任命者が当該機関が実施する障害者職員の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画です。計画期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間です。

#### 1 障害者職員の活躍に向けた取組

##### (1) 推進体制の整備

推進体制を整備し、計画作成から取組の推進・見直しについてPDCAサイクルを確立する必要があります。また、障害者職員や職場の管理監督者等が相談できる体

制を整えるとともに、全ての職員の障害に対する理解を深めていくことが重要です。

(2) 職務の選定・マッチング等

職員一人ひとりの障害特性や能力、希望等を十分に把握し、総合的に検討して業務との適切なマッチングを図っていくことが重要です。

(3) 職場環境の整備

施設や就労支援機器等の整備のほか、管理監督者による障害特性等の把握を通じた合理的配慮を行う必要があります。

(4) 職員の採用・育成等

職員の採用等を行うに当たっては、法の規定に基づく「障害者差別禁止規定」及び「合理的配慮指針」等を十分に踏まえて対応します。

また、採用後、計画的にキャリア形成を図っていくことが重要です。

(5) 優先調達等

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号）等を踏まえ、企業等における障害者の活躍の場の拡大に向け取組を推進することが重要です。

## 2 目標数値

市は、障害者職員の活躍推進に向けた取組に重点を置き、全ての職員の障害に対する理解を深めさせ障害者職員が安心して働ける環境を整備するとともに、法定雇用率の達成を目指します。

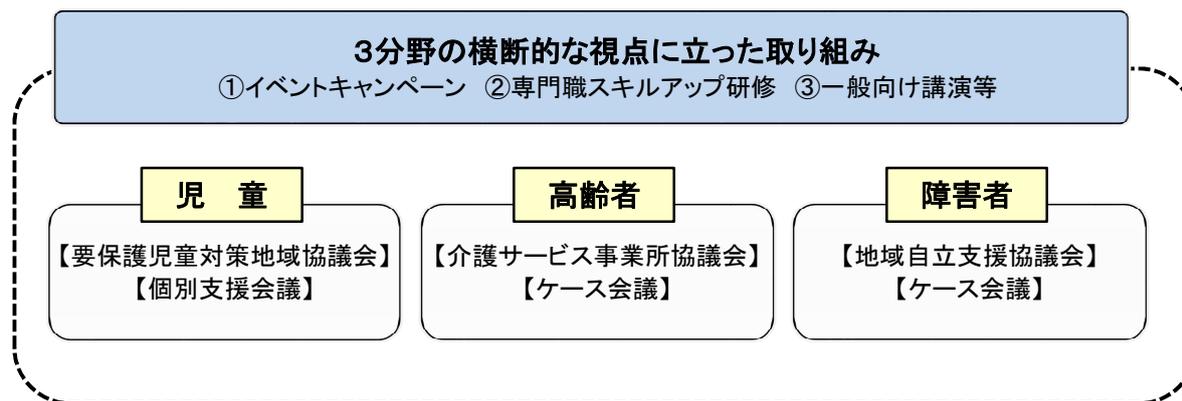
障害者雇用率

	現状(令和元年6月1日)	目標(令和6年6月1日)
市長部局	2.43%	2.6%
教育委員会	2.21%	2.5%

### 第3節 虐待防止連携協議会

虐待や家庭内での暴力（DV等）をなくすために、障害福祉だけではなく、児童、高齢分野から虐待防止連携協議会を組織し、虐待防止に関する啓発キャンペーンや虐待防止講演会の開催等の虐待防止に向けた普及啓発を行います。また、虐待の早期発見、通報につながるよう、分野横断的な情報共有を図ります。

#### 鴨川市虐待防止連携協議会



### 第4節 災害等の非常事態に備える体制作り

災害等の非常事態に備える体制作りについては、「第3期鴨川市健康福祉推進計画」にも重点項目として挙げられており、避難行動要支援者情報を収集・共有し避難行動要支援者名簿を更新するとともに、名簿の提供について関係機関・組織と協議及び提供し災害に備えることとしています。

この度のアンケート調査の結果、台風被害の対策に望むこととして、水や食料品の配布・提供の他、正確な情報提供、電源の確保、障害者（児）でも気を遣うことのない環境の避難所等を50～60%の方が挙げています。また、新型コロナウイルス感染症による影響で日常生活上困ったことでは、物品が購入できなかった他に、精神的に不安になった、友人などに会えなかった等精神的な影響にも30%以上の回答がありました。

このようなことから、災害等の非常事態に備える体制として、避難行動要支援者名簿の作成・更新と共に福祉避難所の充実を図り、地域や障害福祉サービス事業者等とも連携を取りながら情報提供・共有のあり方や啓発について検討し、心のケアの仕組み作り等にも努めていきます。

避難行動要支援者：災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要するもの（「災害対策基本法」より）

## 第3編 障害児福祉計画



## 第1章 基本目標

障害児福祉計画においては、障害者基本計画の基本理念や基本方針との調和に配慮しつつ、以下の2つの基本目標を掲げ、その実現をめざします。

### 第1節 専門性の高い療育の促進、支援体制の整備

子どもの障害や発達支援の必要性について保護者の「気づき」の段階から、専門的な支援へつながるよう、保健、医療、保育、教育など関係機関の連携により、一人ひとりの子どものに応じた専門性の高い療育を促進します。

学校教育及び卒業後を見据えた就労関係機関や障害福祉サービス事業所との連携を強化し、障害児とその保護者に対する支援体制の構築を図ります。

さらに、重度の身体障害及び重度の知的障害がある「重症心身障害児」や、酸素吸入やたん吸引、胃ろうによる栄養の注入などの医療的ケアを必要とする「医療的ケア児」など、重度の障害のある児童が地域で健やかに成長できるよう、医療機関からの退院促進や早期療育を促進します。

### 第2節 家族支援の強化と地域社会への参加、包容の推進

障害児及び保護者が家庭や地域で安心して生活を送ることができるよう、情報提供及び相談支援の充実、保護者の介護負担の軽減を通して家族支援の強化を図ります。

また、障害児が保育所等訪問支援をはじめとする障害児支援を利用しながら、地域の保育や教育を受けることができ、障害の有無にかかわらず共に成長できるよう、地域社会への参加や包容を推進します。

## 第2章 成果目標

第2期障害児計画の計画終了年度である令和5年度に向けて、以下の成果目標を掲げその達成に向けた施策を推進します。

### 第1節 児童発達支援センターの設置

「児童発達支援センター」は、障害児が日常生活における基本的動作を習得し、集団生活に適応できるように支援する施設であり、あわせて地域の障害児やその家族への相談及び、障害児を預かる施設への援助・助言などを行う障害児支援の拠点施設です。

国は、令和5年度末までに、各市町村に少なくとも1か所以上設置すること、市町村単独での確保が困難な場合には圏域で確保することを目標に掲げています。

本市では、令和4年度に「医療型児童発達支援センター」の設置を計画しています。また、運営面にあたっては、安房圏域での利用を含め検討を進めていきます。

### 第2節 保育所等訪問支援を利用できる体制の構築

「保育所等訪問支援」は、障害児が利用している保育所、幼稚園、認定こども園、学校などへ療育支援者が訪問し、障害特性に応じた環境調整や関わり方、集団へのはたらきかけなど集団生活適応のための専門的支援を行う事業です。

国は、令和5年度末までに各市町村で提供体制を構築すること、市町村単独での構築が困難な場合には圏域で構築することを目標に掲げています。

本市では、「こども発達支援センター鴨川そらいろ」においてすでに実施しており、さらなる利用促進に努めます。

### 第3節 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の確保

「主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所」について、国は、令和5年度末までに、各市町村に少なくとも1か所以上確保すること、市町村単独での確保が困難な場合には圏域で確保することを目標に掲げています。

重症心身障害児への支援は専門性を必要とし、市内では少人数の利用が想定されるため、安定的、継続的にサービスを利用できる環境整備を優先し、市単独設置は本計画では見込まないものとしませんが、県や圏域で連携して、サービスが提供できる体制が構築できるよう、既存事業所の機能拡充や新規事業所の参入促進をめざします。

## 第4節 医療的ケア児支援の協議の場の設置

医療的ケア児については、出生体重1,000g未満の超低出生体重児や先天性疾患のある場合、NICU（新生児集中治療室）などで医療が提供されますが、医療機関からの退院には保護者の負担軽減及び後方支援を担う地域医療の課題があり、地域生活を見据えた関係機関による協議が必要となります。

国は、令和5年度末までに、各都道府県、各圏域、各市町村に保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための「医療的ケア児支援の協議の場」を設置するとともに「医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーター」を配置することを目標に掲げています。また、市町村単独での設置が困難な場合には県が関与した上で、圏域で設置することも差し支えないとされています。

本市では、「医療的ケア児支援の協議の場」について、令和元年度に安房3市1町合同で設置をしました。これから、「医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーター」の配置も市単独もしくは圏域での設置とするかの検討を進めます。

医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数

項目	第2期計画見込み			単位
	R3年度	R4年度	R5年度	
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	0	0	1	実人/月

## 第3章 サービス事業量の見込みと提供体制の確保策

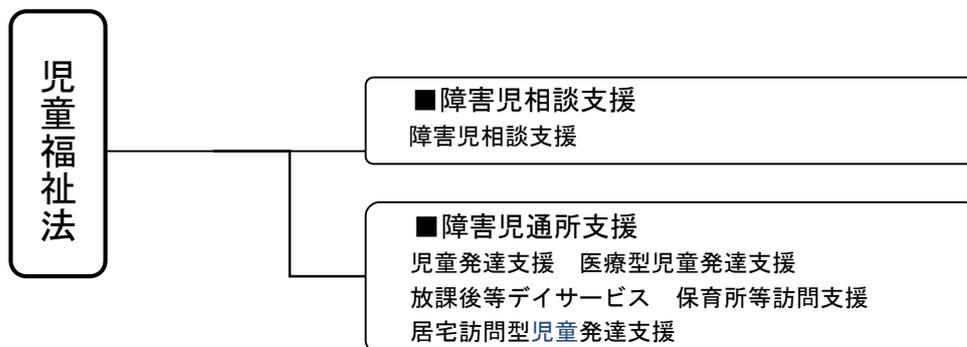
### 第1節 サービス事業量の見込みの全体像

児童福祉法に基づく障害児福祉サービスは、障害児相談支援と障害児通所支援の2つに分類されます。

障害児相談支援は、児童の心身や生活の状況、保護者の意向などを考慮して障害児支援利用計画を作成し、関係者との連絡調整を行いながら障害児通所支援の利用への援助を行います。障害の疑いのある段階から継続的な支援を行い、関係者をつなぐ中心的な役割を担っています。

障害児通所支援は、大きくは、就学前児童を対象とした「児童発達支援」と就学児童を対象とした「放課後等デイサービス」に区分されます。児童発達支援には、上肢、下肢または体幹の機能に障害があり、理学療法等の機能訓練や医療的管理下での支援が必要な児童を対象とした「医療型児童発達支援」と、外出することが困難な重症心身障害児などを対象とした「居宅訪問型児童発達支援」があります。

また、地域や教育施設での保育・教育を進めるため、療育の支援者が保育所や幼稚園、認定こども園などの施設に訪問し支援する「保育所等訪問支援」があります。



児童福祉法に基づく下記の障害福祉サービス等について、令和3年度から5年度の計画期間中の福祉サービス量の見込みと確保策などを定めます。

障害児支援	
1)相談支援	①障害児相談支援
2)障害児通所支援	①児童発達支援 ②医療型児童発達支援 ③放課後等デイサービス ④保育所等訪問支援 ⑤居宅訪問型児童発達支援

# 1 障害児支援

## (1) 障害児相談支援

### ①障害児相談支援

障害児通所支援の利用に際して、障害児支援利用計画を作成します。通所支援開始後、一定期間ごとにサービスの利用状況の検証を行い、計画の見直しを行います。

#### 【サービス見込みの定め方】

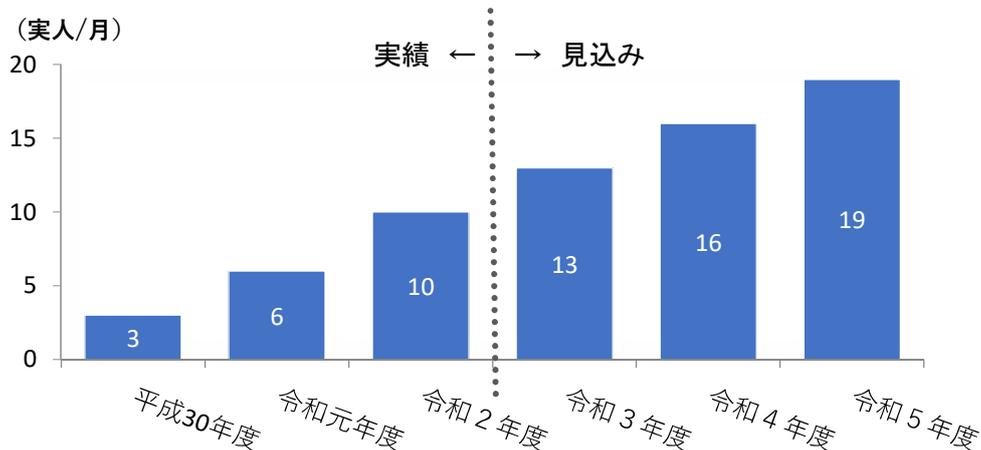
障害児相談支援は平成30年度以降、放課後等デイサービス等の利用増加を受けて、年々利用件数が増加しています。アンケート調査及び事業所ヒアリング調査結果からも、今後の障害児通所支援サービスの利用が見込まれるため、障害児相談支援事業は3年度以降も利用者が増加すると見込んで設定します。

障害児相談支援の利用実績と見込み

障害児相談支援	実績値			第2期計画見込み			単位
	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	
障害児相談支援	3	6	10	13	16	19	実人/月

注:各年度末3月現在。令和2年度実績値は見込み。

障害児相談支援の利用実績と見込み



注:各年度末3月現在。令和2年度実績値は見込み。

### 【提供体制の確保策】

鴨川市外にある安房圏域の障害児通所支援サービスを利用する場合もあるため、圏域における関係機関との連携強化を進め、相談支援専門員の育成、相談体制の充実をはかります。

## (2) 障害児通所支援

### ①児童発達支援

未就学の身体、知的、精神、発達、その他障害のある児童に、日常生活に必要な基本的な知識・技能の付与や集団生活への適応訓練を行います。

### ②医療型児童発達支援

未就学の障害児に、日常生活に必要な基本的な知識・技能の付与や集団生活への適応訓練を行うとともに、身体の状態により、治療も行います。

### ③放課後等デイサービス

就学中の障害児に、放課後や夏休み等の長期休暇を利用して、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することで障害児の自立を促進します。

### ④保育所等訪問支援

障害のある児童が在籍している保育所等を児童指導員や保育士等療育の支援者が訪問し、障害のある児童や保育所等のスタッフに対して、集団生活に適応するための専門的な支援を行います。

### ⑤居宅訪問型児童発達支援

重症心身障害児などの重度の障害児で、障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障害児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与などの支援を行います。

### 【サービス見込みの定め方】

児童発達支援、放課後等デイサービス、は、増加傾向がみられ、今後もその傾向が継続することが想定されるため、継続して増加傾向を見込みます。

保育所等訪問支援は、利用異実績が伸びてきており、令和3年度以降も継続して増加傾向を見込みます。

医療型児童発達支援は、平成30年度には、利用がありませんでしたが、令和元年度

以降利用実績があり、令和3年度からも継続した利用を見込みます。本計画期間中に医療型児童発達支援センターの設置も計画しており、利用の増加が見込まれます。

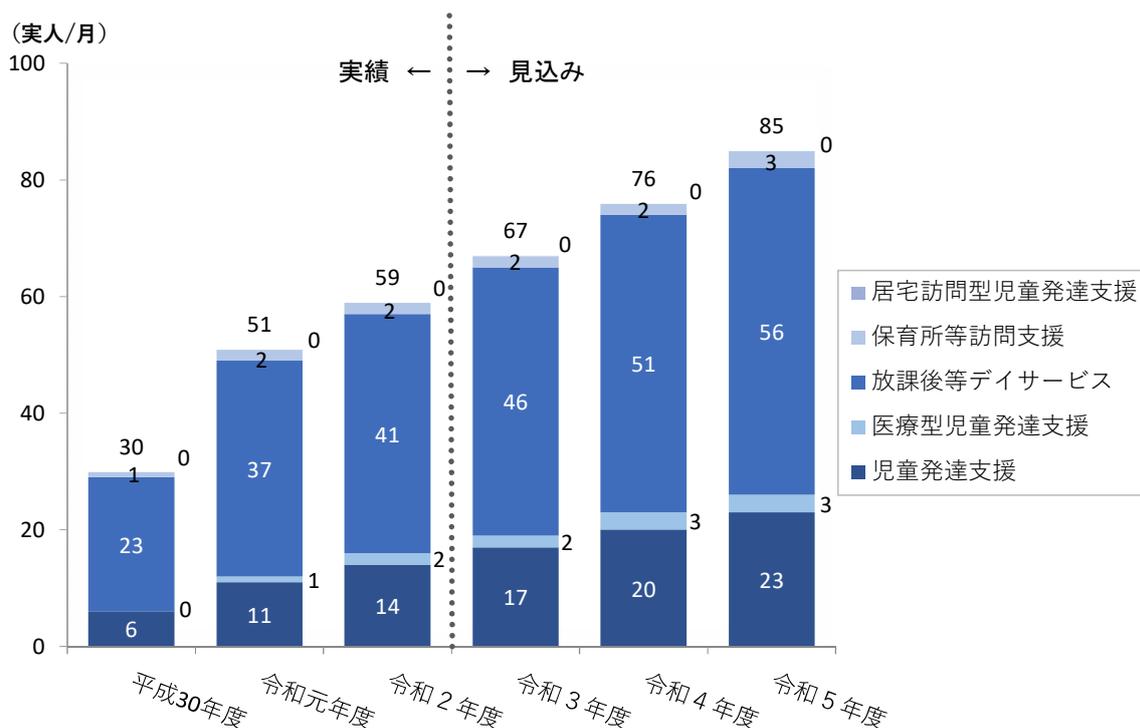
居宅訪問型児童発達支援は、平成30年度以降の利用実績がなく、令和3年度以降も利用者数を想定しにくいいため、0とします。ただし、該当する利用者がある場合には、必要な機能の手配等、受入態勢を検討します。

障害児通所支援の利用実績と見込み

障害児通所支援	実績値			第2期計画見込み			単位
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
児童発達支援	6	11	14	17	20	23	実人/月
	40	72	87	111	130	150	延人日/月
医療型児童発達支援	0	1	2	2	3	3	実人/月
	0	3	5	6	8	8	延人日/月
放課後等デイサービス	23	37	41	46	51	56	実人/月
	101	145	177	193	214	235	延人日/月
保育所等訪問支援	1	2	2	2	2	3	実人/月
	1	2	2	2	2	3	延人日/月
居宅訪問型児童発達支援	0	0	0	0	0	0	実人/月
	0	0	0	0	0	0	延人日/月
障害児通所支援計	30	51	59	67	76	85	実人/月
	142	222	271	312	354	396	延人日/月

注:各年度末3月現在。令和2年度実績値は見込み。

障害児通所支援の利用実績と見込み



注:各年度末3月現在。令和2年度実績値は見込み。

### 【提供体制の確保策】

鴨川市では、放課後等デイサービスの事業所が少ない一方、利用希望は多くなっています。また、アンケート調査結果では、現状利用している場合でも、利用回数をもっと多くして欲しいという希望も多く、令和3年度以降は、さらに増加傾向を見込みます。

児童発達支援、放課後等デイサービスの利用見込の増加にあたっては、既存事業所の定員増や拡充等また、新規事業所の開設の促進等により、サービス提供量の確保を推進します。障害児通所支援は、子どもの療育・リハビリテーション、保護者の学びや育児・介護の休息のために重要であり、個々の発達状況や障害特性に応じたきめ細やかな支援を必要とすることから、さらなる専門性の向上に関する研修会の開催などに取り組みます。

また、教育委員会による認定こども園や小中学校への巡回相談により、早期発見・早期相談への効果につながっていると同時に、保育士等もこの機会を通じて観察の視点や接し方等を学ぶ機会となっており、園や学校全体のスキルアップにもつながっています。

保育所等訪問支援も併せ、これらの実績をもとに療育と保育・教育の一層の連携を図り、それぞれの育ちの場で障害のある子もない子も共に育つ地域社会への参加・包容の推進に努めます。

## 第4章 その他の関連事業等

### 第1節 医療的ケア児等支援ワーキンググループ

本計画の成果目標にも、国の示す「医療的ケア児支援の協議の場」の設置及び「医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーター」の配置が定められており、医療的ケア児への施策は、障害児福祉の施策の上でも重要な取組のひとつになっています。本市においても、医療的ケア児の人数が平成30年度の4人（千葉県調査値）から令和2年度には7人（ワーキンググループ調査値）と増加傾向にあります。令和元年に安房圏域の3市1町で協議の場を設置し、令和2年度には、共同で運営している地域自立支援協議会の子ども部会内に「医療的ケア児等支援ワーキンググループ」を立ち上げました。

名称	活動内容
医療的ケア児等支援ワーキンググループ	医療的ケアを必要とする児童とその家族が身近な地域で支援が受けられるように、医療や福祉、教育、行政機関等があつまり、課題を共有して方策を検討します。

令和2年10月から12月まで、ワーキンググループでは安房圏域における医療的ケア児の状況や支援ニーズの把握等を目的にアンケート調査を実施しました。この結果から、ワーキンググループ内で課題等を共有し、本計画や安房圏域の支援体制、災害対策等に反映させる予定です。

### 第2節 小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業

市では、令和3年度から、小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業を実施します。小児慢性特定疾病とは、長期にわたり療養を必要とし生命に危険が及ぶおそれがあり、療養のために多額の費用を要するものとして国が定める疾病です。児童福祉法第19条の3第3項に規定する医療費支給認定に係る在宅の小児慢性特定疾病児童等に対し、電動式たん吸引器、ネブライザー（吸入器）、入浴補助用具等を給付することで、日常生活の支援を行います。



## 第4編 計画の推進体制



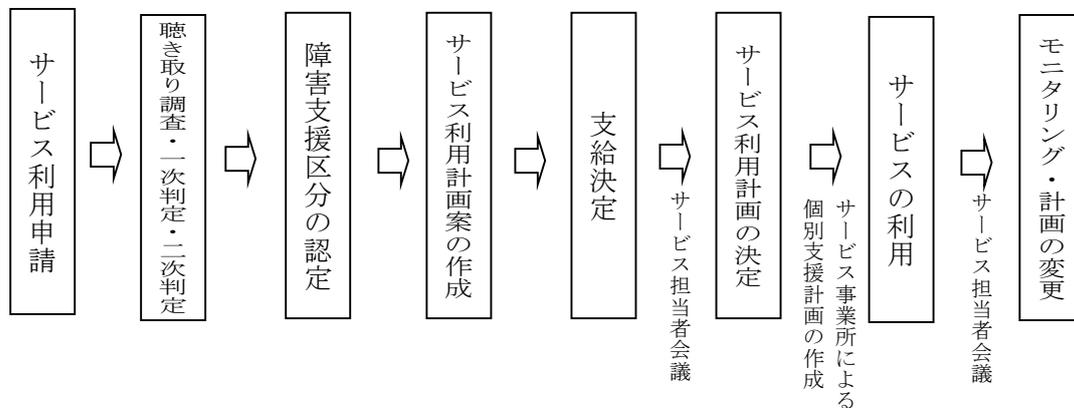
# 第1章 円滑な推進に向けた方策

## 第1節 適切なケアマネジメントの実施

障害者総合支援法に基づく自立支援給付と児童福祉法に基づく障害児通所支援（児童発達支援事業等）の利用にあたっては、「支給決定」の前段階で、指定特定相談支援事業所・指定障害児相談支援事業所が一人ひとりの「サービス利用計画」（ケアプラン）を作成し、一定期間ごとにモニタリングを行ないます。各サービス提供事業所は、この「サービス利用計画」（ケアプラン）をもとに、一人ひとりの「個別支援計画」を作成し、こちらも一定期間ごとにモニタリングを行っていきます。

この制度改正をふまえ、正確・公平な障害支援区分の認定と支給決定、障害者一人ひとりのニーズに基づく適切なケアマネジメントが展開できるよう、認定調査員や審査会委員、相談支援専門員などの知識・技術の向上を図るとともに、きめ細かなサービス担当者会議の実施を働きかけていきます。また、こうしたしくみについて、市内の障害者や家族などへの周知に努めていきます。

サービスの利用申請から利用・モニタリングまでの概略



## 第2節 地域自立支援協議会の円滑な運営

障害者の生活支援ニーズと実際のサービスを適切に結びつけるには、指定相談支援などを通じた効果的なケアマネジメントの推進が欠かせません。そのためには、市、指定相談支援事業者、サービス事業者、さらには雇用分野、教育分野などの関係者が支援ネットワークを構築していくことが重要です。

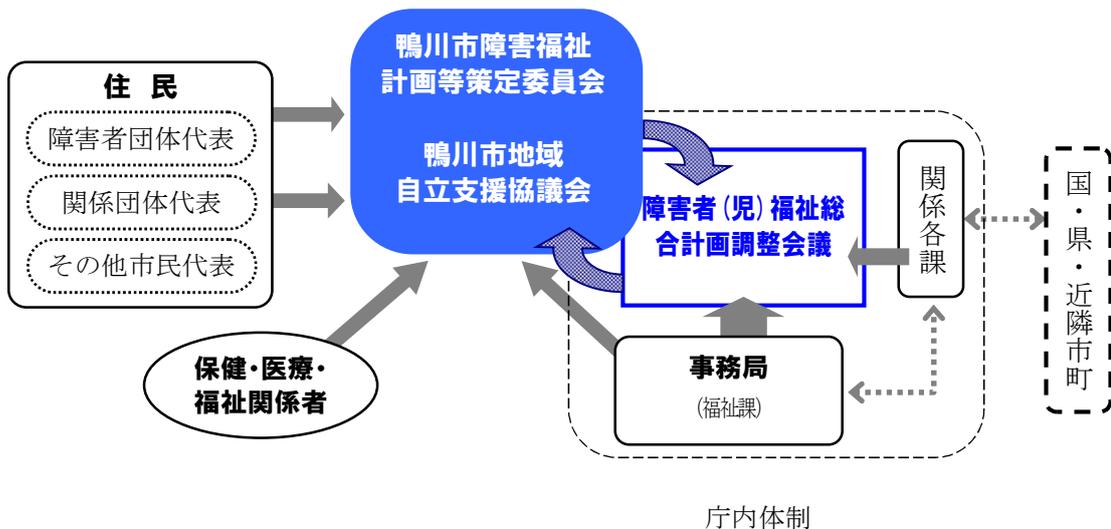
障害者自立支援サービスに関するこうした支援ネットワーク構築の中核的役割を果たす機関として「地域自立支援協議会」を設置し、随時、必要なケース検討や連絡・調整を行っていきます。

## 第2章 計画の進行管理

障害者福祉計画及び障害児福祉計画の実施にあたっては、上位計画である「障害者(児)福祉総合計画」を含め進行します。これらの計画を推進するため、障害者代表や各種関係団体の代表、保健・医療・福祉関係者、学識経験者、行政関係者等で構成される「鴨川市障害福祉計画等策定委員会」(障害者基本法第36条第4項に規定する審議会その他の合議制の機関に相当)を設置し、計画の進行管理を行っていきます。

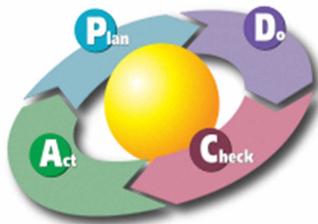
また、障害者代表や、指定相談支援事業者、サービス事業所などの保健・医療・福祉関係者、関係各課の担当者などで構成される「地域自立支援協議会」を広域で運営し、相談支援・権利擁護、就労支援、地域生活支援等の方策について幅広い意見交換を図り、計画の推進につなげます。

計画の推進体制



また、本計画はPDCAサイクルに基づき進行管理に努め、障害福祉計画等策定委員会等で、計画の進捗状況の報告及び評価を行い、随時、施策の見直しに努めていきます。

PDCAサイクル



計画 (Plan)	目標を設定し、目標達成に向けた活動を立案する
実行 (Do)	計画に基づき活動を実行する
評価 (Check)	活動を実施した結果を把握・分析し、考察する
改善 (Act)	考察に基づき、計画の目標、活動などを見直す

## 第3章 専門従事者の育成・確保

県や近隣市町、関係機関等との連携を通じて、障害者福祉施策を推進していくうえで不可欠な保健・医療・福祉に関わる各種資格者、専門従事者等の計画的養成と確保に努めます。とりわけ、障害者の健康維持、機能回復、生活支援に従事する理学療法士（PT）、作業療法士（OT）、言語聴覚士（ST）、医療ソーシャルワーカー（MSW）、公認心理士（CPP）、相談支援専門員、社会福祉士（SW）、精神保健福祉士（PSW）、コミュニティソーシャルワーカー（CSW）、介護福祉士（CCW）、ホームヘルパー等の専門職を広域的な連携のもとに確保し、資質の向上に努めていきます。

また、分野・組織を超えた合同研修会・交流会の開催などを通じて、障害者に関わる専門従事者間の連携の強化を図ります。

## 第4章 行政職員の資質向上

複雑・多様化しつつある施策ニーズに対し、柔軟に対応できる庁内体制を整備するため、各種研修の充実、ボランティア体験の実施などを通じ、行政職員の障害者への理解と人権意識・福祉意識の向上に努めます。

## 第5章 財源の確保

障害福祉サービスをはじめとする公的福祉サービスの充実や、地域での支え合いのネットワークの強化を図るために、安定的な地域の自主財源の確保に努めるとともに、国や県に対し各種財政的措置を講じるよう要請していきます。



# 參考資料



# 鴨川市障害福祉計画等策定委員会設置要領

(設置)

第1条 本市の障害福祉計画等の策定に当たり、障害者その他の関係者の意見を広く聴くため、鴨川市障害福祉計画等策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(定義)

第2条 この要領において「障害福祉計画等」とは、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項の規定に基づく市町村障害者計画、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第88条の規定に基づく市町村障害福祉計画及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律（平成28年法律第65号）による改正後の児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の20の規定に基づく市町村障害児福祉計画をいう。

(所掌事務)

第3条 委員会は、本市の障害福祉計画等の策定について必要な事項を協議する。

(組織)

第4条 委員会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が依頼する。

- (1) 障害者団体関係者
- (2) 福祉関連団体関係者
- (3) 保健医療関係者
- (4) 障害福祉事業関係者
- (5) 識見を有する者

3 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選により定める。

4 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は、選任の日から第3条に規定する協議が終了するまでの間とする。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見等の聴取)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の会議への出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又はこれらの者に対して必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、健康福祉部福祉課において処理する。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

1 この要領は、令和2年7月21日から施行する。

2 委員の互選により委員長が定められていない場合の会議については、第6条第1項の規定にかかわらず、健康福祉部福祉課が招集するものとする。

## 鴨川市障害福祉計画等策定委員会委員名簿

区 分	氏 名	所属団体及び職名
障害者団体	栗原 定雄	鴨川市心身障害者(児)福祉会 会長
福祉関連団体	榎本 豊	鴨川市民生委員・児童委員協議会 会長
福祉関連団体	石井 一巳	鴨川市社会福祉協議会 会長
保健医療関係	林 宗寛	鴨川市立国保病院 院長
保健医療関係	児玉 一世	千葉県安房健康福祉センター 鴨川地域保健センター 副センター長
障害福祉事業関係	永井 広雄	障害者支援施設 しあわせの里 施設長
障害福祉事業関係	中川 正彦	障害福祉サービス事業所 鴨川ひかり学園 施設長
障害福祉事業関係	中島 展	こども未来共生会 理事長・統括施設長 (鴨川そらいろ)
識見を有する者	坂田 裕一	千葉県立安房特別支援学校 鴨川分教室 教頭
識見を有する者	谷 智恵	鴨川市教育委員会 学校教育課 主任指導主事

## 用語解説

### あ

#### アクセシビリティ

年齢や身体障害の有無に関係なく、誰でも必要とする情報に簡単にたどり着け、利用できること。

#### 一般就労

労働基準法及び最低賃金法に基づく雇用関係による企業への就労。

#### インフォーマルサービス

公的機関や専門職による制度に基づくサービスや支援（フォーマルサービス）以外の支援のこと。

#### NPO

Non Profit Organization の略で、民間非営利団体と訳される。日本においては、市民が自主的に組織し運営する、営利を目的としない市民活動団体という意味で用いられることが多い。1998（平成10）年12月に施行された「特定非営利活動促進法（通称：NPO法）」により法人格を取得した団体を特定非営利活動法人（NPO法人）という。

### か

#### 学習障害（LD）

全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な状態を指すもの。

#### 共同生活援助（グループホーム）

夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行う。

#### 居宅介護（ホームヘルプ）

ホームヘルパーが自宅を訪問し、家事援助や入浴、排せつ、食事の介護等を行う。

#### ケアマネジメント

障害者の地域における生活支援をするために、利用者全般にわたるニーズと公私にわたる様々な社会資源との間に立って、複数のサービスを適切に結びつけ、調整を図りつつ、包括的かつ継続的にサービス提供を確保する援助方法。

#### 計画相談支援

障害福祉サービスの利用に際し、支給決定時のサービス等利用計画の作成、及び支給決定後のサ

ービス等利用計画の見直し（モニタリング）を行う。

#### 行動援護

自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行う。

#### コミュニケーション支援

音声言語による意思の疎通が難しい障害者や神経難病患者、高齢者に対して、手話通訳・要約筆記、電子機器やその技術を通してコミュニケーションの支援を行う。

#### コミュニティソーシャルワーカー（CSW）

地域において生活上の課題を抱える個人や家族に対する個別支援と、それらの人々が暮らす生活圏の環境整備や住民のネットワーク化といった地域支援を行う。

### さ

#### 施設入所支援

施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行う。

#### 児童発達支援事業

身体に障害のある児童、知的障害のある児童又は精神に障害のある児童（発達障害児を含む）に対して、日常における基本動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行う。また、その家族に対しても必要な援助を行う。

#### 自閉症

脳機能障害が原因でコミュニケーションの困難を示す障害。言語能力が低く、対人関係を嫌い、手順などに強いこだわりや固執を示すなどの症状がある発達障害の一種と考えられている。

#### 重度障害者等包括支援

介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行う。

#### 重度訪問介護

重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行う。

#### 就労移行支援

一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う。

## 就労継続支援（A型・B型）

一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う。

A型は雇用型、B型は非雇用型を指す。

## 障害者（地域）自立支援協議会

サービス利用計画の作成などを含む相談支援事業を適切に実施していくために設置される協議会。機能としては、①中立・公平性を確保する観点から、相談支援事業の運営評価、②具体的な困難事例への対応のあり方についての指導・助言、③地域の関係機関によるネットワークの構築があげられる。

## 障害支援区分

障害福祉サービスの必要性を明らかにするため障害者の心身の状態を総合的に示す区分。障害支援区分は支援の必要度に応じて、区分1（軽度）から区分6（重度）の6段階に分かれている。全国統一の調査項目（一次判定）をもとに、主治医意見書と特記事項を参考資料とし、審査会によって障害支援区分の判定が行われる。

## ジョブコーチ

障害者が職場に適応することを容易にするために援助を行う者をいう。ジョブコーチが派遣されることにより、職業習慣の確立や障害特性に関する理解促進などの人的支援等が実施され、障害者の就職及び職場定着の促進が図られる。

## 自立支援医療

平成18年4月から、従来の精神通院医療費公費負担制度、育成医療及び更正医療が再編されて、障害者自立支援医療となった。

## 自立訓練（機能訓練・生活訓練）

自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行う。

## 生活介護

常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供するサービス。

## 成年後見制度

判断能力に不安のある成年者（認知症高齢者・知的障害者・精神障害者）を保護するための制度。平成11年12月の法改正により禁治産、準禁治産制度から、各人の多様な判断能力及び保護の必要性の程度に応じた柔軟かつ弾力的な措置を可能とする補助・保佐・後見の制度に改められた。平成12年4月施行。  
相談支援事業

障害者等や介護者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、障害福祉サービスの利用支援等を行うとともに、関係機関との連絡調整など、必要な援助を行う事業。

# た

## 短期入所（ショートステイ）

自宅で介護する人が病気やその他の理由により介護ができない場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う。

## 地域移行支援

施設や病院に長期入所（入院）していた障害者が、地域での生活に移行するために必要な住居の確保や新生活の準備等について支援する。

## 地域活動支援センター

創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流等を行う施設。

## 地域定着支援

居家で一人暮らししている障害者に対し、夜間等を含む緊急時における連絡、相談等のサポートを行う。

## 注意欠陥・多動性障害（ADHD）

不注意（集中力がない・気が散りやすい）、多動性（じっとしてられない・落ち着きがない）、衝動性（順番を待てない・考える前に実行してしまう）の3つの要素がみられる発達障害のひとつ。

## 同行援護

視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等について、移動時やそれに伴う外出先において、必要な視覚的情報の支援（代筆・代読を含む）や援護を行う。

## 特別支援教育

従来の特殊教育の対象の障害だけでなく、学習障害（LD）、注意欠陥・多動性障害（ADHD）、高機能自閉症を含めて障害のある児童生徒の自立や社会参加に向けて、その一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するために、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行う。

## 特別支援教育コーディネーター

保護者や関係機関に対する学校の窓口として、また、学校内の関係者や福祉・医療等の関係機関との連絡調整役的な役割を担い、障害のある児童生徒の発達や障害全般に関する一般的な知識及びカウンセリングマインド（相手の人間性を尊重・理解し、心の触れ合いを重視する）を有する

者。

### トライアル雇用

正式には、トライアル雇用事業という厚生労働省の事業。障害者雇用をためらっている事業所に対して、試行（トライアル）雇用の形での受け入れを要請し、本格的な障害者雇用に取り組むきっかけづくりを進めるもの。

## な

### 日常生活自立支援事業

認知症、知的障害、精神障害等があるため判断能力に不安のある人が、自立した地域生活を送れるように福祉サービスの利用援助を行うことにより権利擁護に資することを目的とした事業。実施主体が利用者の状況を調査し、利用者の参加を得て策定した「支援計画」に基づき、生活や福祉に関する情報提供や助言、手続きの援助、福祉サービスの利用料の支払い、苦情解決制度の利用援助などを実施するほか、日常的な金銭管理等を行うこともできる。

### 日常生活用具

日常生活上の便宜を図るための用具で、以下の6種類の用具がある。

- ①介護・訓練支援用具、②自立生活支援用具、③在宅療養等支援用具、④情報・意思疎通支援用具、⑤排せつ管理支援用具、⑥居宅生活動作補助用具（住宅改修費）

## は

### 発達障害

自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であって、その症状が通常低年齢において発現する場合が多い。

### バリアフリー

障害者や高齢者などが暮らしやすくなるために、道路の段差など、障壁をなくすことをいう。

### 福祉的就労

障害のため、働く機会が得られない障害者の「働く権利」を保障する場。授産施設や小規模作業所などを指すことが多い。

### 福祉避難所

障害者や高齢者、妊産婦などの災害時要援護者は、一般の避難所の生活では、疲労やストレス、持病の悪化等を原因とする関連死に至る事例が報告されている。このような関連死を防ぐために福祉避難所が制度化された。

福祉避難所とは、市が設置する要援護者のために

特別の配慮がなされた避難所のことで、災害救助法が適用された場合において、概ね10名の要援護者に1名の生活相談職員（要援護者に対して生活支援・心のケア・相談等を行う専門職）等を配置することができる。また、要援護者に配慮したポータブルトイレ、手すり等の器物、日常生活上の支援を行うために必要な紙おむつ、その他の消耗品について、市は国県の補助を受けて確保することができる。

### 保育所等訪問支援

保育所等を現在利用中の障害児、又は今後利用する予定の障害児が、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を必要とする場合に、障害児施設で障害児に対する指導経験のある児童指導員・保育士が訪問支援し、保育所等の安定した利用を促進する。

### 放課後等児童デイサービス

放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって障害児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを推進する。

### 補装具

身体機能を補完し、または代替し、かつ長期間にわたり継続して使用されるもので、義肢、装具、車いす等の器具をいう。

## や

### ユニバーサルデザイン

年齢、性別、国籍、個人の能力にかかわらず、はじめからできるだけ多くの人々が利用可能なように利用者本位、人間本位の考え方にたって、快適な環境をデザインすることを指す。ユニバーサルデザインを説明するにあたり、下記の7つの原則が用いられる。① だれにも公平に利用できること（公平性の原則）② 利用者に応じた使い方ができること（柔軟性の原則）③ 使い方が簡単ですぐわかること（単純性と直感性の原則）④ 使い方を間違えても、重大な結果にならないこと（安全性の原則）⑤ 必要な情報がすぐ理解できること（認知性の原則）⑥ 無理な姿勢をとることなく、少ない力でも楽に使えること（効率性の原則）⑦ 利用者に応じたアクセスのしやすさと十分な空間が確保されていること（快適性の原則）。

## ら

### ライフステージ

人の一生を年代によって分けたそれぞれの段階をいう。幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期などに区分され、誕生・入学・卒業・就職・結婚・子どもの誕生・退職・死などそれぞれの段階に応じた節目となる出来事を経験する。また、それぞれの段階ごとに特徴的な悩みや問題などがある。

#### リハビリテーション

単に医学的な機能回復訓練にとどまることなく、医学的、教育的、職業的、社会的な幅広い分野で、ライフステージのすべてにわたって、障害者が人間としての尊厳を回復し、生きがいをもって社会に参加できるようにすることを目的とする援助の体系。

#### 療養介護

医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行う。



---

# 鴨川市障害者（児）福祉総合計画

---

令和3年2月

編集・発行 鴨川市 福祉課

〒296-0033

千葉県鴨川市八色887-1

鴨川市総合保健福祉会館（ふれあいセンター）

電話 04-7093-7112

FAX 04-7093-7115

E-mail [fukushi@city.kamogawa.lg.jp](mailto:fukushi@city.kamogawa.lg.jp)

---

